

3 市共同資源化事業基本構想

平成 26 年 9 月

小平市・東大和市・武蔵村山市

小平・村山・大和衛生組合

目 次

第1章 基本構想策定にあたって	1
第1節 構想策定の目的	1
1. 3市共同資源化事業の枠組の明確化	1
2. 減量化・資源化施策の方向の明示	1
3. 施設整備の基本的事項の取りまとめ	1
第2節 基本構想の位置づけ	2
第3節 基本方針	3
第2章 基本構想の基本的な事項	4
第1節 基本事項	4
1. 対象地域	4
2. 計画期間	4
3. 基本的な方向	5
第3章 一般廃棄物処理の現状と将来予測	6
第1節 ごみ量の実績	6
1. 人口及びごみ量の実績	6
第2節 資源化基準及び3R施策の現状	14
1. 3市の資源化基準の現状	14
2. 3R施策の現状	15
第3節 中間処理施設の現状	18
1. 資源化を行う施設	18
2. ごみ処理施設	21
第4節 最終処分施設	23
1. エコセメント化施設	23
2. 埋立処分場	24
第5節 廃棄物発生量の将来予測	26
1. 予測の方法	26
2. 3市地域全体	27
3. 小平市	29
4. 東大和市	31
5. 武蔵村山市	33

第4章 3市共同の資源化に向けて	35
第1節 共同化に向けた課題や配慮事項	35
1. 小平市	35
2. 東大和市	36
3. 武蔵村山市	37
4. 小平・村山・大和衛生組合	38
5. 東京たま広域資源循環組合搬入配分量	39
第2節 共通施策の設定	40
第3節 3R施策の推進	41
1. 発生・排出抑制	41
2. 事業系ごみ対策	41
3. 資源化の推進	42
4. 自主的なごみ減量に対する支援	42
第4節 今後のごみ処理の方向性	43
1. 資源物の処理	43
2. 不燃・粗大ごみの処理	44
3. 可燃ごみの処理	44
4. 3市共同資源物処理施設	45
5. ごみの分別区分・収集方法の統一	47
第5節 ごみ処理施設の計画的更新	48
1. 不燃・粗大ごみ処理施設	48
2. ごみ焼却施設	50
第6節 事業スケジュール	51
第5章 3市共同資源物処理施設整備基本計画	53
第1節 基本事項	53
1. 計画の概要	53
2. 敷地条件	54
第2節 施設概要	56
1. 施設規模	56
2. 主要設備の検討	56
第3節 プラザ機能等	57
第4節 環境保全計画	58
1. 公害防止基準等の設定	58
2. 環境保全対策	60
第5節 災害対策計画	63

1. 施設災害対策.....	63
2. 安全衛生計画.....	64
第6節 配置・動線計画.....	65
1. 施設配置・車両動線.....	65
2. 搬出入車両シミュレーション.....	76
第7節 建設・運営計画.....	79
1. 事業方式.....	79
2. 周辺環境対策.....	81
3. 財源計画.....	82
第8節 施設整備に伴う調査等.....	83
第9節 事業スケジュール.....	84

はじめに

小平市、東大和市及び武蔵村山市（以下「3市」という。）地域では、ごみの減量施策やごみの収集、リサイクルなどは市が行ない、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみの処理（中間処理）は3市共同による小平・村山・大和衛生組合（以下「組合」という。）、焼却した後の残さ（焼却灰）のエコセメント化（セメントとしてのリサイクル）や燃えないごみの最終処分（埋立）は25市1町共同による東京たま広域資源循環組合がそれぞれ管理・運営を行なっています。

ごみや資源を取り扱う廃棄物行政では、生産から流通、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない循環型社会に向けて、3R（Reduce（リデュース）「発生抑制」、Reuse（リユース）「再使用」、Recycle（リサイクル）「再生利用」）を推進していくことが、社会的に求められています。

こうした中で、廃棄物の処理は、まず、できる限り廃棄物の発生や排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした廃棄物の発生や排出の抑制及び適正な循環的な利用を徹底したうえで、なお適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することが基本となっています。

一方、ごみや資源の処理・処分（再生を含む。）には施設などが必要不可欠ですが、3市で排出されるびん、缶、ペットボトルなどの資源化を行う施設は、老朽化や処理能力の限界などの課題があります。また、ごみ処理施設では、老朽化とともに旧式化した粗大ごみ処理施設の更新等が喫緊の課題となっています。

3市共同資源化事業基本構想は、平成33年度のごみの焼却施設の更新を視野に入れ、ソフト面では、廃棄物の減量施策や3市の資源化基準の統一、ハード面では、3市共同資源物処理施設の新設と粗大ごみ処理施設の更新を内容とする3市共同資源化事業の全体像を示すものです。

今後、この構想に基づき、3市と組合は循環型社会の形成に向けた取組を、共同で推進していきます。

第1章 基本構想策定にあたって

第1節 構想策定の目的

1. 3市共同資源化事業の枠組の明確化

本構想は、3市及び組合が目指すべき将来の廃棄物処理事業について、その骨格を取りまとめるとともに、3市地域の望ましい循環型社会の形成に向けた、3市共同資源化事業の全体像を示すものです。

2. 減量化・資源化施策の方向の明示

循環型社会の実現を目指し、廃棄物の減量化・資源化施策について、3市地域共通の目標と共同で実施する施策の方向を示すものです。

3. 施設整備の基本的事項の取りまとめ

現在、3市の資源化を行う施設は、老朽化などの課題があります。また、組合のごみ焼却施設及び粗大ごみと燃えないごみを処理する粗大ごみ処理施設は、いずれも老朽化とともに旧式化しており、早急に更新等を検討しなければならない状況にあります。

ごみの資源化や処理・処分に必要不可欠な施設などについて、整備に向けた基本的事項を定めます。

第2節 基本構想の位置づけ

本構想は、「循環型社会形成推進基本法」等の関係諸法令や東京都が定める「東京都廃棄物処理計画」、3市が定める「総合計画」、「一般廃棄物処理基本計画」等の上位計画を踏まえ策定するものです。

「一般廃棄物処理基本計画」は、3市が長期的、総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るためのそれぞれの市の基本方針であり、本構想は、それを踏まえた3市共同による中間処理等に関する中・長期的な方向を定めるものです。

本計画の位置づけを図1-2-1に示します。

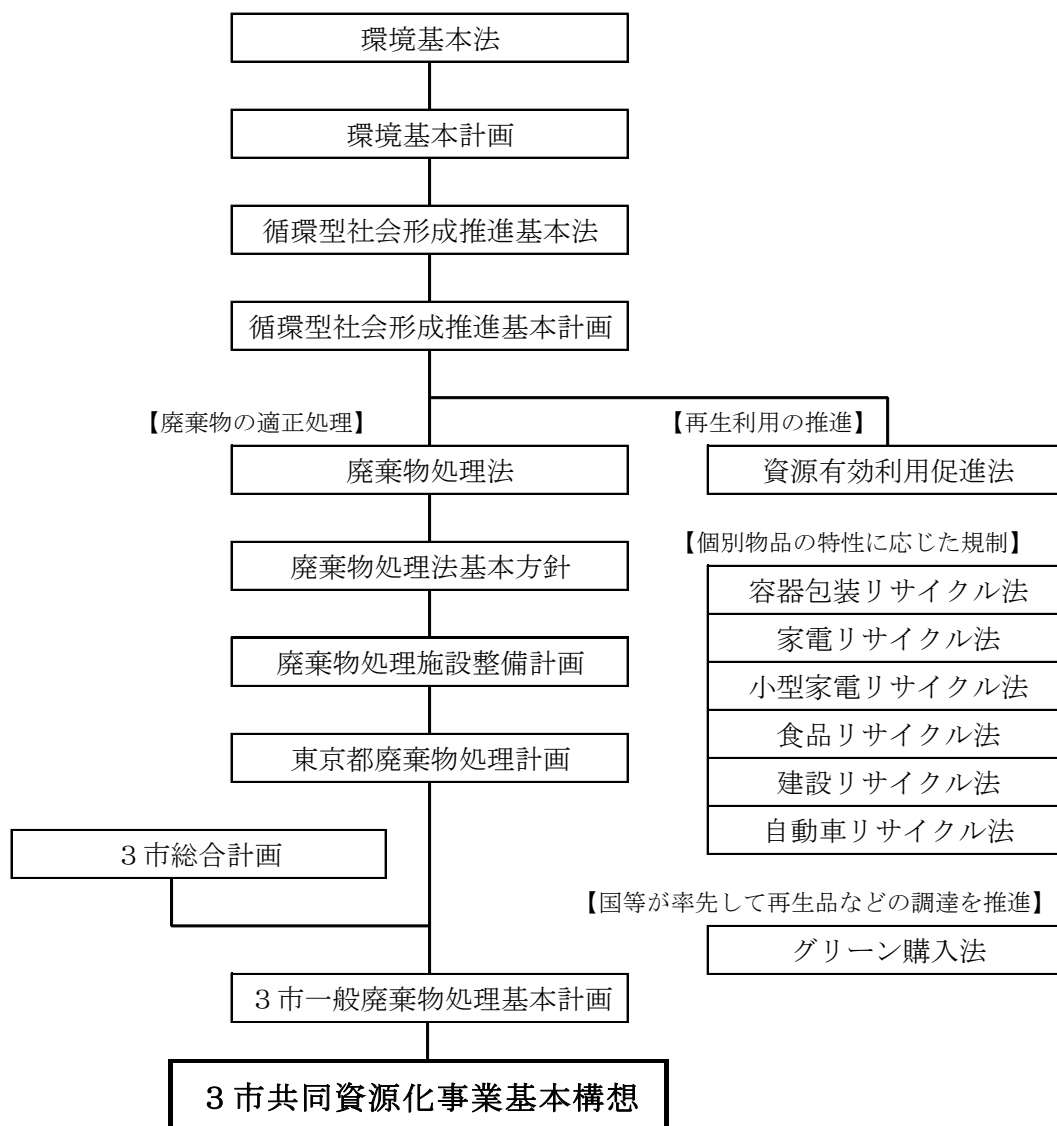


図1-2-1 基本構想の位置づけ

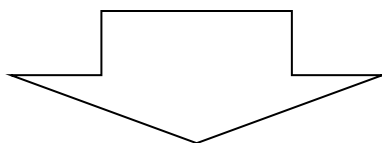
第3節 基本方針

3市は、それぞれ策定している「一般廃棄物処理基本計画」の中で、以下に示すとおり一般廃棄物処理に係る基本的な考え方を示しています。この基本的な考え方によると、3市は共通して「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」から「循環型社会」への転換を目指すとしています。

本構想は、この基本的考え方を踏まえ、以下に示す項目を基本方針として設定します。

3市一般廃棄物処理基本計画の基本的考え方		
小平市	東大和市	武蔵村山市
循環型社会への真の変革に向け、「もったいない」＝3R+Respect（地球資源に対する尊敬の念）をキーワードにしています。市民・事業者が3Rに向けた行動を進めていくことと合わせて、「もったいない」が意識に根づくまちを目指します。	経済合理性から環境合理性へと価値観を変え、市民・事業者・市で発生抑制及び資源循環の仕組みをつくり、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムから「最適生産、最適消費、最小廃棄」型の循環型社会への転換を目指します。	現在の「大量生産・大量消費・大量廃棄」の社会活動やライフスタイルを変更し、市民、事業者、行政の三者がそれぞれの役割を分担し、環境への負荷をできるだけ少なくした循環型社会の形成を目指します。

3市共通の方向
「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」から「循環型社会」への転換



< 3市共同資源化事業基本構想 基本方針 >
<p>1 循環型社会の形成推進</p> <p>廃棄物の適正な循環的利用や処分を行うためには、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な規模の施設を確保して広域的な処理を行うことが有効であることから、3市地域の広域的協調により、3R施策の一層の徹底を図り、ごみの減量化と循環的利用を推進します。</p> <p>2 計画的な施設整備</p> <p>ごみ処理施設や資源化を行う施設は、廃棄物処理を安定的に実施するために必要不可欠な施設として一体的・総合的に検討します。また、合理的な施設として計画的に整備し、発生するごみの適正処理の推進に努めます。</p> <p>3 環境負荷の低減</p> <p>ごみの発生・排出抑制施策の強化を図り、資源化を行う施設の整備やごみ処理施設の更新にあたっては、確立された最新技術の効果的導入を図るなど、総合的な環境負荷の低減を図ります。</p>

第2章 基本構想の基本的な事項

第1節 基本事項

1. 対象地域

本構想の対象地域は、小平市、東大和市及び武蔵村山市地域とします。

3市地域は図2-1-1及び表2-1-1に示すとおり、東京都北部に位置し、全体で面積49.37km²、人口343,058人の地域です。

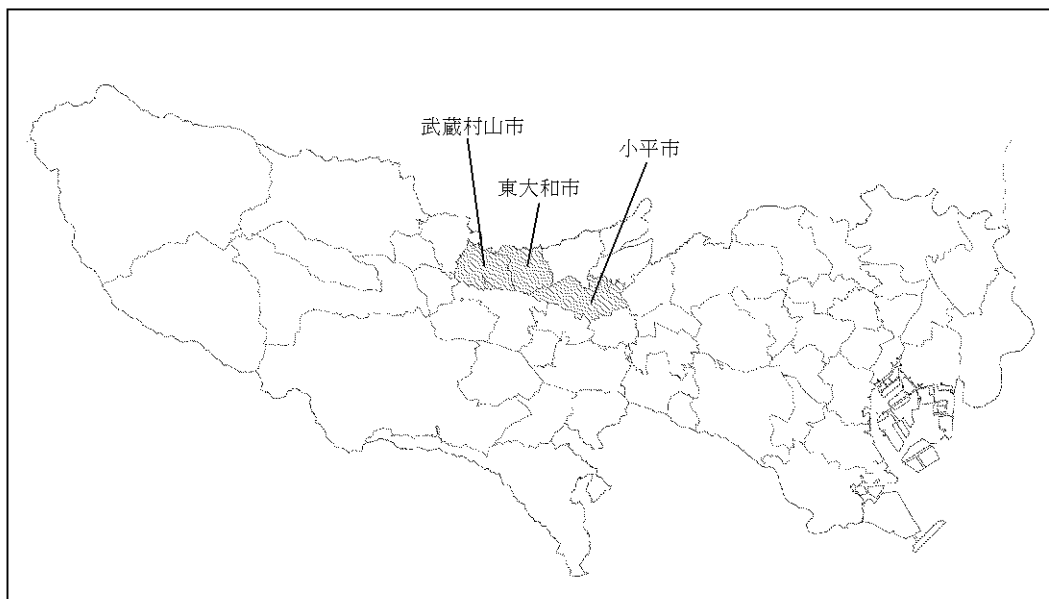


図2-1-1 東京都及び市域全図

表2-1-1 3市地域の面積と人口

(内訳)

市名	小平市	東大和市	武蔵村山市	合計
面積 (km ²)	20.46	13.54	15.37	49.37
人口 (人)	186,268	84,597	72,193	343,058

※ 人口は、平成25年10月1日現在

2. 計画期間

本構想の計画期間は、3市共同資源物処理施設の整備及び不燃・粗大ごみ処理施設の更新等を考慮し、本構想の策定年度である平成26年度から平成35年度までの10年間とします。

3. 基本的な方向

(1) 循環型社会の形成推進

1) 発生・排出抑制の促進

一般廃棄物の発生・排出抑制に関し、3市各々の施策に加えて、3市共同による普及啓発や情報提供、環境教育等を行い、ライフスタイルの見直しによる発生抑制を進めるとともに、住民の自主的な取組への支援をより一層促進します。

2) 3市地域における資源化基準の統一

排出される廃棄物の資源化基準（分別区分）を3市地域で統一し、協調した普及啓発を行なうことにより分別収集を推進し、廃棄物の再生利用を促進します。

(2) 計画的な施設整備

ごみ処理施設は、資源化を行う施設と一体的・総合的に検討し、合理的な施設として計画的に整備します。

1) 資源化を行う施設の整備

可燃性廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物について、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の対象となるプラスチック製容器包装（以下「容リプラ」という。）及びペットボトルの2品目を処理する施設、3市共同資源物処理施設を新たに整備し、地域内の循環型社会の形成をより一層進めます。

2) ごみ処理施設の更新事務への着手

廃棄物の発生・排出抑制を図り、最適な循環的利用を行なったうえで、なお発生する廃棄物の処理について、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築に向け、施設更新事務に着手します。

(3) 環境負荷の低減

1) 収集運搬事業の効率化

3市地域における資源と廃棄物の収集区分を統一し、収集品目ごとに収集地域・頻度を調整することで、曜日ごとの収集量の平準化を図り、受入施設への車両集中を回避するなど収集運搬の効率化を図ります。

2) 処理に伴う環境負荷の低減

資源化を行う施設の整備やごみ処理施設の更新にあたっては、確立された最新技術の効果的導入を図り、環境負荷要因の排出を抑制し、敷地内の緑化や建物のデザインに周辺地域との調和を図るなど、環境負荷の低減を図ります。

3) エネルギー回収の推進

ごみ処理施設は、熱回収施設として、循環型社会にふさわしい施設として更新することを前提とします。

第3章 一般廃棄物処理の現状と将来予測

第1節 ごみ量の実績

1. 人口及びごみ量の実績

(1) 3市地域全体

過去5年間（平成20～24年度）の3市地域全体の人口及びごみ排出量の実績を表3-1-1及び図3-1-1に、処理量の実績を表3-1-2及び図3-1-2に示します。

人口は増加傾向にあります。ごみ総排出量は減少傾向にあります。資源物については、容リプラの排出量が平成21年度以降減少傾向にあり、ペットボトルの排出量はほぼ横ばいで推移しています。

表3-1-1 人口及びごみ排出量の実績（3市地域全体）

区分\年度		H20	H21	H22	H23	H24
人 口		336,727	338,439	339,755	340,535	342,053
年間 (t/年)	行政処理量	98,514	94,611	93,757	93,367	93,265
	可燃ごみ	66,758	65,120	64,266	64,695	64,981
	不燃ごみ	10,707	7,892	7,844	7,877	7,677
	粗大ごみ	1,600	1,600	1,583	1,565	1,582
	資源物	19,450	19,999	20,064	19,229	19,025
	容リプラ	1,119	2,235	2,144	2,143	2,109
	ペットボトル	1,012	990	1,068	1,022	1,036
	その他(有害ごみ含む)	17,319	16,774	16,852	16,064	15,880
	集団回収量	3,951	4,032	4,064	4,131	4,031
合計	102,465	98,643	97,821	97,498	97,296	

※ 端数処理の関係から、合計が一致しない箇所がある。

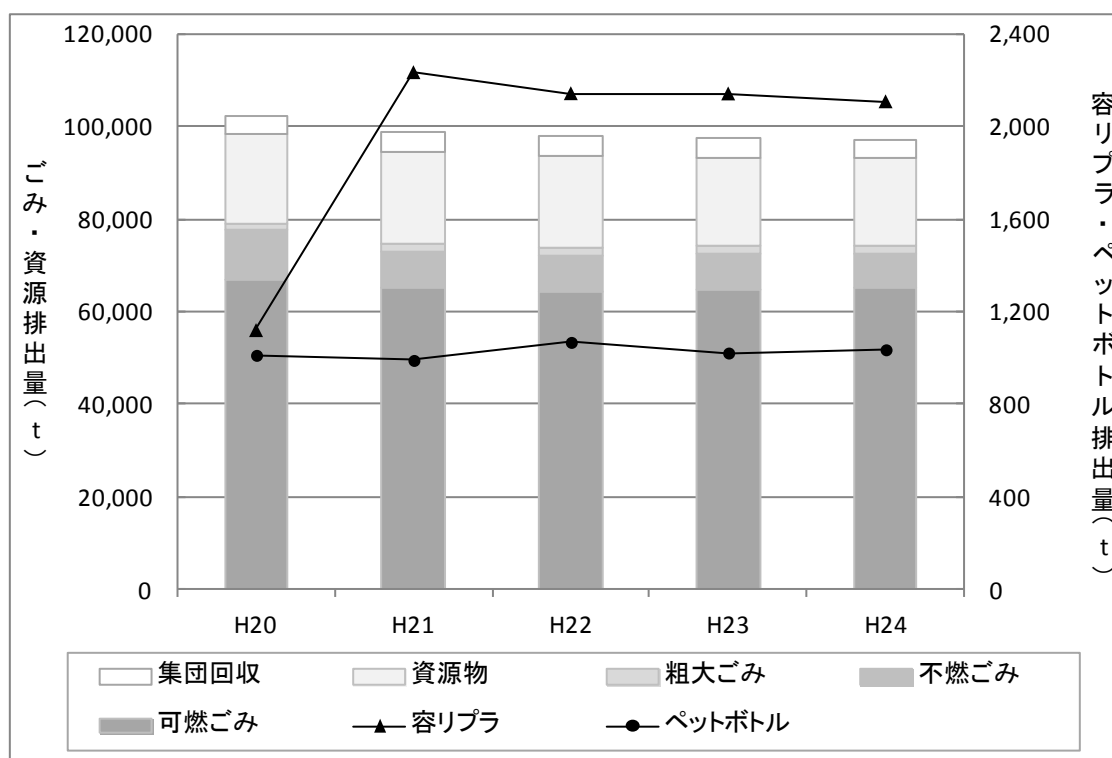


図3-1-1 ごみ排出量の実績（3市地域全体）

表3-1-2 ごみ処理量の実績（3市地域全体）

単位：t/年

区分\年度		H20	H21	H22	H23	H24
総排出量		102,465	98,643	97,821	97,498	97,296
総搬入量		98,514	94,611	93,757	93,367	93,265
中間処理	可燃ごみ	66,758	65,120	64,266	64,695	64,981
	古紙採取量	3	4	4	3	2
	焼却量	77,764	73,394	72,468	72,897	72,995
	焼却残さ	9,420	8,568	8,590	9,022	8,951
	焼鉄	1,286	1,091	1,083	988	908
	不燃・粗大ごみ	12,307	9,492	9,427	9,442	9,260
	破砕可燃物	11,009	8,278	8,206	8,205	8,016
	破砕不燃物	150	130	107	100	85
資源化	破砕資源物	1,148	1,084	1,115	1,137	1,159
	リサイクル量	35,258	34,778	34,920	34,510	34,076
	資源物（有害ごみ含む）	19,450	19,999	20,064	19,229	19,025
	中間処理施設からの資源化量	2,437	2,179	2,202	2,128	2,069
	古紙採取量	3	4	4	3	2
	焼鉄	1,286	1,091	1,083	988	908
	破砕資源物	1,148	1,084	1,115	1,137	1,159
	焼却残さ（エコセメント化）	9,420	8,568	8,590	9,022	8,951
最終処分	集団回収	3,951	4,032	4,064	4,131	4,031
	最終処分量	150	130	107	100	85
	中間処理施設からの最終処分量	150	130	107	100	85
	破砕不燃物	150	130	107	100	85
リサイクル率（エコセメント除く）		25.2%	26.6%	26.9%	26.1%	25.8%
リサイクル率（エコセメント含む）		34.4%	35.3%	35.7%	35.4%	35.0%
最終処分率		0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%

※ 端数処理の関係から、合計が一致しない箇所がある。
 ※ リサイクル率及び最終処分率は総排出量に対する割合。

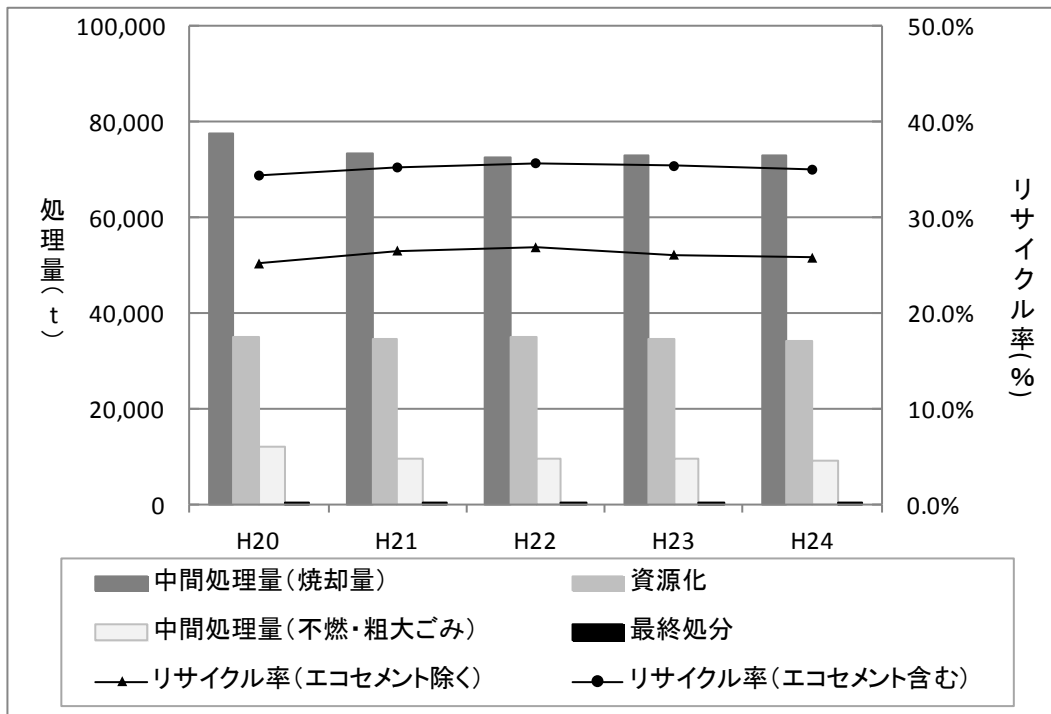


図3-1-2 ごみ処理量の実績（3市地域全体）

(2) 小平市

過去5年間（平成20～24年度）の小平市の人口及びごみ排出量の実績を表3-1-3及び図3-1-3に、処理量の実績を表3-1-4及び図3-1-4に示します。

人口は増加傾向にありますが、ごみ総排出量は減少傾向にあります。資源物については、容リプラの排出量が増加傾向にあり、ペットボトルの排出量はほぼ横ばいで推移しています。

なお、小平市では容リプラのうち一部（硬質のもの）に限って、資源物としています。

表3-1-3 人口及びごみ排出量の実績（小平市）

区分\年度		H20	H21	H22	H23	H24
人 口		183,197	183,889	184,216	184,218	185,279
年間 (t/年)	行政処理量	52,857	51,089	50,174	50,468	49,819
	可燃ごみ	35,337	34,140	33,400	33,824	33,699
	不燃ごみ	5,992	5,729	5,631	5,715	5,489
	粗大ごみ	966	966	928	1,015	1,031
	資源物	10,563	10,253	10,215	9,913	9,599
	容リプラ	330	398	449	485	485
	ペットボトル	552	535	554	557	558
	その他（有害ごみ含む）	9,681	9,320	9,212	8,871	8,556
	集団回収量	2,243	2,235	2,320	2,408	2,304
合計	55,101	53,323	52,495	52,876	52,123	

※ 端数処理の関係から、合計が一致しない箇所がある。

※ 今回採用した実績値は3市間で端数調整する前の数値であるため、一般廃棄物処理基本計画や清掃事業概要等の数値と一致しない箇所がある。

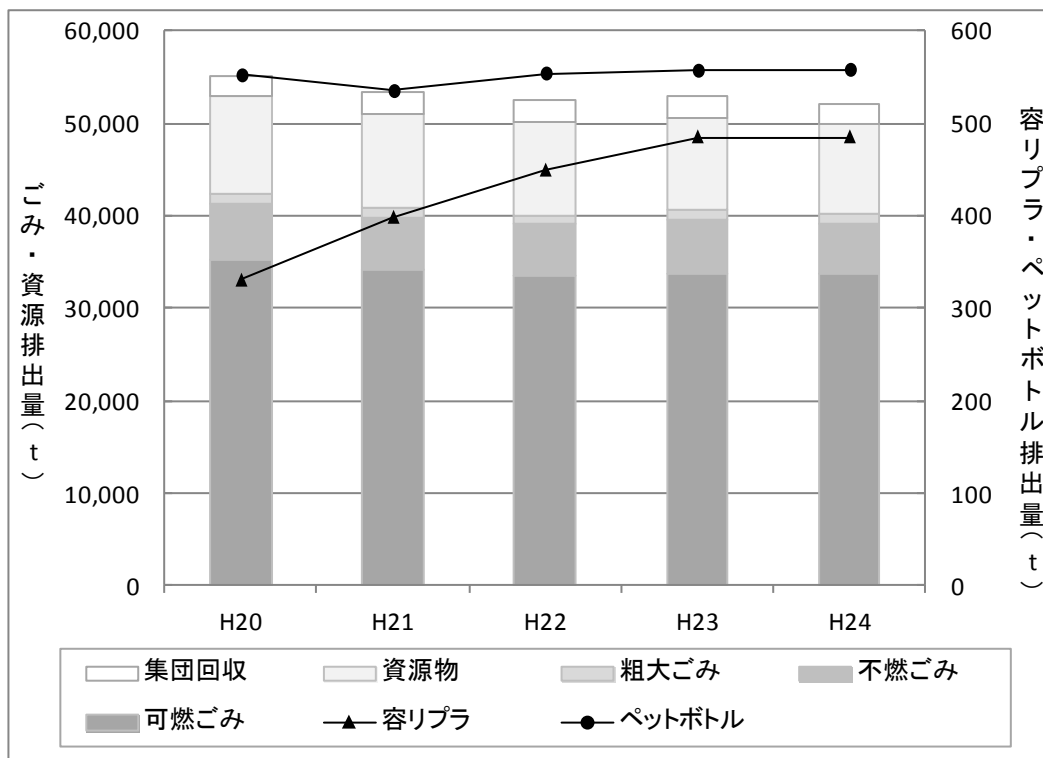


図3-1-3 ごみ排出量の実績（小平市）

表3-1-4 ごみ処理量の実績（小平市）

単位：t/年

区分\年度		H20	H21	H22	H23	H24
総排出量		55,101	53,323	52,495	52,876	52,123
総搬入量		52,857	51,089	50,174	50,468	49,819
中間処理	可燃ごみ	35,337	34,140	33,400	33,824	33,699
	古紙採取量	2	2	2	1	1
	焼却量	41,559	39,978	39,107	39,672	39,345
	焼却残さ	5,034	4,667	4,635	4,910	4,825
	焼鉄	687	594	585	538	489
	不燃・粗大ごみ	6,958	6,696	6,559	6,730	6,521
	破砕可燃物	6,224	5,840	5,709	5,849	5,647
	破砕不燃物	85	92	74	71	60
資源化	破砕資源物	649	764	776	811	813
	リサイクル量	19,178	18,515	18,533	18,581	18,031
	資源物（有害ごみ含む）	10,563	10,253	10,215	9,913	9,599
	中間処理施設からの資源化量	1,338	1,360	1,363	1,350	1,303
	古紙採取量	2	2	2	1	1
	焼鉄	687	594	585	538	489
	破砕資源物	649	764	776	811	813
	焼却残さ（エコセメント化）	5,034	4,667	4,635	4,910	4,825
最終処分	集団回収	2,243	2,235	2,320	2,408	2,304
	最終処分量	85	92	74	71	60
	中間処理施設からの最終処分量	85	92	74	71	60
	破砕不燃物	85	92	74	71	60
リサイクル率（エコセメント除く）		25.7%	26.0%	26.5%	25.9%	25.3%
リサイクル率（エコセメント含む）		34.8%	34.7%	35.3%	35.1%	34.6%
最終処分率		0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%

※ 端数処理の関係から、合計が一致しない箇所がある。
 ※ リサイクル率及び最終処分率は総排出量に対する割合。

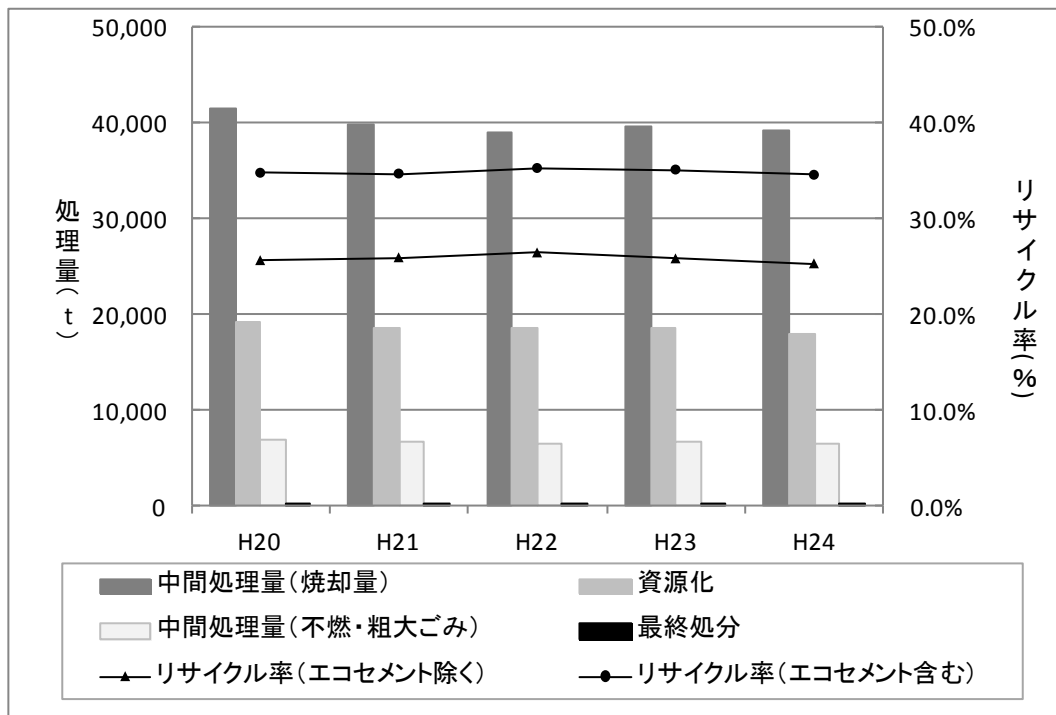


図3-1-4 ごみ処理量の実績（小平市）

(3) 東大和市

過去5年間（平成20～24年度）の東大和市の人口及びごみ排出量の実績を表3-1-5及び図3-1-5に、処理量の実績を表3-1-6及び図3-1-6に示します。

人口は増加傾向にあります。ごみ総排出量は減少傾向にあります。資源物については、容リプラの排出量は全市回収を開始した平成21年度以降減少傾向にあり、ペットボトルの排出量はほぼ横ばいで推移しています。

表3-1-5 人口及びごみ排出量の実績（東大和市）

区分\年度		H20	H21	H22	H23	H24
人 口		83,139	83,466	83,928	84,415	84,749
年間 (t/年)	行政処理量	24,796	23,245	23,193	22,460	22,165
	可燃ごみ	16,511	16,434	16,375	16,295	16,128
	不燃ごみ	3,571	1,071	1,075	1,004	965
	粗大ごみ	375	382	360	255	235
	資源物	4,338	5,358	5,384	4,906	4,837
	容リプラ	78	1,015	1,014	952	931
	ペットボトル	250	264	277	267	269
	その他（有害ごみ含む）	4,010	4,079	4,093	3,687	3,637
	集団回収量	904	975	980	1,019	1,064
	合計	25,700	24,220	24,173	23,480	23,229

※ 端数処理の関係から、合計が一致しない箇所がある。

※ 今回採用した実績値は3市間で端数調整する前の数値であるため、一般廃棄物処理基本計画や清掃事業概要等の数値と一致しない箇所がある。

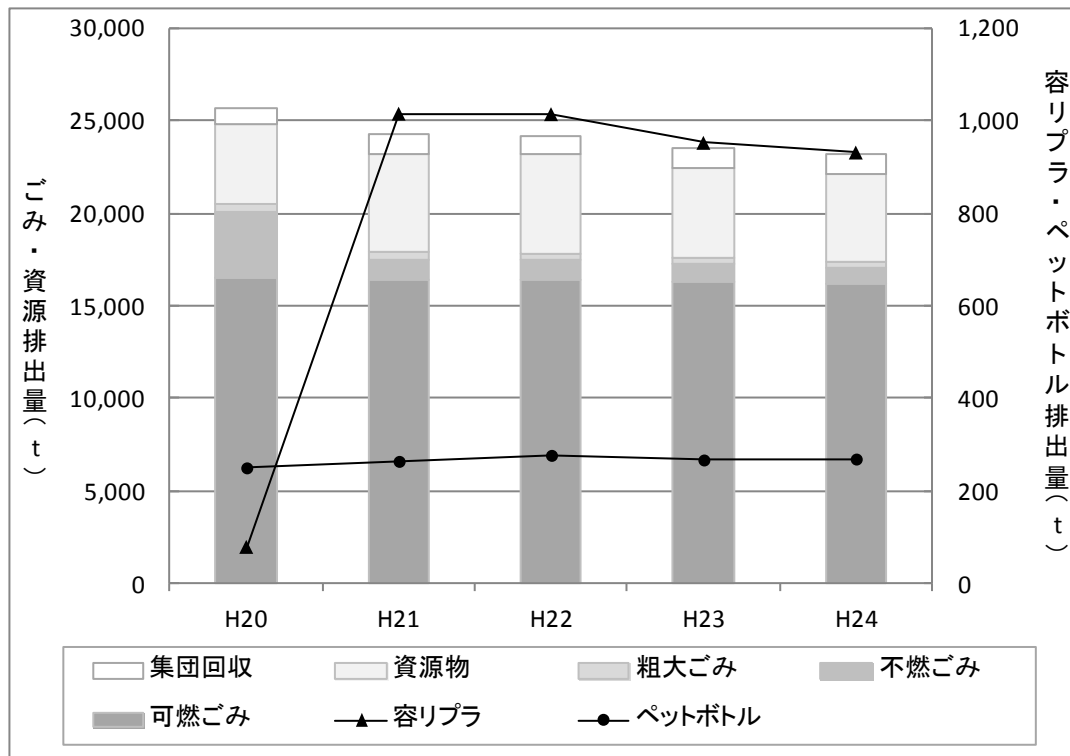


図3-1-5 ごみ排出量の実績（東大和市）

表3-1-6 ごみ処理量の実績（東大和市）

単位：t/年

区分\年度		H20	H21	H22	H23	H24
総排出量		25,700	24,220	24,173	23,480	23,229
総搬入量		24,796	23,245	23,193	22,460	22,165
中間処理	可燃ごみ	16,511	16,434	16,375	16,295	16,128
	古紙採取量	1	1	1	1	1
	焼却量	20,040	17,700	17,622	17,388	17,165
	焼却残さ	2,427	2,066	2,089	2,152	2,105
	焼鉄	331	263	263	236	214
	不燃・粗大ごみ	3,946	1,452	1,434	1,259	1,200
	破碎可燃物	3,530	1,267	1,248	1,094	1,038
	破碎不燃物	48	20	16	13	11
資源化	資源物	8,369	8,829	8,887	8,466	8,372
	資源物（有害ごみ含む）	4,338	5,358	5,384	4,906	4,837
	中間処理施設からの資源化量	700	430	434	389	366
	古紙採取量	1	1	1	1	1
	焼鉄	331	263	263	236	214
	破碎資源物	368	166	170	152	151
	焼却残さ（エコセメント化）	2,427	2,066	2,089	2,152	2,105
	集団回収	904	975	980	1,019	1,064
最終処分	最終処分量	48	20	16	13	11
	中間処理施設からの最終処分量	48	20	16	13	11
	破碎不燃物	48	20	16	13	11
リサイクル率（エコセメント除く）		23.1%	27.9%	28.1%	26.9%	27.0%
リサイクル率（エコセメント含む）		32.6%	36.5%	36.8%	36.1%	36.0%
最終処分率		0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%

※ 端数処理の関係から、合計が一致しない箇所がある。

※ リサイクル率及び最終処分率は総排出量に対する割合。

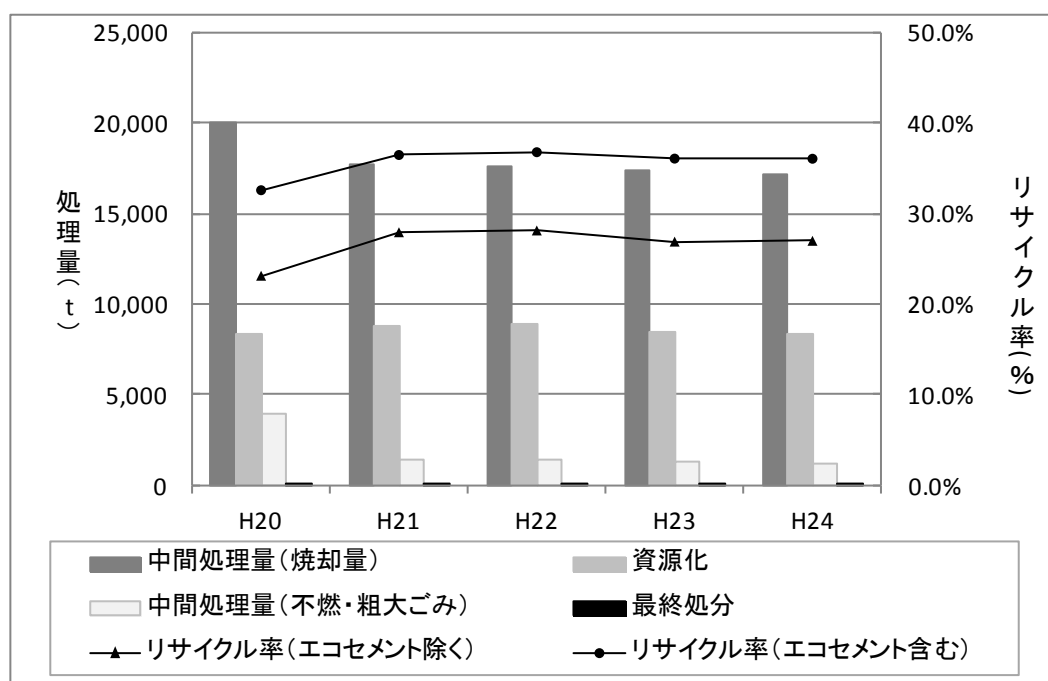


図3-1-6 ごみ処理量の実績（東大和市）

(4) 武蔵村山市

過去5年間（平成 20～24 年度）の武蔵村山市の人口及びごみ排出量の実績を表 3-1-7 及び図 3-1-7 に、処理量の実績を表 3-1-8 及び図 3-1-8 に示します。

人口は増加傾向にあり、ごみ総排出量は平成 22 年度を境に減少傾向から増加傾向へ転じています。資源物については、容リプラの排出量は平成 21 年度のみ例年と比べ増加していますが、それ以降の年度ではほぼ横ばいで推移しています。ペットボトルの排出量はほぼ横ばいで推移しています。

表3-1-7 人口及びごみ排出量の実績（武蔵村山市）

区分\年度		H20	H21	H22	H23	H24
人 口		70,391	71,084	71,611	71,902	72,025
年間 (t/年)	行政処理量	20,861	20,278	20,390	20,439	21,282
	可燃ごみ	14,910	14,546	14,490	14,576	15,154
	不燃ごみ	1,144	1,092	1,139	1,158	1,223
	粗大ごみ	259	252	295	295	316
	資源物	4,547	4,389	4,467	4,410	4,589
	容リプラ	711	822	681	706	693
	ペットボトル	211	191	236	199	209
	その他（有害ごみ含む）	3,625	3,376	3,550	3,505	3,687
	集団回収量	804	822	764	704	662
	合計	21,665	21,100	21,153	21,142	21,944

※ 端数処理の関係から、合計が一致しない箇所がある。

※ 今回採用した実績値は3市間で端数調整する前の数値であるため、一般廃棄物処理基本計画や清掃事業概要等の数値と一致しない箇所がある。

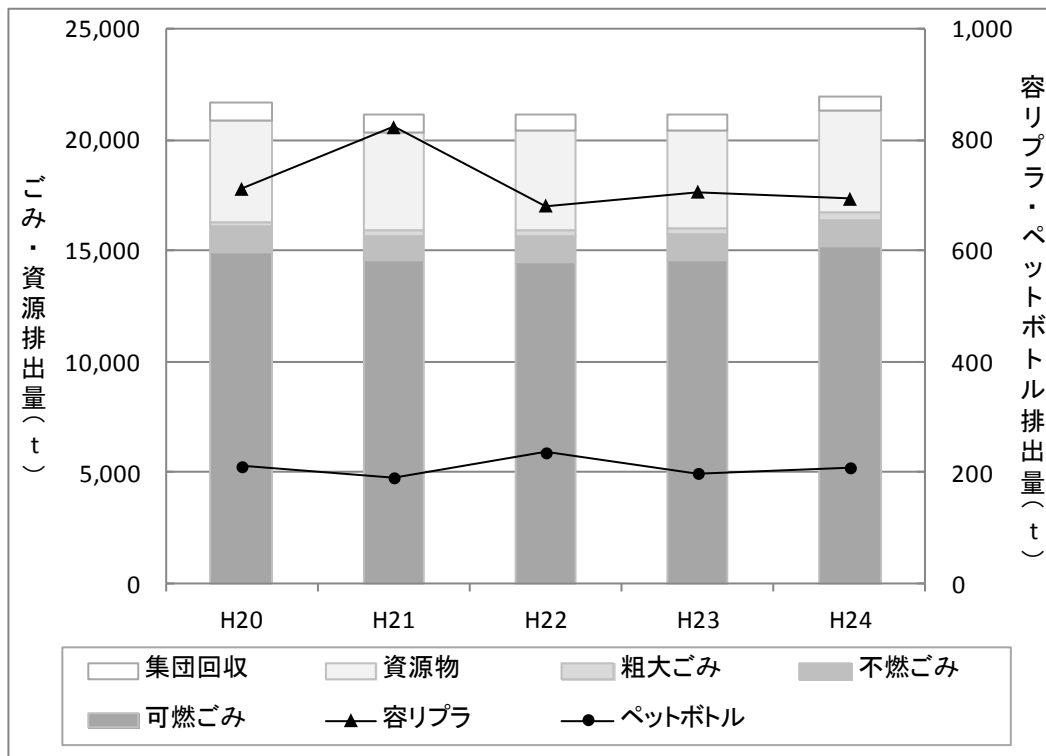


図3-1-7 ごみ排出量の実績（武蔵村山市）

表3-1-8 ごみ処理量の実績（武蔵村山市）

単位：t/年

区分\年度		H20	H21	H22	H23	H24
総排出量		21,665	21,100	21,153	21,142	21,944
総搬入量		20,861	20,278	20,390	20,439	21,282
中間処理	可燃ごみ	14,910	14,546	14,490	14,576	15,154
	古紙採取量	1	1	1	1	0
	焼却量	16,164	15,717	15,737	15,837	16,485
	焼却残さ	1,958	1,835	1,865	1,960	2,021
	焼鉄	267	234	235	215	205
	不燃・粗大ごみ	1,403	1,344	1,433	1,453	1,539
	破碎可燃物	1,255	1,172	1,248	1,262	1,331
	破碎不燃物	17	18	16	15	14
資源化	リサイクル量	7,708	7,434	7,501	7,465	7,671
	資源物（有害ごみ含む）	4,547	4,389	4,467	4,410	4,589
	中間処理施設からの資源化量	399	388	405	391	399
	古紙採取量	1	1	1	1	0
	焼鉄	267	234	235	215	205
	破碎資源物	131	153	169	175	194
	焼却残さ（エコセメント化）	1,958	1,835	1,865	1,960	2,021
	集団回収	804	822	764	704	662
最終処分	最終処分量	17	18	16	15	14
	中間処理施設からの最終処分量	17	18	16	15	14
	破碎不燃物	17	18	16	15	14
リサイクル率（エコセメント除く）		26.5%	26.5%	26.6%	26.0%	25.7%
リサイクル率（エコセメント含む）		35.6%	35.2%	35.5%	35.3%	35.0%
最終処分率		0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%

※ 端数処理の関係から、合計が一致しない箇所がある。
 ※ リサイクル率及び最終処分率は総排出量に対する割合。

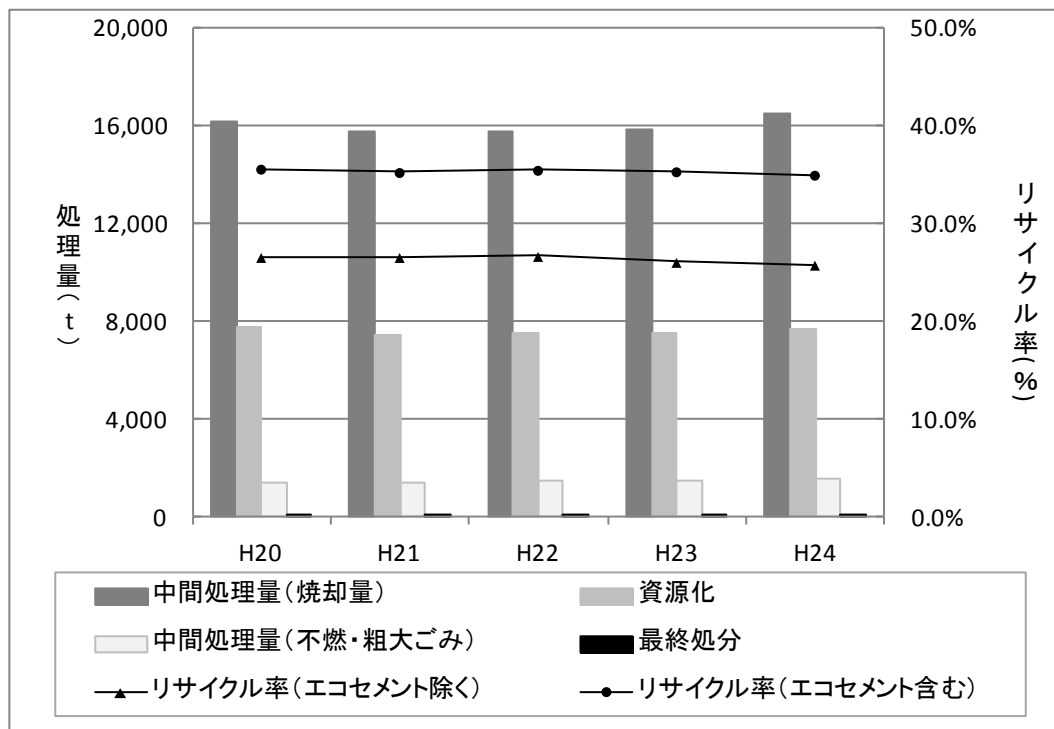


図3-1-8 ごみ処理量の実績（武蔵村山市）

第2節 資源化基準及び3R施策の現状

1. 3市の資源化基準の現状

3市の資源化のための分別区分及び資源分別収集方式(資源化基準)を表3-2-1に示します。

現状の3市の資源化基準は、容リプラの取り扱いや空き缶・びんの収集容器などに違いがある状況となっています。

表3-2-1 分別区分及び資源分別方式 (資源化基準)

区 分	小平市	東大和市	武蔵村山市
資源物			
対象品目	びん、缶、ペットボトル、アルミ製のなべ・やかん、プラスチック容器、雑誌(本)・雑がみ、シュレッダーにかけた紙類、新聞紙(チラシ)、段ボール、古布(古着)、綿ふとん	容器包装プラスチック、紙類(新聞紙・ダンボール・雑誌・雑紙・シュレッダー紙等)、布類、缶、びん、ペットボトル	容器包装プラスチック・ペットボトル、缶・金属、びん、古紙(新聞紙・段ボール・雑誌・雑紙・紙パック)・布、靴、かばん、ベルト、ぬいぐるみ
収集容器	透明又は半透明の袋 ただし、雑誌(本)、新聞紙(チラシ)、段ボール、綿ふとんはひもで十字に縛り、雑がみは雑誌にはさむか紙袋に入れる。	透明又は半透明の袋に入れる。 ただし、紙類は種類ごとにひもで束ね(雑紙は紙袋等に入れる。)、缶・びん・ペットボトルは、所定のカゴ又はコンテナに入れる。	透明又は半透明の袋に入れる。
回収方法	行政回収(週1回)	行政回収(週1回) ただし、容器包装プラスチックは、月に1回の燃えないごみの回収日を除く。	容器包装プラスチック・ペットボトル →行政回収(4週に3回) かん・金属、びん →行政回収(隔週で1回) 古紙・布、靴、かばん、ベルト、ぬいぐるみ →行政回収(週1回)
対象外のプラ区分	チューブ状のもの(燃えないごみ) 菓子袋・包装袋、レジ袋等の包装用フィルム(燃えるごみ)	汚れが取れないもの(燃えるごみ)	汚れが取れないもの(燃えるごみ)
有害ごみ			
対象品目	電池(乾電池等)、蛍光管、水銀体温計	乾電池、蛍光管、水銀体温計、ライター	電池類、蛍光管、水銀体温計等
収集容器	透明又は半透明の袋 ただし、蛍光管は割れないように空き箱等に入れる。	透明又は半透明の袋にそれぞれ入れる。	透明又は半透明の袋に入れ「有害物」と明記する。
回収方法	行政回収(週1回)	行政回収(月1回)	行政回収(週1回)
拠点回収資源			
対象品目	白色トレイ、牛乳パック	白色トレイ、紙パック	発泡スチロールトレイ、ペットボトル、牛乳パック(紙パック)、乾電池、小型家電
拠点例	小売店や公共施設の回収ボックス	公共施設及びリサイクル協力店	公共施設及びリサイクル協力店等
剪定枝			
対象品目	直径10cmまでの家庭系のみ。	長さ50cm未満、太さ10cm未満	長さ50cm未満、直径10cm未満
収集容器	30cm×50cmまでをひもで結ぶ。	ひもで束ねる。	直径30cmとなるよう、ひもで縛る。
回収方法	燃えるごみに含む。 ただし、無料回収は1回に5束までとする。	燃えるごみに含む。	古紙類と一緒に出す。

2. 3R施策の現状

(1) 小平市

小平市では、市が掲げる基本理念及び目標達成のため、以下に示すとおり重点的に取り組む施策と、個別に取り組む施策を掲げています。

1) 重点施策

- | |
|---|
| <p>① 3Rの推進・適正処理に向けた意識向上</p> <p>市民の学習や啓発活動を継続的に行うこと等によって、市民生活や事業活動の見直しを促します。</p> <p>② 生ごみの減量（食物資源の資源化推進）</p> <p>未利用食品の削減のための啓発、生ごみの水切り、食物資源のリサイクル等、発生の抑制と再生利用の推進により、一層の減量削減を進めます。</p> <p>③ 容器包装プラスチックの資源化推進</p> <p>3市共同資源物処理施設の整備等による全量容リプラの資源化の実現に努め、あわせて、消費（購入）の段階からの減量に取り組みます。</p> <p>④ 家庭ごみ有料化・戸別収集への移行</p> <p>「市民の意識改革」を目的とし、その結果として廃棄物の減量、資源物の分別徹底等を図るため、家庭ごみの有料化及び戸別収集の実施に向けた検討を進めます。</p> |
|---|

2) 個別施策

- | |
|---|
| <p>① 事業者（小売店舗）と市民による、消費（購入）段階からの取組、集団回収の促進、資源化の拡大、事業系廃棄物対策等による3R推進を促します。</p> <p>② 適正排出指導・不法投棄対策による排出ルールを徹底します。</p> <p>③ 震災等の災害発生時に復旧・復興を円滑に実施するための、ごみやがれきの処理体制を確保します。</p> |
|---|

(2) 東大和市

東大和市では、目標達成のための具体的な施策の他、以下に示す施策を掲げています。

1) 目標達成のための具体的な施策

- ① 発生・排出抑制対策
市が積極的に啓発を行い、市民及び事業者の意識改革を行うことで、廃棄物を排出する前の減量化につなげます。
- ② 適正処理の推進
現在の行政回収を中心としたリサイクルから、集団回収の推進等の民間回収ルートを活用した資源物の適正処理へと転換します。
- ③ 地域住民への対応
戸別収集の導入推進、排出困難者に対する廃棄物収集体制の検討等を行います。

2) 市民・事業者への情報提供、指導

広報活動の充実、廃棄物減量等推進員との連携による集積所の適切な管理等を行います。

3) 環境学習プログラムの提供

社会・学校教育における環境学習プログラムを充実させることで、廃棄物・環境問題への関心を持つよう働きかけます。

4) 市民・事業者・他自治体との連携

集団回収への支援、事業所の活動への支援・指導、他機関との連携を図る等、市民・事業者・他自治体との連携を強化します。

5) 処理費用の負担と処理責任の適正化

廃棄物の減量化、負担の公平化及び住民意識の改革を進めるため、近隣市の動向も踏まえて、家庭廃棄物の有料化の導入を行います（平成26年10月より実施）。

6) 最終処分場の延命化

二ツ塚処分場への搬入廃棄物の減容化による延命化を図ります。

7) 生産者への働きかけ

生産者へ発生・排出抑制を行うとともに、拡大生産者責任を確立させます。

(3) 武蔵村山市

武蔵村山市では、循環型社会の形成に向けたごみ処理事業のあり方の中で、以下に示す基本的な施策に取り組むこととしています。

1) 発生抑制と排出抑制に関する普及啓発・支援

市民自らが排出抑制に取り組めるよう、内容を充実させた情報を発信します。また、身近における取組みについて普及啓発に努めます。

2) 自主的なごみ減量に対する支援

生ごみ処理機器の購入補助、集団回収に対する奨励金等、自主的なごみ減量の取組みを支援します。

3) 事業者に対する要請（発生抑制）

事業者に対して再使用によるごみの発生抑制の要請を行います。また、継続的に事業系ごみの調査を行い排出状況を把握、事業系ごみの有料化の徹底を図ります。

4) 拡大生産者責任の要請

拡大生産者責任の明確化について国等に働き掛けます。

5) 家庭ごみ有料化導入の検討

一般廃棄物の排出抑制、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平性及び住民の意識改革を進めるため、平成30年度を目途に家庭ごみ有料化を実施するものとします。

6) ごみと資源の分別の徹底

ごみの分別の重要性について情報誌の発行、出前講座の実施、廃棄物減量等推進員の活用、環境学習プログラムの提供等の普及啓発活動を行い、分別を徹底し資源化を推進します。

7) 資源化品目の拡大

生ごみの資源化施策の実施、不燃物・製品プラスチック等の資源化について調査検討します。

第3節 中間処理施設の現状

1. 資源化を行う施設

3市で稼働している資源化を行う施設の概要は次のとおりです。

(1) 小平市

小平市が保有する資源化を行う施設の概要を表3-3-1に、処理実績を表3-3-2に示します。

各施設は老朽化が進んでおり、処理能力の制約もあることから、容リプラの資源化は、プラスチック容器（硬質のもの）に限定せざるを得ない状況となっています。

表3-3-1 小平市リサイクルセンター

施設名	小平市リサイクルセンター
敷地面積	11,447m ²
処理品目	缶・びん・ペットボトル・その他プラほか

項目	ビン・缶選別等施設	ペットボトル再資源化施設	粗大ごみ展示販売施設「リプレこだいら」	古布等積替所
建築面積	667.97 m ²	450.48 m ²	展示場: 191.29m ² 作業場: 60.27m ²	70.00m ²
処理能力	びん: 11.2t/5h 缶: 8.2t/5h	3.75t/5h	—	—
建設費	約 251,030 千円	約 106,770 千円	展示場: 約 26,660 千円 作業場: 約 5,770 千円	約 5,140 千円
建設年度	平成 5 年度	平成 8 年度	展示場: 平成 8 年度 作業場: 平成 12 年度	平成 8 年度
備考		その他プラスチックも同施設で処理		

表3-3-2 処理実績（小平市リサイクルセンター）

単位：t/年

区分\年度	H20	H21	H22	H23	H24
缶類	550	541	551	523	521
アルミ缶	266	274	278	269	276
スチール缶	284	267	273	254	245
びん類	1,263	1,286	1,309	1,270	1,274
生びん	112	59	56	57	56
カレット（無色）	549	534	545	521	517
カレット（茶）	304	355	346	334	323
カレット（その他の色）	298	338	362	358	378
容リプラ	330	398	449	485	485
ペットボトル	552	535	554	557	558
布類	733	774	781	844	812
剪定枝	52	68	50	58	53
優良粗大ごみ	26	25	24	20	17

※ 端数処理の関係から、合計が一致しない箇所がある。

(2) 東大和市

東大和市が保有する資源化を行う施設の概要を表3-3-3に、処理実績を表3-3-4に示します。

現在稼働しているリサイクル施設は暫定的に建設した施設であり、施設の老朽化を抱えているほか、都市計画決定の施設でないため、処理能力の上限が5 t/日未満に制限され、処理品目の追加や処理量の増加に耐えられない状況となっています。このため、容リプラの資源化は、民間委託により実施しており、早急な対策が求められています。

表3-3-3 東大和市暫定リサイクル施設

施設名	東大和市暫定リサイクル施設
敷地面積	4,311.64m ²
構造	プレハブ平屋
処理品目	缶・びん・ペットボトル・剪定枝・有害ごみ・白色トレイ・紙パック
処理能力	缶:0.3t/h、ペットボトル:0.3t/h、剪定枝:0.3t/h びん・有害ごみ・白色トレイ・紙パック:手選別
開設年度	平成6年度

表3-3-4 処理実績（東大和市暫定リサイクル施設）

単位：t/年

区分\年度	H20	H21	H22	H23	H24
缶類	246	264	267	255	245
アルミ缶	122	126	130	128	125
スチール缶	124	139	137	128	120
びん類	598	627	637	620	596
生びん	57	42	44	44	37
カレット（無色）	269	292	303	299	289
カレット（茶色）	155	163	165	155	150
カレット（その他の色）	117	130	125	121	121
白色トレイ	2	2	2	2	2
ペットボトル	250	264	277	267	269
紙パック	10	14	12	11	10
剪定枝	151	259	264	123	264
有害ごみ	14	18	18	27	22
乾電池	8	11	11	19	15
蛍光管	7	7	6	8	7

※ 端数処理の関係から、合計が一致しない箇所がある。

(3) 武蔵村山市

武蔵村山資源有限会社が保有する資源化を行なう施設の概要を表3-3-5に、処理実績を表3-3-6に示します。

武蔵村山市は、独自のリサイクル施設を保有しておらず、民間業者と協定を結び処理を委託しているため、委託先の意向によっては処理が継続できなくなるなど、安定したごみ処理の継続性が不安定な状況です。

表3-3-5 武蔵村山資源リサイクルセンター

施設名	リサイクルセンター(武蔵村山資源有限会社)
敷地面積	1,487.92m ²
構造・ 延床面積	鉄骨造2階建て 延 456.1m ²
処理品目	缶・びん・ペットボトル・容リプラ
改修年度	平成13年度
処理能力	缶・ペット・プラ: 20t/7h びん: 手選別

表3-3-6 処理実績 (武蔵村山市資源リサイクルセンター)

単位: t/年

区分\年度	H20	H21	H22	H23	H24
缶類	298	283	278	278	271
アルミ缶	114	112	116	119	121
スチール缶	183	172	162	159	150
びん類	514	512	518	480	503
生びん	40	16	20	19	19
カレット(無色)	236	234	235	224	235
カレット(茶)	148	174	170	157	158
カレット(緑)	44	46	47	41	46
カレット(その他の色)	47	41	47	39	45
プラスチック類	922	1,012	917	905	901
容リプラ	711	822	681	706	693
ペットボトル	211	191	236	199	209
金属類(銅その他)	21	25	28	29	25
有害ごみ	29	30	29	32	29
乾電池	18	19	18	21	19
蛍光管	11	11	10	11	10

※ 端数処理の関係から、合計が一致しない箇所がある。

2. ごみ処理施設

3市が共同で設置している小平・村山・大和衛生組合において、現在稼働しているごみ処理施設の概要は、次のとおりです。

(1) ごみ焼却施設

ごみ焼却施設は、全国的にみても長期稼働の施設となります。現在、施設保全スケジュールに基づき計画的に維持補修を行ない、平成33年度までの稼働を目標にしています。

近年建設された施設と比較して、ごみの衛生処理、処理に伴う二次公害の防止機能については、同程度の能力を達成しているものの、老朽化とともに発電や環境学習等、循環型社会の実現に向けた機能については、相対的に劣っている状況となっています。

(2) 粗大ごみ処理施設

現在の粗大ごみ処理施設は、老朽化とともに十分な環境対策が行なえないことから、喫緊の更新が課題となっています。

そのため、平成25年度に建物の耐震調査を行い、平成26年度内には必要な補強工事を行なう予定であり、保安上の安全は確保される見込みとなっています。

組合が保有する焼却及び粗大ごみ処理施設の概要を表3-3-7に、処理実績を表3-3-8に示します。

名 称	小平・村山・大和衛生組合
敷地面積	15,700m ² (組合所有:9,200 m ² 、小平市より借地:6,500m ²)
処理品目	可燃、不燃、粗大

表3-3-7 小平・村山・大和衛生組合施設概要

項 目	3号 ごみ焼却施設	4・5号 ごみ焼却施設	粗大ごみ 処理施設	不燃物積替場	廃水処理施設
処理能力 型式	150t/24h×1 炉 全連続式 ストーカ炉	105t/24h×2 炉 全連続式 ストーカ炉	75t/5h	—	51 m ³ /24h
建設費	819,840 千円	3,290,000 千円	549,370 千円	2,030 千円	128,000 千円
建築面積	1,312.135m ²	2,127.24m ²	993.35m ²	689.548m ²	128.00m ²
建設年・月	竣工: 昭和50年3月 改造: 平成2年11月	竣工: 昭和61年11月	竣工: 昭和50年10月 改造: 平成10年3月	竣工: 昭和43年12月	竣工: 昭和50年3月

表3-3-8 処理実績（小平・村山・大和衛生組合施設）

単位：t/年

区分\年度	H20	H21	H22	H23	H24
可燃ごみ	66,758	65,120	64,266	64,695	64,981
古紙抜取量	3	4	4	3	2
焼却量	77,764	73,394	72,468	72,897	72,995
焼却残さ	9,420	8,568	8,590	9,022	8,951
焼鉄	1,286	1,091	1,083	988	908
不燃・粗大ごみ	12,307	9,492	9,427	9,442	9,260
破碎可燃物	11,009	8,278	8,206	8,205	8,016
破碎不燃物	150	130	107	100	85
破碎資源物	1,148	1,084	1,115	1,137	1,159

※ 端数処理の関係から、合計が一致しない箇所がある。

第4節 最終処分施設

3市を含む多摩地域25市1町で共同設置している東京たま広域資源循環組合と、同組合のエコセメント化施設及び埋立処分場の概要は、次のとおりです。

1. エコセメント化施設

現在、3市地域から発生し、組合施設で焼却され発生した焼却残さ（焼却灰）は、東京たま広域資源循環組合が運営管理するエコセメント化施設に搬入し、エコセメントの原料として資源化しています。

エコセメント化施設の概要を表3-4-1に処理実績を表3-4-2に示します。

表3-4-1 エコセメント化施設の概要

区 分	内 容
施設名称	エコセメント化施設
所在地	西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地（二ツ塚処分場内）
面積	敷地用地面積：約4.6ha
建設年月	着工：造成工事 平成15年2月 竣工：施設落成記念式典 平成18年5月 建設工事 平成16年1月 施設稼働日 平成18年7月
処理能力	焼却残さ等の処理能力：約300t（日平均）
生産能力	エコセメント生産能力：約430t（日平均）
処理対象	多摩地域25市1町のごみの焼却施設から排出される焼却残さ、溶融飛灰及び二ツ塚処分場に分割埋立された焼却残さ他
総事業費	建設費：約27,200,000千円（税込） 維持管理費（計画）：約2,640,000千円（税込）

表3-4-2 処理実績

単位：t/年

区分\年度	H20	H21	H22	H23	H24
エコセメント化量	9,420	8,568	8,590	9,022	8,951
小平市	5,034	4,667	4,635	4,910	4,825
東大和市	2,427	2,066	2,089	2,152	2,105
武蔵村山市	1,958	1,835	1,865	1,960	2,021

※ 端数処理の関係から、合計が一致しない箇所がある。

<エコセメント>

ごみを燃やした後に残る焼却灰には、セメントに必要な成分を多く含んでいます。「エコセメント」とは、この焼却灰を原料としてつくる新しいタイプのセメントです。

エコセメントは、エコロジーの“エコ”と“セメント”を合わせて名づけられ、日本工業規格（JIS）に定められた土木建築資材です。

エコセメント化施設は、処分場の埋立容量には限界があることから、焼却灰を埋め立てず、エコセメントとしてリサイクルすることで、処分場の使用期間を大幅に伸ばし、多摩地域のリサイクルをさらに進めることを目的に整備されました。

2. 埋立処分場

可燃ごみの焼却残さ（焼却灰）、破碎された不燃残さ及び焼却不適ごみは当初、東京たま広域資源循環組合が運営管理する谷戸沢処分場にて埋立処分していましたが、谷戸沢処分場の埋立終了に伴い平成10年度からは、同じく東京たま広域資源循環組合が運営管理する二ツ塚処分場にて埋立処分を行っています。

(1) 谷戸沢処分場の概要

谷戸沢処分場は、すでに埋立が終了し自然の復元が進められています。埋立終了後も、十分な環境調査を実施するとともに、浸出水の処理など万全な維持管理が行われています。

現在、埋立地の一部はグラウンド（暫定利用）やサッカー場として日の出町に貸し出され、地域の方々に利用されているほか、緊急災害時における消火・救急活動のため消防用ヘリコプターの離着陸等に使われることになっています。

谷戸沢処分場の概要を表3-4-3に示します。

表3-4-3 谷戸沢処分場

区 分	内 容
施設名称	谷戸沢処分場
所在地	西多摩郡日の出町大字平井字谷戸
面積	用地面積：約45.3ha 開発面積：約31.7ha 残存緑地面積：約13.6ha (埋立地：22ha 管理施設帯：6ha 搬入道路：3.7ha)
埋立面積	220,000m ²
埋立容量	全体埋立量 : 3,800,000m ³
	廃棄物埋立量 : 2,600,000m ³
	覆土容量 : 1,200,000m ³
建設工程	第1期 昭和57年7月～昭和59年9月
	第2期 昭和59年5月～昭和60年8月
	第3期 昭和60年7月～平成元年9月
埋立期間	昭和59年4月1日～平成10年4月6日（14年間）
埋立物	焼却残さ、不燃残さ及び焼却不適ごみ
建設工事費	総額約12,000,000千円（用地買収費、補償費等含む）

(2) ニツ塚処分場の概要

ニツ塚処分場は、国内最高水準の設備・システムを備えた管理型の最終処分場で、徹底した安全管理が行われています。

エコセメント化施設の稼働により焼却残さ（焼却灰）を埋め立てなくなったため、埋立期間を当初計画の16年から30年以上にまで延ばすことが可能であると試算されています。

ニツ塚処分場の概要を表3-4-4に示します。

表3-4-4 ニツ塚処分場

区 分	内 容
施設名称	ニツ塚処分場
所在地	西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内
面積	用地面積：約59.1ha 開発面積：約33.3ha 残存緑地面積：約25.8ha (埋立地：18.4ha 管理施設帯等：14.9ha)
埋立面積	184,000㎡
埋立容量	全体埋立容量 : 3,700,000㎥
	廃棄物埋立容量 : 2,500,000㎥
	覆土容量 : 1,200,000㎥
建設工程	第1期 平成7年度～平成10年度
	第2期 平成12年度～平成14年度
	第3期 埋立状況に応じて実施
埋立期間	平成10年1月～平成40年3月（予定）
埋立物	焼却残さ、不燃残さ及び焼却不適ごみ
建設工事費	総額約50,000,000千円（見込み）（用地買収費、補償費等含む）

(3) 処理実績

埋立処分量の実績を表3-4-5に示します。

表3-4-5 埋立処分量実績

単位：t/年

区分\年度	H20	H21	H22	H23	H24
埋立処分量	150	130	107	100	85
小平市	85	92	74	71	60
東大和市	48	20	16	13	11
武蔵村山市	17	18	16	15	14

※ 端数処理の関係から、合計が一致しない箇所がある。

第5節 廃棄物発生量の将来予測

1. 予測の方法

予測は、過去5年間の実績（平成20～24年度）を基に、次の方法により3市個別に行ない、合計値を3市地域全体の予測値としました。予測の方法は各市の一般廃棄物処理基本計画とは異なり、本構想において独自に行っています。

なお、予測結果は、施設規模設定の基礎資料となることから、当該施設の建設工事の発注段階において、最新のごみ排出量実績や平成26年10月からの東大和市の家庭廃棄物の有料化等の状況を反映した見直しを行います。

(1) 人口

東京都が公表している「東京都区市町村別人口の予測」における予測値を採用しました。また、公表されていない年度の予測値は、公表されている予測値が一定の割合で増減していると仮定し算出しています。

(2) 排出量

行政処理量及び集団回収量は、3市それぞれの行政処理量及び集団回収量の1人1日あたりの排出量（g/人・日）（以下、「原単位」という。）を基に予測しました。

予測値は、過去5年間の原単位の実績を基に、最も近似する回帰式を最小二乗法で求め予測し、予測した各年度の原単位に当該年度の人口を乗じることにより年間量（t/年）を算出しています。ただし、実績値の変動が大きく一定の傾向がない場合（相関係数が低い場合）や現実的でない場合には、現況固定等により予測値を設定しています。

(3) 行政処理量に占める各項目

行政処理量の内訳である可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、容リプラ、ペットボトル及びその他資源物の排出量は、過去5年間の行政処理量に占める各項目の実績割合（％）を基に将来の割合を（2）と同じく最小二乗法を用いて予測し、この割合に（2）で予測した行政処理量を乗じて算出しています。

なお、小平市の容リプラの割合は、可燃ごみ及び不燃ごみに含まれる容リプラの潜在量を想定し、可燃ごみ、不燃ごみからの移行量を見込んでいます。また、可燃ごみ、不燃ごみ量については、上記分を減じています。

なお、予測値については、各項目の割合の計を100%とするため、必要な補正を行っています。

2. 3市地域全体

過去5年間（平成20～24年度）の実績を基に予測した3市地域全体のごみ排出量の予測結果を表3-5-1及び図3-5-1に、処理量の予測結果を表3-5-2及び図3-5-2に示します。

人口及びごみ排出量ともに減少傾向となります。資源物については、容リプラの排出量は減少傾向となり、ペットボトルの排出量は増加傾向となります。

表3-5-1 ごみ排出量の予測結果（3市地域全体）

区分\年度		実績	予測値		
		H24	H29	H32	H35
人口		342,053	339,459	338,474	335,945
年間 (t/年)	行政処理量	93,265	89,682	88,366	87,119
	可燃ごみ	64,104	61,518	60,624	59,762
	不燃ごみ	6,977	6,656	6,488	6,326
	粗大ごみ	1,582	1,513	1,475	1,446
	資源物	20,602	19,995	19,779	19,585
	容リプラ	3,686	3,637	3,610	3,585
	ペットボトル	1,036	1,071	1,092	1,115
	その他（有害ごみ含む）	15,880	15,287	15,077	14,885
	集団回収量	4,031	4,098	4,110	4,094
	合計	97,296	93,780	92,476	91,213

※ 端数処理の関係から、合計が一致しない箇所がある。

容リプラの実績値及び予測値は、小平市の可燃ごみ及び不燃ごみに含まれる容リプラの潜在量を想定し、可燃ごみ、不燃ごみからの移行量を見込んでいる。また、可燃ごみ、不燃ごみ量については、上記分を減じている。

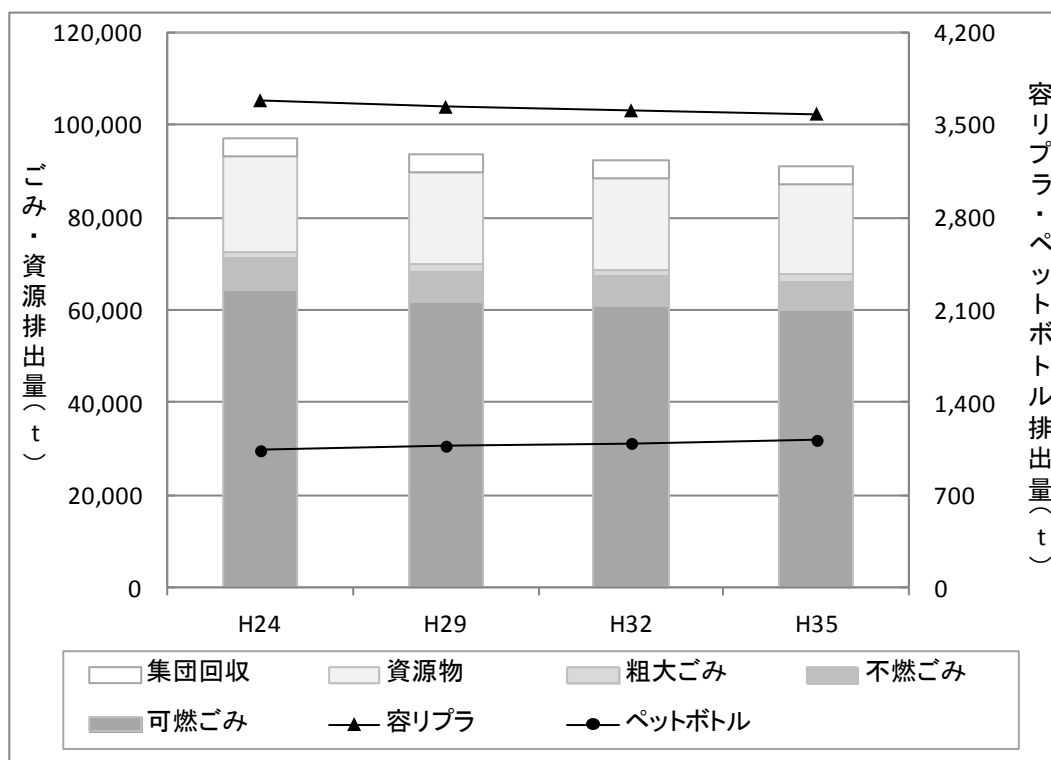


図3-5-1 ごみ排出量予測結果（3市地域全体）

表3-5-2 ごみ処理量の予測結果（3市地域全体）

単位：t/年

区分\年度		実績			
		H24	H29	H32	H35
総排出量		97,296	93,780	92,476	91,213
総搬入量		93,265	89,682	88,366	87,119
中間処理	可燃ごみ	64,104	61,518	60,624	59,762
	古紙採取量	2	2	2	2
	焼却量	71,512	68,588	67,516	66,488
	焼却残さ	8,769	8,411	8,280	8,153
	焼鉄	890	853	841	827
	不燃・粗大ごみ	8,559	8,169	7,963	7,772
	破碎可燃物	7,410	7,072	6,894	6,728
	破碎不燃物	79	75	73	72
	破碎資源物	1,071	1,022	996	972
資源化	リサイクル量	35,365	34,381	34,008	33,633
	資源物（有害ごみ含む）	20,602	19,995	19,779	19,585
	中間処理施設からの資源化量	1,963	1,877	1,839	1,801
	古紙採取量	2	2	2	2
	焼鉄	890	853	841	827
	破碎資源物	1,071	1,022	996	972
	焼却残さ（エコセメント化）	8,769	8,411	8,280	8,153
集団回収	4,031	4,098	4,110	4,094	
最終処分	最終処分量	79	75	73	72
	中間処理施設からの最終処分量	79	75	73	72
	破碎不燃物	79	75	73	72
リサイクル率（エコセメント除く）		27.3%	27.7%	27.8%	27.9%
リサイクル率（エコセメント含む）		36.3%	36.7%	36.8%	36.9%
最終処分率		0.1%	0.1%	0.1%	0.1%

※ 端数処理の関係から、合計が一致しない箇所がある。

※ リサイクル率及び最終処分率は総排出量に対する割合。

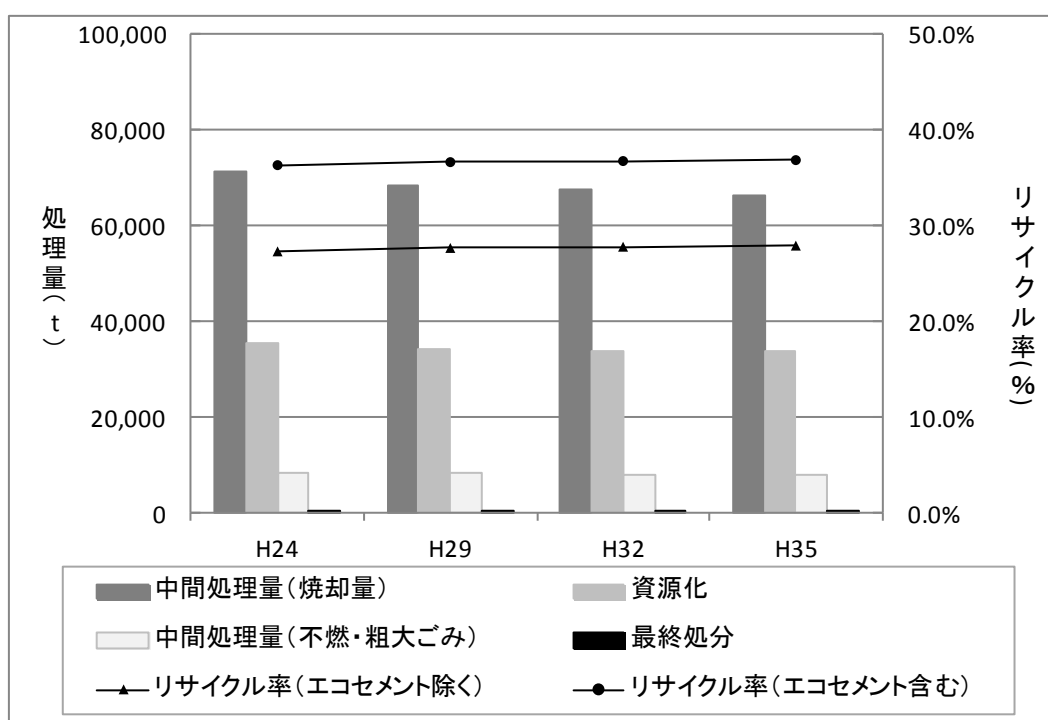


図3-5-2 ごみ処理量の予測結果（3市地域全体）

3. 小平市

過去5年間（平成20～24年度）の実績を基に予測した小平市のごみ排出量の予測結果を表3-5-3及び図3-5-3に、処理量の予測結果を表3-5-4及び図3-5-4に示します。

人口及びごみ排出量ともに減少傾向となります。資源物については、容リプラの排出量はほぼ横ばいで推移し、ペットボトルの排出量は増加傾向となります。

表3-5-3 ごみ排出量の予測結果（小平市）

区分\年度		予 測 値			
		実 績	H24	H29	H32
人 口		185,279	186,048	185,305	183,718
年間 (t/年)	行政処理量	49,819	48,466	47,704	46,981
	可燃ごみ	32,822	31,876	31,386	30,913
	不燃ごみ	4,789	4,585	4,446	4,313
	粗大ごみ	1,031	1,003	987	973
	資源物	11,176	11,002	10,885	10,782
	容リプラ	2,062	2,094	2,089	2,081
	ペットボトル	558	596	615	639
	その他（有害ごみ含む）	8,556	8,312	8,181	8,062
	集団回収量	2,304	2,316	2,306	2,293
合計	52,123	50,782	50,010	49,274	

※ 端数処理の関係から、合計が一致しない箇所がある。

※ 容リプラの実績値及び予測値は、可燃ごみ及び不燃ごみに含まれる容リプラの潜在量を想定し、可燃ごみ、不燃ごみからの移行量を見込んでいる。また、可燃ごみ、不燃ごみ量については、上記分を減じている。

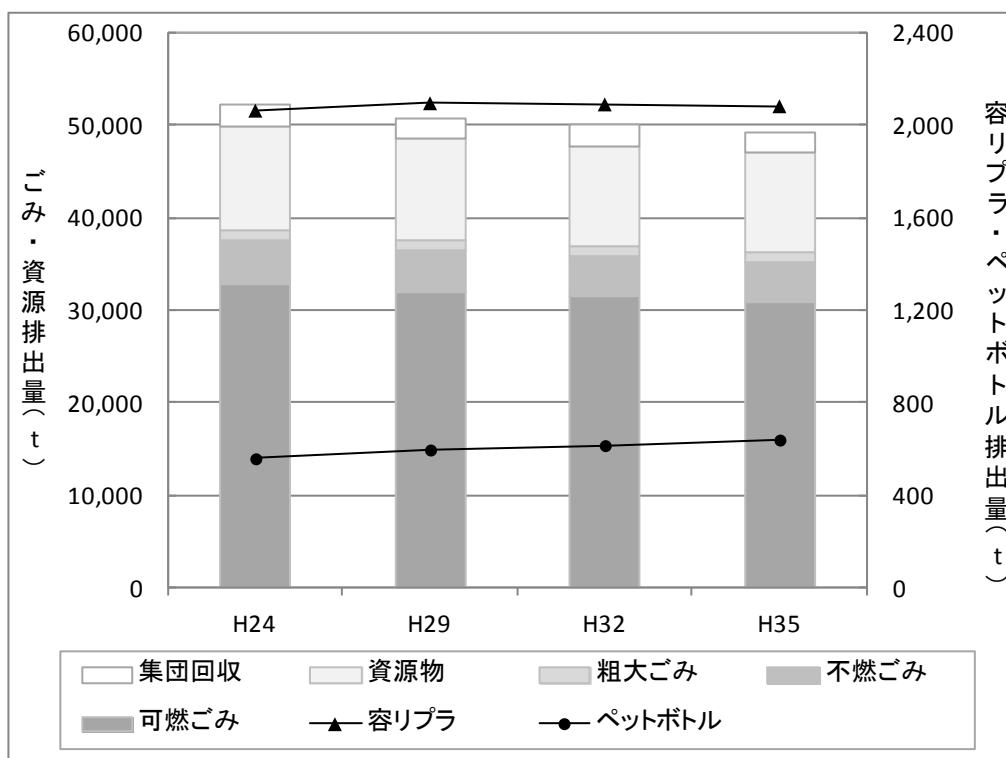


図3-5-3 ごみ排出量の予測結果（小平市）

表3-5-4 ごみ処理量の予測結果（小平市）

単位：t/年

区分\年度		実績				備考
		H24	H29	H32	H35	
総排出量		52,123	50,782	50,010	49,274	A
総搬入量		49,819	48,466	47,704	46,981	B
中間処理	可燃ごみ	32,822	31,876	31,386	30,913	C
	古紙抜取量	1	1	1	1	D：現状推移
	焼却量	37,862	36,715	36,091	35,490	E = C + I - D
	焼却残さ	4,643	4,502	4,426	4,352	F = E × 12.3% ※1
	焼鉄	471	456	449	441	G = E × 1.2% ※1
	不燃・粗大ごみ	5,820	5,588	5,433	5,286	H
	破碎可燃物	5,041	4,840	4,706	4,578	I = H × 86.6% ※2
	破碎不燃物	54	51	50	49	J = H × 0.9% ※2
資源化	破碎資源物	726	697	677	659	K = H × 12.5% ※2
	リサイクル量	19,321	18,974	18,744	18,528	L = M + N + R + S
	資源物（有害ごみ含む）	11,176	11,002	10,885	10,782	M
	中間処理施設からの資源化量	1,198	1,154	1,127	1,101	N = O + P + Q
	古紙抜取量	1	1	1	1	O = D
	焼鉄	471	456	449	441	P = G
	破碎資源物	726	697	677	659	Q = K
	焼却残さ（エコセメント化）	4,643	4,502	4,426	4,352	R = F
最終処分	集団回収	2,304	2,316	2,306	2,293	S
	最終処分量	54	51	50	49	T = U
	中間処理施設からの最終処分量	54	51	50	49	U = V
	破碎不燃物	54	51	50	49	V = J
リサイクル率（エコセメント除く）		28.2%	28.5%	28.6%	28.8%	W = (L - R) ÷ A
リサイクル率（エコセメント含む）		37.1%	37.4%	37.5%	37.6%	X = L ÷ A
最終処分率		0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	Y = T ÷ A

- ※1 H24年度の焼却量に対する焼却灰及び焼鉄の発生量割合
- ※2 H24年度の不燃・粗大ごみに対する破碎可燃物、破碎不燃物、破碎資源物の発生量割合
- ※ 端数処理の関係から、合計が一致しない箇所がある。
- ※ 資源物中の容リプラの実績値及び予測値は、可燃ごみ及び不燃ごみに含まれる容リプラの潜在量を想定し、可燃ごみ、不燃ごみからの移行量を見込んでいる。
- また、可燃ごみ、不燃ごみ量については、上記分を減じている。

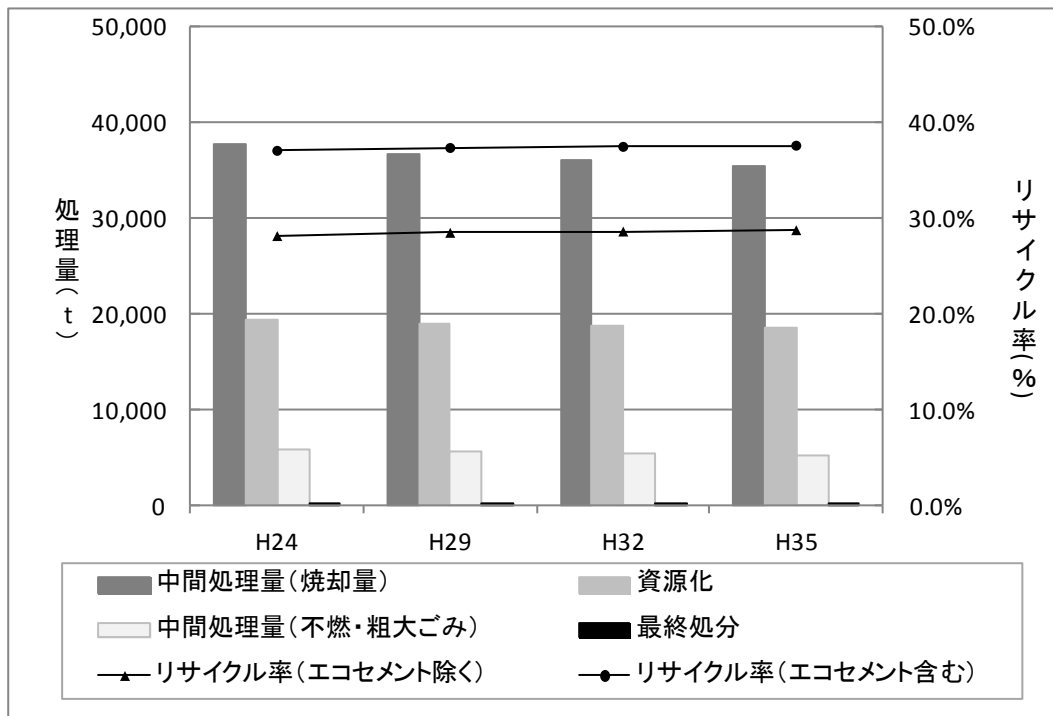


図3-5-4 ごみ処理量の予測結果（小平市）

4. 東大和市

過去5年間（平成20～24年度）の実績を基に予測した東大和市のごみ排出量の予測結果を表3-5-5及び図3-5-5に、処理量の予測結果を表3-5-6及び図3-5-6に示します。

人口及びごみ排出量ともに減少傾向となります。資源物については、容リプラの排出量は減少傾向となり、ペットボトルの排出量はほぼ横ばいで推移します。

表3-5-5 ごみ排出量の予測結果（東大和市）

区分\年度		実績	予測値		
		H24	H29	H32	H35
人口		84,749	83,260	83,195	82,739
年間 (t/年)	行政処理量	22,165	20,489	19,987	19,550
	可燃ごみ	16,128	14,916	14,565	14,256
	不燃ごみ	965	873	843	817
	粗大ごみ	235	201	180	164
	資源物	4,837	4,499	4,399	4,313
	容リプラ	931	863	841	825
	ペットボトル	269	270	272	270
	その他(有害ごみ含む)	3,637	3,366	3,286	3,218
	集団回収量	1,064	1,137	1,160	1,160
合計	23,229	21,626	21,147	20,710	

※ 端数処理の関係から、合計が一致しない箇所がある。

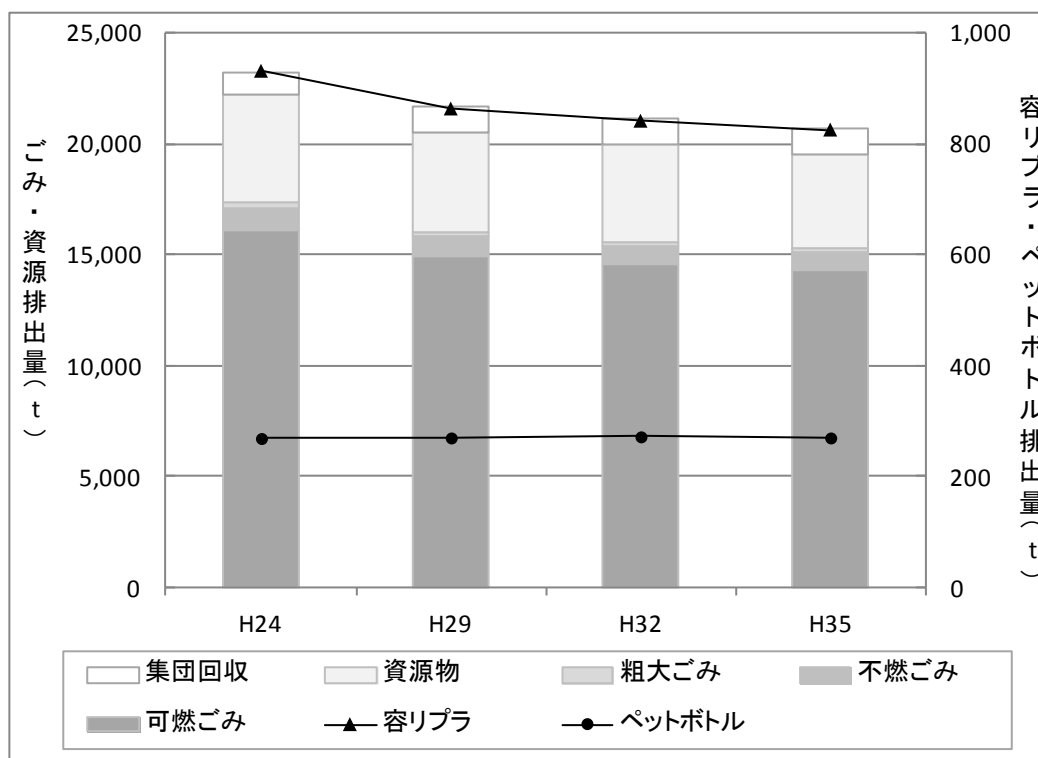


図3-5-5 ごみ排出量の予測結果（東大和市）

表3-5-6 ごみ処理量の予測結果（東大和市）

単位：t/年

区分\年度		実績				備考
		H24	H29	H32	H35	
総排出量		23,229	21,626	21,147	20,710	A
総搬入量		22,165	20,489	19,987	19,550	B
中間処理	可燃ごみ	16,128	14,916	14,565	14,256	C
	古紙採取量	1	1	1	1	D：現状推移
	焼却量	17,165	15,844	15,449	15,104	E = C + I - D
	焼却残さ	2,105	1,943	1,895	1,852	F = E × 12.3% ※1
	焼鉄	214	198	193	188	G = E × 1.2% ※1
	不燃・粗大ごみ	1,200	1,074	1,023	981	H
	破碎可燃物	1,038	929	885	849	I = H × 86.5% ※2
	破碎不燃物	11	10	9	9	J = H × 0.9% ※2
資源化	破碎資源物	151	135	129	123	K = H × 12.6% ※2
	リサイクル量	8,372	7,913	7,777	7,637	L = M + N + R + S
	資源物（有害ごみ含む）	4,837	4,499	4,399	4,313	M
	中間処理施設からの資源化量	366	334	323	312	N = O + P + Q
	古紙採取量	1	1	1	1	O = D
	焼鉄	214	198	193	188	P = G
	破碎資源物	151	135	129	123	Q = K
	焼却残さ（エコセメント化）	2,105	1,943	1,895	1,852	R = F
最終処分	集団回収	1,064	1,137	1,160	1,160	S
	最終処分量	11	10	9	9	T = U
	中間処理施設からの最終処分量	11	10	9	9	U = V
	破碎不燃物	11	10	9	9	V = J
リサイクル率（エコセメント除く）		27.0%	27.6%	27.8%	27.9%	W = (L - R) ÷ A
リサイクル率（エコセメント含む）		36.0%	36.6%	36.8%	36.9%	X = L ÷ A
最終処分量		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	Y = T ÷ A

※1 H24年度の焼却量に対する焼却灰及び焼鉄の発生量割合
 ※2 H24年度の不燃・粗大ごみに対する破碎可燃物、破碎不燃物、破碎資源物の発生量割合
 ※ 端数処理の関係から、合計が一致しない箇所がある。

なお、東大和市では、平成26年10月より家庭系の可燃ごみ、不燃ごみ、容リプラの有料化を実施予定であるため、今後有料化導入後のごみ量の変化を見極めたいと、必要なごみ量の見直しを行います。

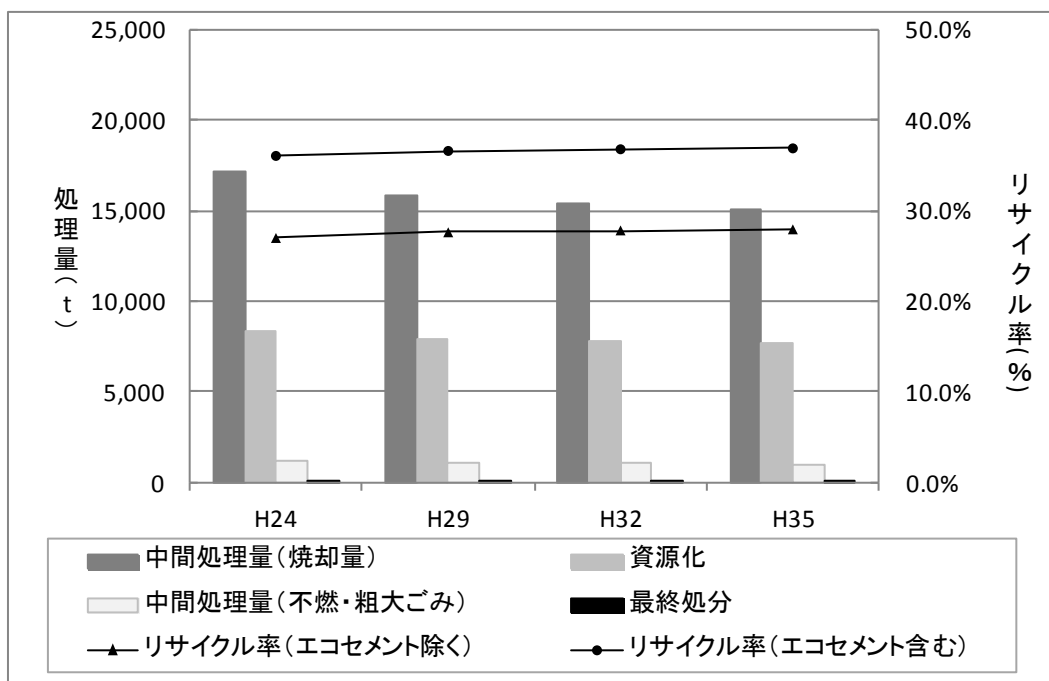


図3-5-6 ごみ処理量の予測結果（東大和市）

5. 武蔵村山市

過去5年間（平成20～24年度）の実績を基に予測した武蔵村山市のごみ排出量の予測結果を表3-5-7及び図3-5-7に、処理量の予測結果を表3-5-8及び図3-5-8に示します。

人口及びごみ排出量ともに減少傾向となります。資源物については、容リプラ及びペットボトルの排出量はほぼ横ばいで推移します。

表3-5-7 ごみ排出量の予測結果（武蔵村山市）

区分\年度		実績	予測値		
		H24	H29	H32	H35
人口		72,025	70,151	69,974	69,488
年間 (t/年)	行政処理量	21,282	20,727	20,675	20,588
	可燃ごみ	15,154	14,726	14,673	14,593
	不燃ごみ	1,223	1,198	1,199	1,196
	粗大ごみ	316	309	308	309
	資源物	4,589	4,494	4,495	4,490
	容リプラ	693	680	680	679
	ペットボトル	209	205	205	206
	その他(有害ごみ含む)	3,687	3,609	3,610	3,605
	集団回収量	662	645	644	641
	合計	21,944	21,372	21,319	21,229

※ 端数処理の関係から、合計が一致しない箇所がある。

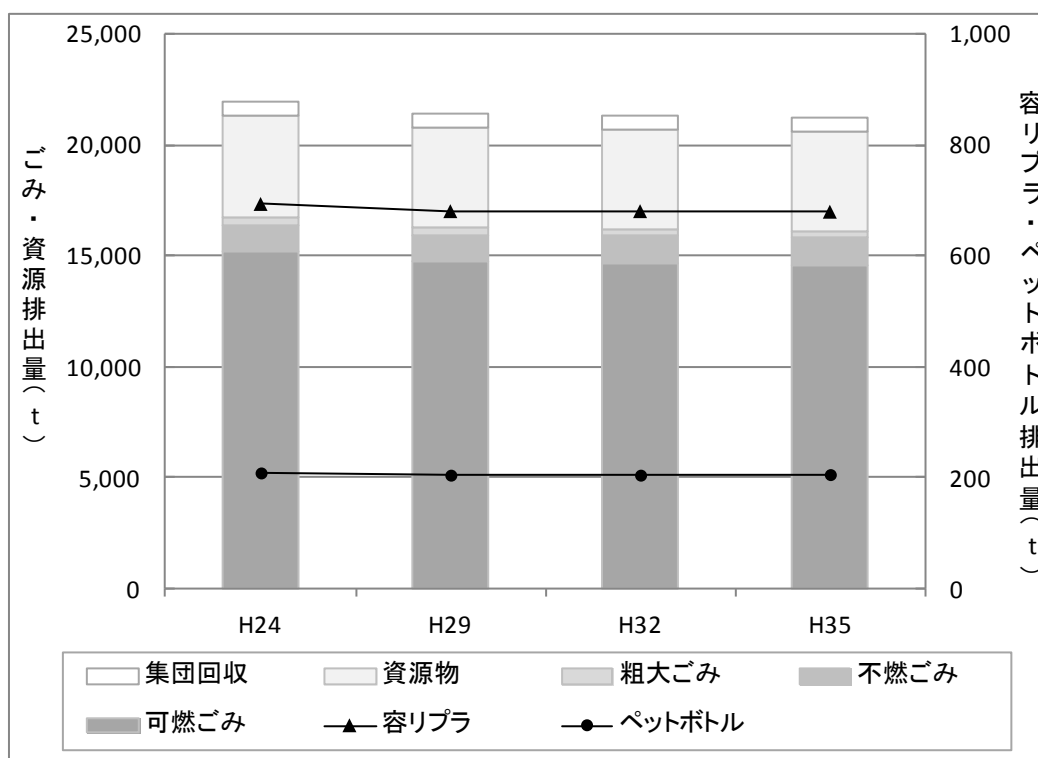


図3-5-7 ごみ排出量の予測結果（武蔵村山市）

表3-5-8 ごみ処理量の予測結果（武蔵村山市）

単位：t/年

区分\年度		実績				備考
		H24	H29	H32	H35	
総排出量		21,944	21,372	21,319	21,229	A
総搬入量		21,282	20,727	20,675	20,588	B
中間処理	可燃ごみ	15,154	14,726	14,673	14,593	C
	古紙採取量	0	0	0	0	D：現状推移
	焼却量	16,485	16,029	15,976	15,894	E = C + I - D
	焼却残さ	2,021	1,966	1,959	1,949	F = E × 12.3% ※1
	焼鉄	205	199	199	198	G = E × 1.2% ※1
	不燃・粗大ごみ	1,539	1,507	1,507	1,505	H
	破碎可燃物	1,331	1,303	1,303	1,301	I = H × 86.5% ※2
	破碎不燃物	14	14	14	14	J = H × 0.9% ※2
資源化	破碎資源物	194	190	190	190	K = H × 12.6% ※2
	リサイクル量	7,671	7,494	7,487	7,468	L = M + N + R + S
	資源物（有害ごみ含む）	4,589	4,494	4,495	4,490	M
	中間処理施設からの資源化量	399	389	389	388	N = O + P + Q
	古紙採取量	0	0	0	0	O = D
	焼鉄	205	199	199	198	P = G
	破碎資源物	194	190	190	190	Q = K
	焼却残さ（エコセメント化）	2,021	1,966	1,959	1,949	R = F
最終処分	集団回収	662	645	644	641	S
	最終処分量	14	14	14	14	T = U
	中間処理施設からの最終処分量	14	14	14	14	U = V
	破碎不燃物	14	14	14	14	V = J
リサイクル率（エコセメント除く）		25.7%	25.9%	25.9%	26.0%	W = (L - R) ÷ A
リサイクル率（エコセメント含む）		35.0%	35.1%	35.1%	35.2%	X = L ÷ A
最終処分率		0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	Y = T ÷ A

※1 H24年度の焼却量に対する焼却灰及び焼鉄の発生量割合
 ※2 H24年度の不燃・粗大ごみに対する破碎可燃物、破碎不燃物、破碎資源物の発生量割合
 ※ 端数処理の関係から、合計が一致しない箇所がある。

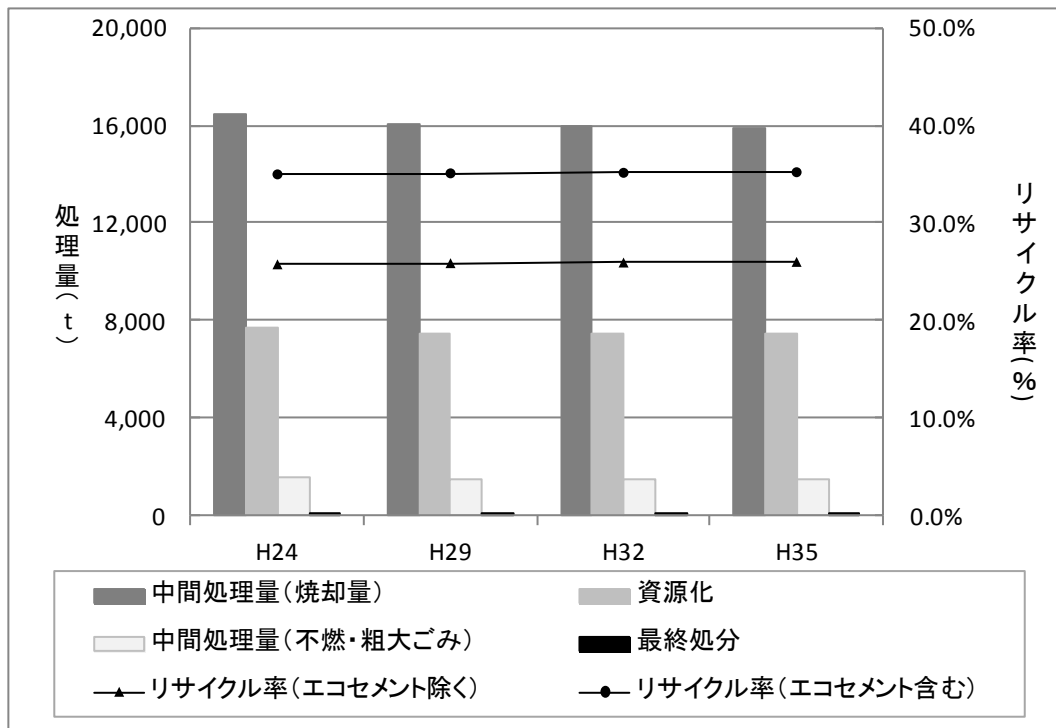


図3-5-8 ごみ処理量の予測結果（武蔵村山市）

第4章 3市共同の資源化に向けて

第1節 共同化に向けた課題や配慮事項

1. 小平市

今後のさらなる減量を進めるとともに、廃棄物の適正な処理のため、次の課題に取り組むべきこととしています。

(1) 3Rの推進・適正処理に向けた意識向上

3Rや適正処理のため、特に循環型社会の形成に重要な2R(リデュース・リユース)に、市民や事業者が取り組みやすい環境を整備し、情報を提供する必要があります。

(2) 生ごみの減量(食物資源の資源化推進)

生ごみが燃えるごみの多くの割合を占めることや、燃えるごみに5.4%(年間推計約1,600トン)もの未利用食品が含まれていることから、発生の抑制と再生利用の推進により、一層の減量を進める必要があります。

(3) 容器包装プラスチックの資源化推進

現在、容リプラのうち、軟質の物については、資源化対象品目とすることができておらず、「燃えるごみ」としています。

資源化の推進や分別のわかりやすさの向上などを図るため、軟質の物も合わせた全量容器包装プラスチックの資源化に取り組む必要があります。

(4) 適正な処理の維持・向上に向けた処理体制の整備

計画期間内では、組合のごみ処理施設の老朽化に伴う更新が大きな課題となるほか、小平市リサイクルセンターの老朽化等にも伴い、現在、組合と3市で検討を進めている3市共同資源物処理施設の着実な整備と、3市共同資源物処理施設で取り扱わない資源化品目を中間処理するための施設整備が必要となります。

また、地方自治体の責務として、環境衛生の維持の面からも、市民生活や事業活動から日々出される廃棄物を、中断なく、適正に処理を続けることができるよう、処理体制の整備を進めます。

(5) 家庭ごみ有料化・戸別収集への移行

家庭ごみ有料化は、廃棄物の問題に対して市民一人ひとりに関心を持ってもらうことなどにより、ごみだけでなく、資源物も含めた廃棄物の総量を減量する効果が期待されます。多摩地域では、26市のうち21市で実施しており、家庭ごみの減量に効果をあげており、小平市においても家庭ごみ有料化は、今後、市民に廃棄物に対する認識と理解を促し、さらなる減量を目指すに当たっては有効な施策の一つであると認識しています。(小平市では、

平成13年に廃棄物減量等推進審議会から「市民に家庭ごみの処理費用の相応の負担を求めべきである。」との主旨の答申を受けています。）

また、実施に当たっては、排出者の明確化が図られる戸別収集への移行を合わせて検討し、家庭ごみ有料化の実効性と効果を確保することが必要です。

2. 東大和市

(1) 発生・排出抑制対策

生ごみを排出する際の十分な水切りや、レジ袋削減のためのマイバッグキャンペーンの実施等、市が市民及び事業者に対して啓発を行い、市民及び事業者の意識改革により一体となったごみ発生・排出抑制を行う必要があります。

(2) 適正処理の推進

平成21年4月から、容リプラの市全域の収集を開始しており、今後は生ごみや剪定枝等の資源化についても検討を行う必要があります。また、現在収集したごみには相当量の資源物が混入しており、排出段階での分別の徹底を図る必要があります。

(3) 地域住民への対応

資源物については、店頭回収の利用や集団回収活動の育成により、地域に根付いた活動の支援を行います。また、廃棄物減量等推進員の協力を得て、市民の資源化意識の高揚や排出マナーの向上を図る必要があります。

(4) 新しい中間処理システムの構築

新たな中間処理システムの構築について、組合と3市で検討を行います。具体的には、3市それぞれで進めてきたリサイクル施策について、統一基準による共同処理を推進し、更新が予定されている粗大ごみ処理施設や焼却施設については、より高効率で低公害の施設とします。

(5) 最終処分場の延命化

最終処分場の確保は極めて困難であり、日の出町の協力のもと、今後も東京たま広域資源循環組合とともに、埋立処分量ゼロを目指した処理システムの研究やエコセメント製品の利用の拡大等、現状施設の延命を図る必要があります。

(6) 家庭廃棄物の有料化

廃棄物処理における課題の解決に向け、市民及び事業者と協働で取り組む廃棄物の減量や排出量に応じた負担の公平化及び住民意識の改革を進めるため、平成26年10月1日から、家庭廃棄物の有料化を導入します。

3. 武蔵村山市

(1) 発生抑制と排出抑制に関する普及啓発・支援

武蔵村山市の1人1日あたりのごみ排出量は、平成23年度まで減少傾向に推移してきましたが、平成24年度については、前年度と比較し、増加となり、この実績は、多摩地域26市の中で24番目となっています。

平成24年度のごみ排出量増加の主な原因として、村山団地移転の際の引っ越しごみや事業系ごみの増加等が考えられています。

これらの状況を踏まえ、市民、事業者に対し、3R意識を向上させていくため、広報の機会を増やすとともに、ごみ減量施策等の実施を検討していく必要があります。

(2) 自主的なごみ減量に対する支援

また、昭和62年5月より集団回収団体に奨励金の交付を開始しており、今後も品目の拡大や交付金の変更を行いつつ支援活動の継続実施を行っていく必要があります。

(3) 事業者に対する要請

3Rのなかで再使用（リユース）は再生利用（リサイクル）と比べ、環境に負荷を与えることが少ないため上位に位置します。そのため、事業者に対してエコバッグ（マイバッグ）等の利用の促進、再使用容器等の利用の促進、再使用によるごみの発生抑制の要請を行う必要があります。

(4) 家庭ごみ有料化導入の検討

多摩地域では、26市のうち21市で家庭ごみの有料化を行っており、ごみ減量及びリサイクル推進に一定の効果が表れています。

武蔵村山市においても、ごみの有料化は、平成17年度に事業系ごみの手数料の改定を行った際、ごみ減量に一定の効果が表れており、先進実施団体の事例等では、家庭ごみの有料化を実施することで、① 一般廃棄物の排出抑制や再利用の促進、② 排出量に応じた負担の公平化、③ 住民の意識改革などのメリットが見込まれています。

このことから、武蔵村山市においても、家庭ごみの有料化について検討していく必要があります。

(5) 資源化品目の拡大（生ごみ資源化モデル事業）

生ごみは、可燃ごみの中で大きな割合を占めているため、生ごみを資源化することは、循環型社会の形成につながっていきます。

平成21年10月から平成22年9月まで82世帯を対象に生ごみ堆肥化モデル事業を実施しましたが、このモデル事業では、高額な処理費用やできた堆肥の使用先等が課題となりました。

平成26年度には、管理コスト、生ごみ堆肥量の抑えることのできる生ごみ堆肥化方法（HDMシステム）でモデル事業を実施する予定としています。

（6）最終処分場の負担金について

焼却灰を原料とする「エコセメント化」事業は、最終処分量の削減に大きく寄与しますが、多大な費用を要しています。さらに当市は、焼却灰の搬入実績量が東京たま資源循環組合の「廃棄物減容（量）化基本計画書」で定められた搬入配分量を上回り、超過金を課せられています。

発生抑制・資源化の推進、中間処理等の最終処分に至るまでのそれぞれの段階でのごみ減量の取組が必要となっています。

4. 小平・村山・大和衛生組合

（1）粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設は、老朽化とともにシステムが旧式化しており、現在のごみ質に適さなくなっています。

また、可燃残さに含まれる金属は選別機にて選別し資源化を行っていますが、選別後の鉄屑やアルミ屑に可燃物が混入するなど、選別能力の低下が表れています。

さらに、「小型家電リサイクル法」に基づく回収等、新たな機能が求められている中で、その機能の確保等、施設における対応には限界がある状況となっています。

（2）ごみ焼却施設

ごみ焼却施設は操業開始から、4・5号ごみ焼却施設は27年、3号ごみ焼却施設は38年が経過しています。部分更新事業など、改造及び補修工事を実施することにより、平成33年度まで稼働させる予定ですが、施設老朽化に対する一時的な予防策にしかならず、施設の維持管理において、これまでに経験のない設備機器の故障にも配慮が求められています。

そのため、早急な新ごみ焼却施設の更新が求められますが、施設の整備には事前調査等の期間を含め、稼働まで10年程度の期間が必要とされるため、中長期的展望を踏まえた総合的検討が必要です。

（3）その他

持続可能な循環型社会に向け、環境学習機能の充実が求められています。3市地域の廃棄物が集まるごみ処理施設としての特長を生かし、組織市や関係団体との連携のもと、環境学習事業を充実させる必要があります。

5. 東京たま広域資源循環組合搬入配分量

組合施設から発生する焼却残さ（焼却灰）及び不燃残さは、東京たま広域資源循環組合が運営管理するエコセメント化施設及び二ツ塚廃棄物広域処分場にて処理・処分しています。

東京たま広域資源循環組合への搬入（処理・処分）配分量は、現在、計画期間中である「多摩地域第4次減容（量）化基本計画書（平成22年7月）」において定められており、3市は現状において、不燃残さについては搬入配分量以下となっているものの、焼却残さ（焼却灰）については、搬入配分量を超過している状況です。

今後、搬入配分量は、策定中である第5次計画において、さらに削減される見込みであることから、エコセメント化施設及び二ツ塚廃棄物広域処分場への搬入量については削減に努める必要があります。

第2節 共通施策の設定

3市の一般廃棄物処理基本計画の内容を踏まえ、次のとおり3市共通の施策を設定します。

< 3市の共通施策 >

- | | |
|------------|--|
| 施策1 | 3市共同による3R施策の推進
・循環型社会を目指して資源化基準の統一を図るとともに、3市地域が協調し、ごみ減量化施策の強化・拡充を図ります。 |
| 施策2 | 安定した資源の循環的利用の促進
・新たに3市共同資源物処理施設を整備し、容リプラ及びペットボトルの安定的な資源化を推進します。 |
| 施策3 | ごみ処理施設の計画的更新
・3市地域のごみ処理システムを、循環型社会にふさわしいシステムに変革するため、3市共同資源物処理施設と併せて、老朽化・旧式化した粗大ごみ処理施設及びごみ焼却施設を一体的・総合的に検討し更新するための事務に着手します。 |

第3節 3R施策の推進

1. 発生・排出抑制

3R施策のなかで、最も重視されるのはリデュース（発生抑制）に係る施策であり、ごみそのものの発生を抑制する主体は消費者である市民です。そのため市民の消費行動がごみや環境に、より配慮したものに変わってゆくことが求められています。

今後も、それぞれの市の施策のより一層の推進を図るとともに、3市共同で実施することでより高い効果を得ることができると考えられる、以下に示す事業や施策を検討します。

(1) 環境学習機能を有する施設の整備

ごみ発生抑制に係る意識向上を図るために、私たちが日々排出するごみがどのように処理されているかの実態や、環境への影響を学ぶ（環境学習）場の整備を図ります。

環境学習の場は、3市共同資源物処理施設及びごみ処理施設の整備を計画するなかで、それぞれの施設の機能として検討します。

(2) 出前説明会等を実施する組織の検討

私たち市民は、自らも廃棄物等の排出者であり、環境負荷を与えその責任を有している一方で、循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚して行動するとともに、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を進めていくことが求められています。

また、行政は、廃棄物等の適正な循環利用及び処分の実施や各主体間のコーディネーターとして重要な役割を果たすことが求められています。

3市地域における循環型社会の形成にむけ、地域の有志や行政のOB等の人材を活用した組織作りや、3市共同の環境学習講座、出前説明会等の実施を検討します。

2. 事業系ごみ対策

事業系ごみについては、既に3市それぞれで有料化が導入されていますが、3市の各料金設定や徴収方法と、排出量の実態による結果を相対的に検証し、より効果が得られるよう現在の制度等の見直しを検討します。

3. 資源化の推進

(1) 資源化基準の統一

容リプラ及びペットボトルの資源化を推進するとともに、ごみを含めた排出物の資源化基準については、3市共同資源物処理施設の稼働時期を目途に3市で統一を図ります。

継続して資源化を行うペットボトルを除く、中期的なプラスチック類の分別基準統一の基本的な考え方を次の上段に整理し、また、基本的考え方を前提とした分別区分を、同下段のとおりとします。

基本的な考え方	① 容リプラは、指定法人ルートによる資源化を推進します。 ② 容リプラを除くプラスチック（製品プラスチック）のリサイクルを推進します。 ③ ①、②を除くプラスチック類は、焼却処理とします。 ④ 複合材料のものや大きさから焼却処理に支障のあるものは、前処理として破碎及び選別を行います。				
	種別	資源	可燃	不燃	粗大
プラスチック製 容器包装	きれいなもの	○			
	汚れの落とせないもの		○		
	ペットボトルのキャップ	○			
その他プラス チック製品	金属などとの複合製品			○	
	最も長い辺の長さが50cm以上				○
	最も長い辺の長さが50cm未満		○		

(2) 3市全域で協調して実施する事業

1) 集団・店頭回収の拡充

集団・店頭回収の拡充は、民間主体による資源化の拡充であり、資源化に係る行政関与の低減を図ることのできる重要な施策といえます。また、集団回収には行政回収と比較して財政的な効果も見込めます。

そのため、自治会や子ども会、PTAなどへの積極的な啓発活動を進め、集団回収の実施団体を育成や組織の拡大、店頭回収拡充に向けた販売店との連携体制を強化などに向け、3市全域での連携により、効果的な施策・事業を検討し、実施します。

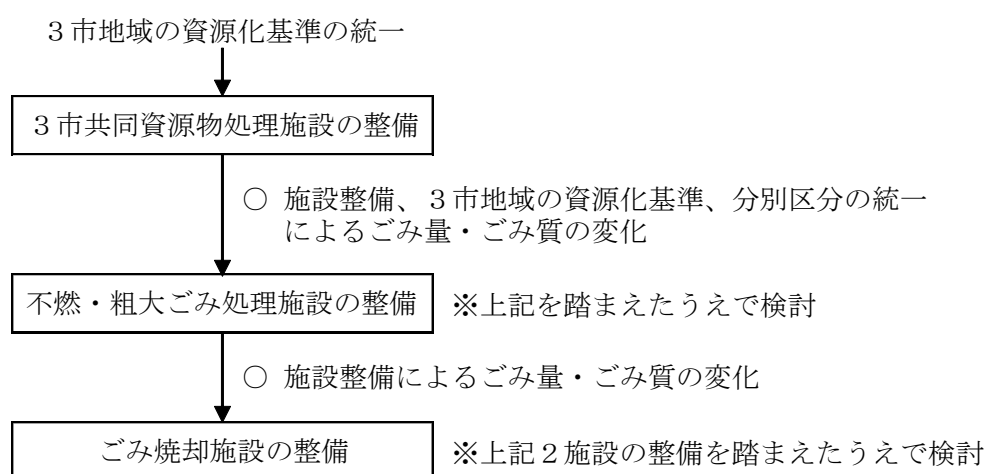
4. 自主的なごみ減量に対する支援

ごみ問題や環境問題に関心を持ち、自らごみの減量を実践している市民やNPO等の団体も多くあります。これらの活動の広域的連携を図り、団体等への支援の充実と、活動の場の提供を検討します。

第4節 今後のごみ処理の方向性

今後のごみ処理（施設整備）の方向性としては、基本方針でも触れたとおり、3市共同資源化施設、不燃・粗大ごみ処理施設、ごみ焼却施設の整備について、一体的・総合的に検討し、合理的な施設として計画的に整備し、発生するごみの適正処理の推進に努めることとします。

検討手法としては、以下に示すフローのとおり、まず3市地域で資源化基準を統一し、3市共同資源物処理施設を整備します。その後分別区分も統一したうえで将来のごみ量・ごみ質を予測し、不燃・粗大ごみ処理施設を整備します。最後に、前述した2施設の整備によるごみ量・ごみ質の変化を考慮したうえで最終的なごみ焼却施設での焼却対象ごみ量を推測し、最適な処理能力を有したごみ焼却施設の整備を計画します。



1. 資源物の処理

資源物の処理は、現在、3市それぞれ単独処理していますが、容リプラとペットボトルについては、3市共同資源物処理施設において共同処理を行っていくものとし、容リプラ及びペットボトル以外の資源物については、現状どおり単独処理を継続するものとします。

3市共同資源物処理施設は、3市の将来にわたり廃棄物処理を安定的に実施するため、また、不燃・粗大ごみ処理施設の更新、今後のごみ焼却施設の更新という喫緊の課題に取り組んでいくために、3市のごみ処理の枠組みの中で重要な位置づけにあり、市民生活に必要な不可欠な施設として、3市が共同して公設で整備を進めます。

施設整備により、3市地域の資源化基準の統一が図れ、リサイクル率の向上や今後整備を予定している不燃・粗大ごみ処理施設、ごみ焼却施設の施設規模の縮小・建設費の縮減が見込めるほか、資源化に要するコストの低減、資源化に関する情報収集能力の向上などが期待できます。

3市共同資源物処理施設の整備用地は、現在、市有地として所有していること（新たな財政負担がなく使用できる）、現状でリサイクルが行われていること、及び3市の中間的な位置にあり、収集コストの最小化が図れることなどから、3市と組合の4団体で確認している東大和市暫定リサイクル施設用地とします。

なお、東大和市暫定リサイクル施設の機能は、3市共同資源物処理施設の建設に着手前までに、東大和市において別に確保するものとします。

2. 不燃・粗大ごみの処理

不燃ごみと粗大ごみは、現在、組合の粗大ごみ処理施設にて共同処理しており、今後も現状体制を継続するものとします。

現有粗大ごみ処理施設は、前段で述べたとおり、施設の老朽化・旧式化が進んでいるため、早急に施設の整備・更新の計画に着手します。

粗大ごみ処理施設の更新等を行なう用地は、ごみ焼却施設に隣接し、破碎後の可燃ごみの運搬がスムーズに行えることなどから、3市と組合の4団体で確認している小平市清掃事務所用地とします。

なお、小平市清掃事務所用地の活用にあたっては、現在、小平市清掃事務所で行なわれている事業や他の計画との調整や連携を図りながら手続きを進めていくものとします。

3. 可燃ごみの処理

可燃ごみは、現在、組合のごみ焼却施設にて共同処理しており、今後も現状体制を継続するものとします。

現有ごみ焼却施設は、平成33年度までの稼働を目標に維持・補修が行われており、施設整備のためには10年程度の期間が必要であることから、早急に施設更新に向けた事務手続きに着手する必要があります。

なお、施設更新にあたっては、本構想に基づく3R施策の進捗状況や3市共同資源物処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設の整備・更新に伴う、ごみの減量やごみ質の変化を考慮し、手続きを進めていくものとします。

4. 3 市共同資源物処理施設

(1) 整備スケジュール

3市共同資源物処理施設の整備事業は、平成27年度に調査・計画に着手、平成29年2月までに工事発注に必要な調査・計画・発注手続きを全て完了するものとします。

整備スケジュールを表4-4-1のとおり計画します。

なお、このスケジュールを達成するための詳細な事業スケジュールについては、第5章に記載します。

表4-4-1 整備スケジュール（3市共同資源物処理施設）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
調査・計画期間						
建設 工事	設計 期間					
	建設 期間					
稼働						

(2) 施設規模の設定

施設規模は、「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて（環廃対発第031215002号、平成15年12月15日）」（以下、「環境省通知」という。）に基づき算定します。

1) 施設整備の目標年度

施設建設を決定するための施設整備の目標年度は、稼働後7年を超えない範囲内で最もごみ量が多くなる年度とされています。施設稼働時期を本項（1）より平成31年度とすると、稼働後7年目までで処理対象ごみ量が最も多くなるのは、表4-4-2より、容リプラは平成31年度、ペットボトルは平成35年度であることから、当該年度を施設整備の目標年度とします。

表4-4-2 容リプラとペットボトルの予測量

単位：t/年

区分\年度	H25	H26	H27	H28	H29	
容リプラ	3,684	3,668	3,665	3,647	3,637	
	3,625	3,629	3,610	3,599	3,584	3,585
ペットボトル						
	H25	H26	H27	H28	H29	
	1,049	1,053	1,063	1,066	1,071	
	H30	H31	H32	H33	H34	H35
	1,079	1,088	1,092	1,094	1,100	1,115

※平成36年度以降は平成35年度値で一定推移するものと想定する。

2) 計画年間日平均処理量（処理対象ごみ量）

施設整備の目標年度（容リプラ：平成31年度、ペットボトル：平成35年度）における処理対象ごみ量は、容リプラが3,629t/年、ペットボトルが1,115t/年であるので、計画年間日平均処理量はそれぞれ9.9t/日、3.1t/日となります。

3) 計画月変動係数

計画月変動係数は、容リプラ：1.12、ペットボトル：1.43とします。（平成20～24年度の実績値より）

4) 年間実稼働日数

年間実稼働日数については、休止日を土日（2日/週×52週）、祝日（元日を除く14日）、年末年始4日、施設補修日3日の計125日とします。したがって、年間実稼働日数は240日となります。

5) 施設規模

以上1)～4)の条件より、施設規模を算定すると下記のとおりとなります。

施設規模＝{計画年間日平均処理量×計画月変動係数÷(年間実稼働日数÷365日)}

$$= \{(9.9\text{t/日} \times 1.12) + (3.1\text{t/日} \times 1.43)\} \div (240 \div 365) = \boxed{24\text{t/日}}$$

容リプラ：17t/日

ペットボトル：7t/日

(3) 整備用地

3市共同資源物処理施設の整備用地は東大和市暫定リサイクル施設用地とします。
なお、配置計画等は第5章に記載します。

(4) 基本処理フロー

3市共同資源物処理施設の基本処理フローは、第5章 第2節施設概要に示します。

(5) プラザ（環境啓発）機能

プラザ（環境啓発）機能は、施設周辺地域住民との調整を図りつつ、地域防災や地域交流の拠点としての機能等を備えた、地域の利便につながる施設として、整備内容を検討し、配置します。

5. ごみの分別区分・収集方法の統一

更新するごみ処理施設の効率的利用（施設設計）のため、収集方式（各戸、ステーション）、資源物の分別区分、収集（回収）容器、収集運搬体制等の統一を図ります。

（１）収集方式

収集方式は、一定の世帯ごとに集積所を指定し（ステーション）収集する方式から、ごみ処理の有料化に伴い、排出者が限定できることなどから分別精度が高くなるといわれている世帯ごとの収集、戸別収集方式を採用する例が多くなってきています。収集方式は、3市共同資源化事業を推進する上で統一しなければならない前提ではありませんが、より質の高い資源化を3市が一体として図っていくために、一致した方式の採用に向けた検討を継続します。

（２）資源物の分別区分

分別区分の細分化を図っている自治体では、10種類以上の収集区分を採用している例もあります。資源とする品目を拡充し、ごみに混入している資源を削減していくためには、資源とする品目の排出（分別）のしやすさなど、排出者としての市民の意向に重きを置いた検討も必要です。

小平市と東大和市は、容リプラとペットボトルを別袋で分別収集をしています。一方、武蔵村山市では、容リプラとペットボトルを一緒に収集し、施設で選別する方式を採用しています。

今後は、3市共同資源物処理施設の機能面を考慮し、容リプラ及びペットボトルはそれぞれ独立した区分とすることとします。

（３）収集（回収）容器

収集（回収）容器は、収集方法や施設の機能に大きく影響します。3市共同資源物処理施設の処理対象物である容リプラ及びペットボトルについては、小平市と武蔵村山市は2品目とも袋による方式を、東大和市は容リプラについては袋、ペットボトルについてカゴによる方式を採用しています。収集（回収）容器は、収集コストや施設の機能面から、施設の稼働時期に合わせて、袋による収集とすることとします。

（４）収集運搬体制

3市共同資源物処理施設を設置し、円滑に運営していくために、施設への搬入車両台数の平準化を図る必要があります。平準化のためには、小平市が2地区、東大和市及び武蔵村山市がそれぞれ4地区としている現状の収集地区割りを、3市全域を対象に地域ごとの実情を踏まえ、ごみ量が特定の日や曜日に集中しないように新たな地区割を検討します。

第5節 ごみ処理施設の計画的更新

1. 不燃・粗大ごみ処理施設

(1) 整備スケジュール

不燃・粗大ごみ処理施設は、平成27年度から施設整備基本計画の策定に着手し、小平市清掃事務所で行われている事業や他の計画との調整や連携を図り、表4-5-1に示すとおり計画します。

表4-5-1 整備スケジュール（不燃・粗大ごみ処理施設）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
調査・計画期間		■					
建設 工事	設計 期間			■			
	建設 期間				■		
稼働							■

(2) 施設規模の設定

1) 施設整備の目標年度

3市共同資源物処理施設同様の考え方とし、本項（1）より、施設稼働時期を平成32年度として、表4-5-2より、稼働後7年目までで処理対象ごみ量が最も多くなる平成32年度（稼働後1年目）を施設整備の目標年度とします。

表4-5-2 不燃・粗大ごみの予測量

単位：t/年

区分\年度	H25	H26	H27	H28	H29	
不燃ごみ	6,932	6,857	6,805	6,714	6,656	
	H30	H31	H32	H33	H34	H35
	6,593	6,559	6,488	6,423	6,368	6,326
粗大ごみ	H25	H26	H27	H28	H29	
	1,581	1,562	1,547	1,527	1,513	
	H30	H31	H32	H33	H34	H35
	1,500	1,492	1,475	1,462	1,451	1,446
計	H25	H26	H27	H28	H29	
	8,513	8,419	8,352	8,241	8,169	
	H30	H31	H32	H33	H34	H35
	8,093	8,051	7,963	7,885	7,819	7,772

※平成36年度以降は平成35年度値で一定推移するものと想定する。

2) 計画年間日平均処理量（処理対象ごみ量）

施設整備の目標年度（平成32年度）における処理対象ごみ量は、7,963t/年であるので、計画年間日平均処理量は21.8t/日となります。

3) 計画月変動係数

計画月変動係数は1.14とします。（平成20～24年度の実績値より）

4) 年間実稼働日数

年間実稼働日数については、休止日を土日（2日/週×52週）、祝日（元日を除く14日）、年末年始4日、施設補修日3日の計125日とします。したがって、年間実稼働日数は240日となります。

5) 施設規模

以上1)～4)の条件より、施設規模を算定すると下記のとおりとなります。

$$\begin{aligned} \text{施設規模} &= \{ \text{計画年間日平均処理量} \times \text{計画月変動係数} \div (\text{年間実稼働日数} \div 365 \text{ 日}) \} \\ &= (21.8 \text{ t/日} \times 1.14) \div (240 \div 365) = \boxed{38 \text{ t/日}} \end{aligned}$$

(3) 整備用地

小平市清掃事務所用地とします。整備用地（図4-5-1参照）の地域地区等についての概要を表4-5-3に示します。

表4-5-3 整備用地の地域地区等の概要

整備用地	東京都小平市中島町2番2号
都市計画区域の内外の別	都市計画区域内
防火地域	準防火地域
面積	約3,690 m ²
用途地域	準工業地域
指定容積率	200%
指定建ぺい率	60%

(4) 基本処理フロー

平成27年度に策定する「(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画」において定めることとします。

2. ごみ焼却施設

(1) 検討事務への着手

ごみ焼却施設については、3市共同資源物処理施設の整備及び不燃・粗大ごみ処理施設の更新事業と連携し、組合において今後の更新の方向を取りまとめた提案図書の作成に着手します。

また、この施設がごみの処理システムの中で規模も大きく、処理の流れの中心的な位置づけとなることから、この提案図書に基づき、市民意見等を考慮しつつ3市と組合の協議において施設の姿や機能、更新スケジュールを検討します。

(2) 整備用地の検討

整備用地は、組合用地（図4-5-1参照）を基本として検討します。

組合用地は、敷地面積約15,700㎡であり、ごみ焼却施設を整備することは可能であると考えられますが、現状では敷地全体が現有施設の操業に活用されています。

組合用地内での更新は、既存施設の全部又は一部の解体が必要となると考えられることから、廃棄物の適正な処理を確保しつつ更新する手法について詳細な検討を行います。

また、組合への搬入道路（小平市道第A-1号線（松の木通り））については、交通の安全の確保及び搬入・搬出車両の円滑な走行の確保に向けた検討をしていきます。

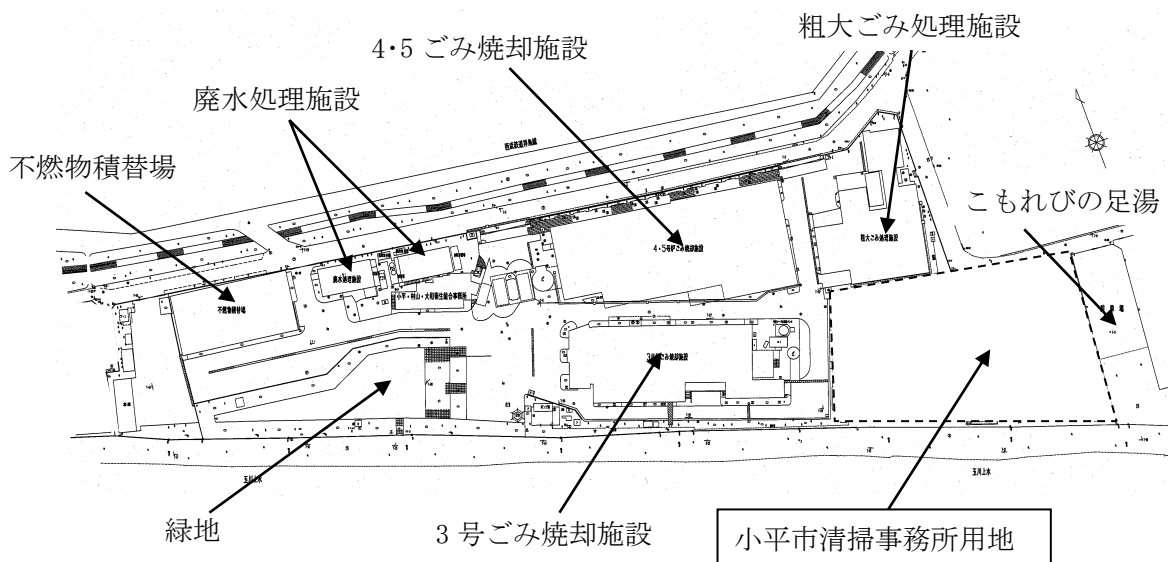


図4-5-1 組合用地（主要施設等の配置）と小平市清掃事務所用地

第6節 事業スケジュール

施設整備に必要な調査など、計画支援事業を含めた3市共同資源物処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設の整備事業の事業スケジュール（案）を表4-6-1に示します。

なお、3市共同資源物処理施設については、詳細な事業スケジュールを次章に示します。

表4-6-1 事業スケジュール（案）

項 目		年 度																					
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度												
3 市共同資源物 処理施設	調査・ 計画業務 関連	1. 地域計画作成		■																			
		2. 生活環境影響調査			■	■	■																
		3. 施設整備実施計画作成			■	■																	
		4. 測量・地質調査			■																		
		5. 地歴調査・土壌調査			■	■																	
		6. 工事発注準備				■	■																
	建設 工事 関連	7. 施設工事入札事務																					
		8. 仮契約・本契約																					
		9. 設計期間																					
		10. 新施設建設工事																					
	11. 施設稼働																						
不燃・粗大ごみ 処理施設	調査・ 計画業務 関連	1. 施設整備基本計画作成			■	■																	
		2. 生活環境影響調査					■	■	■														
		3. 測量・地質調査					■																
		4. 土壌調査					■	■															
		5. 工事発注準備						■	■														
	建設 工事 関連	6. 施設工事入札事務																					
		7. 仮契約・本契約																					
		8. 設計期間																					
		9. 新施設建設工事																					
	10. 施設稼働																						

※ 土壌調査の結果、土壌汚染の疑いがなかったものと想定して作成している。（土壌汚染の疑いがある場合、詳細調査が必要となる。）

第5章 3市共同資源物処理施設整備基本計画

第1節 基本事項

1. 計画の概要

3市共同資源物処理施設は、3市の将来にわたる廃棄物処理を安定的に実施するため、また、不燃・粗大ごみ処理施設の更新、今後のごみ焼却施設の更新という喫緊の課題に取り組んでいくために、3市のごみ処理の枠組みの中で重要な位置づけにあり、市民生活に必要な不可欠な施設として3市が共同して整備を進める施設です。

当初計画では、共同処理対象物を「びん、缶、ペットボトル、その他プラスチック、乾電池、蛍光灯」の6品目として検討を進めてきましたが、建設予定地である東大和市暫定リサイクル施設用地の制約などの課題から、共同処理対象物を「容リプラ、ペットボトル」の2品目に変更して現在に至っています。

本章では、3市共同資源物処理施設の具体的な計画内容を定めるものとします。

<計画の概要>

- 施設名称：3市共同資源物処理施設
- 処理方式：手選別、圧縮梱包
- 処理能力：24 t/日（容リプラ：17 t/日、ペットボトル：7 t/日）
- 建築面積：約 2,500 m²
- 延床面積：約 4,900 m²
- 建物高さ：約 24m
- 構造：地上3階構造（地下ピット有り）
- 操業時間：午前8時～午後5時（月～金曜日）
- 緑化面積：屋上部 約 560 m² 地上部 約 550 m²

2. 敷地条件

(1) 建設計画地の位置

3市共同資源物処理施設は、東大和市の南西部に位置する東大和市暫定リサイクル施設用地に整備する計画です。整備用地の周辺図を図5-1-1に、地域地区等についての概要を表5-1-1に示します。

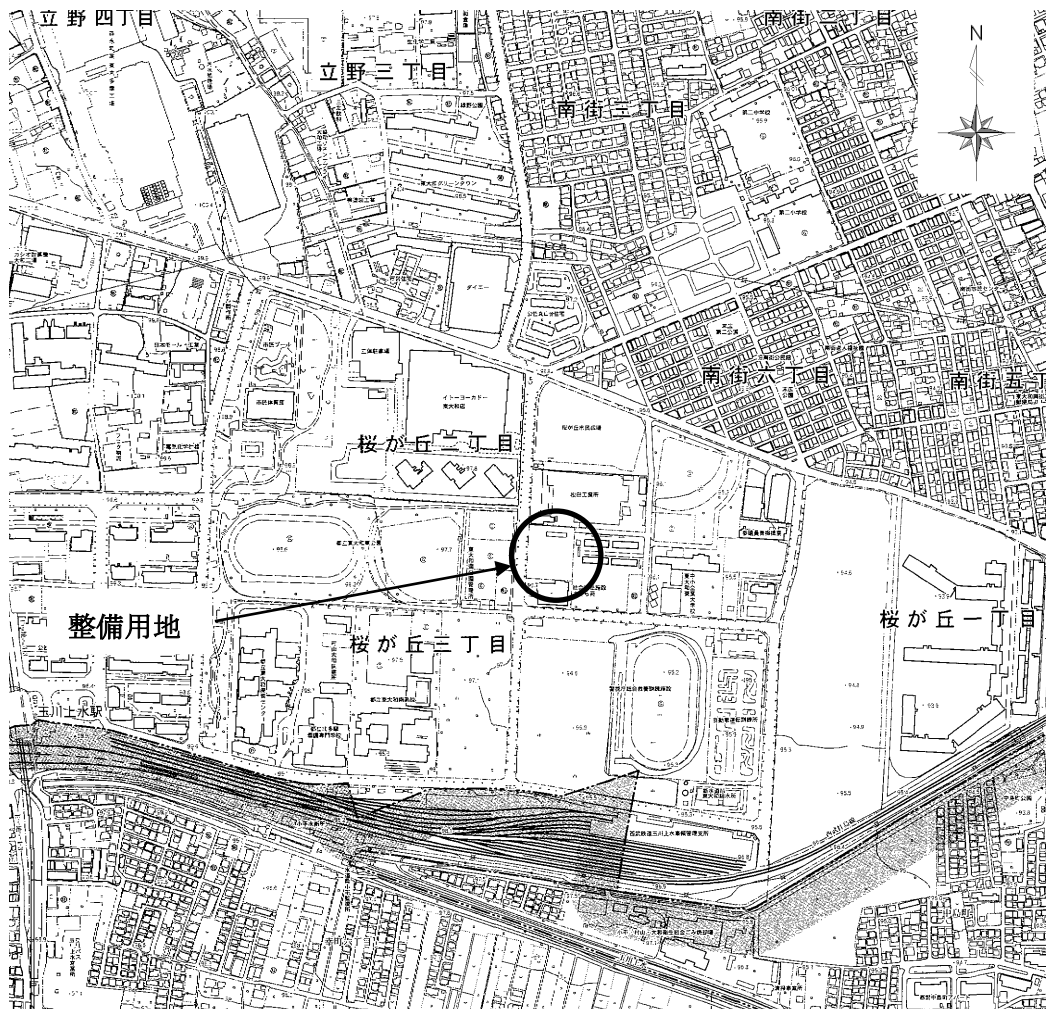


図5-1-1 整備用地周辺図 (1/10,000)

※ 施設の周辺には、マンション等が建設されており住宅地となっています。

表5-1-1 整備用地の地域地区等の概要

整備用地	東京都東大和市桜が丘2丁目 122-2
都市計画区域の内外の別	都市計画区域内
防火地域	準防火地域
面積	4,311.64 m ²
用途地域	工業地域
指定容積率	200%
指定建ぺい率	60%
高度地区	25m
日影規制	4h-2.5h (測定面: 4m)

(2) ユーティリティー供給及び排水条件

1) 給水条件

プラント用水及び生活用水は、上水を利用する計画とし、整備用地の前面道路を通っている上水管（φ250）から分岐し、受水します。

2) 電気条件

電気は高圧にて受電し、必要各所に送電します。

3) ガス条件

ガスは整備用地の南側約 50 メートルの道路に、都市ガス管（φ200）が通っており、計画施設の熱源を得る上では必要かつ十分な状況です。

4) 排水条件

生活排水及び床洗浄水等の計画施設から発生する排水は公共下水道に放流する計画とし、整備用地の前面道路を通っている污水管（φ250）に接続します。

第2節 施設概要

1. 施設規模

施設規模は第4章 第4節 4. (2) より24t/日とします。(容リプラ：17t/日、ペットボトル：7t/日)

2. 主要設備の検討

(1) 基本処理フロー

容リプラとペットボトルは、別々に袋詰めで収集されます。収集車で施設への搬入後、それぞれの受入ピットに貯留します。その後クレーンにより受入ホップに投入し、破袋・除袋機により袋と内容物に分け、手選別コンベヤにて異物を除去した後に圧縮梱包します。また、破袋後の指定収集袋は異物として回収します。

3市共同資源物処理施設の処理フロー（案）を図5-2-1に示します。

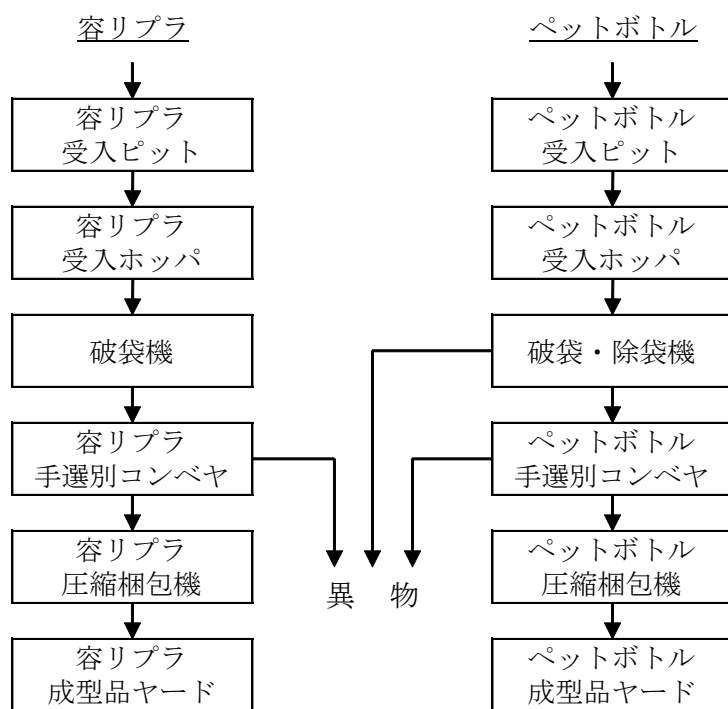


図5-2-1 3市共同資源物処理施設処理フロー（容リプラ、ペットボトル）

第3節 プラザ機能等

再生工房や環境学習機能等のプラザ機能として、工房スペースや啓発展示スペース、自由スペースを設け、市民が集い学べる機能を有し、環境に関する市民活動の拠点となる施設づくりを目指します。

(1) 工房スペース (1F 工作室・工房スペース 約50㎡)

再生可能な家具や自転車などを市民が持ち込み、修理するスペースを確保するとともに、リユースステーション機能を設けます。

(2) 啓発展示スペース (1F 玄関、2F・3F 見学者ホール等)

通路や空間スペースを活用し、掲示板や啓発用パネル等の他、修理した家具などを展示する啓発展示スペースを設けます。また、見学者ホールを確保するとともに廊下壁面などを工夫することによって、歩きながら見ることのできる展示や魅力ある空間を作り出す資料展示スペースとして活用します。

(3) 自由スペース (3F 自由スペース 約200㎡)

見学者への説明や各種講座・教室など多目的に活用できる自由スペースを設置し、市民が積極的に利用し、リサイクルに対する意識啓発ができる機能を備え、循環型社会の形成に向けた情報発信基地となるよう整備します。

自由スペースは、エントランス、ホール、啓発展示スペース、エレベータ等との連絡に適した位置とします。自由スペースの具体的な使用例を表5-3-1に示します。

その他、屋外及び資料展示スペースに太陽光パネルによる発電状況をモニタにより提示し、啓発活動に努めます。

なお、具体的なプラザ機能は、施設周辺地域住民との協議のうえ設定し、実施計画や実施設計に反映させることとします。

表5-3-1 自由スペース使用例

機 能		内 容
展示・提供	フリーマーケット	市民団体が開催するフリーマーケットの場を提供します。
情報提供 ・学習	リサイクル体験	リサイクル意識の啓発・普及という観点から、修理技術や再利用技術を住民に体験してもらいます。(日常生活の中でそれを実践し、ごみを減らすライフスタイルの形成推進に努めてもらいます。)修理技術等を持った人材を活用して「リフォーム教室」や「リサイクル教室」などを実施します。
	教室・イベント	環境学習に関する講演会や各種イベントに使用します。施設見学者に対して施設の説明を行います。地域活動やグループ活動の打合せ・会議等に利用できます。
地域活動・ コミュニティ 形成の支援	講演会・イベント	環境・資源やリサイクルについての関心や理解を高めるために講演会や各種イベントを開催する場を提供します。
	地域活動	環境・資源やリサイクルに関心を持つグループ、団体の活動のための会合・会議の場を提供します。

第4節 環境保全計画

1. 公害防止基準等の設定

施設では、施設の稼働に伴う環境負荷を低減するため、関係法令等を順守するだけでなく、これら規制等の適用を受けない項目についても自主管理基準を設け、環境保全に努めます。

3市共同資源物処理施設における公害防止基準等を以下に示します。

(1) 水質

施設から発生する排水については、公共下水道に放流する計画であり、本計画では表5-4-1に示す東大和市下水道条例における汚水排除基準を順守することとします。

表5-4-1 汚水排除基準

項目	基準
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L以下
シアン化合物	1mg/L以下
有機燐化合物	1mg/L以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L以下
六価クロム化合物	0.5mg/L以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニール (PCB)	0.003mg/L以下
トリクロロエチレン	0.3mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下
ジクロロメタン	0.2mg/L以下
四塩化炭素	0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下
チウラム	0.06mg/L以下
シマジン	0.03mg/L以下
チオベンカルブ	0.2mg/L以下
ベンゼン	0.1mg/L以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L以下
ほう素及びその化合物	10mg/L以下
ふっ素及びその化合物	8mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下
フェノール類	5mg/L以下
銅及びその化合物	3mg/L以下
亜鉛及びその化合物	2mg/L以下
鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/L以下
マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/L以下
クロム及びその化合物	2mg/L以下
ダイオキシン類	10pg/L以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	5日間に600mg/L未満
浮遊物質 (SS)	600mg/L未満
窒素含有量	120mg/L未満
燐含有量	16mg/L未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L以下
水素イオン濃度 (pH)	5を超え9未満
温度	45°C未満
沃素消費量	220mg/L未満

(2) 騒音・振動

騒音・振動の公害防止基準について、本計画では表 5-4-2 及び表 5-4-3 に示す、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例における規制基準を順守します。

表5-4-2 騒音の公害防止基準値（敷地境界基準）

区分	昼間 午前 8 時～午後 8 時	朝・夕 朝：午前 6 時～ 午前 8 時 夕：午後 8 時～ 午後 11 時	夜間 午後 11 時～午前 6 時
基準値	70 dB 以下	60 dB 以下	55 dB 以下

表5-4-3 振動の公害防止基準値（敷地境界基準）

区分	昼間 午前 8 時～午後 8 時	夜間 午後 8 時～午前 8 時
基準値	65 dB 以下	60 dB 以下

(3) 悪臭

悪臭の公害防止基準について、本計画では表 5-4-4 に示す、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例における規制基準を順守します。

表5-4-4 悪臭の公害防止基準値

区分	敷地境界線	排水水
基準値	臭気指数 13	臭気指数 29

(4) 揮発性有機化合物（VOC）

容リプラを処理する施設においては、揮発性有機化合物（VOC）に関する法令上の規制がないことから、その対応を表 5-4-5 に示します。

表5-4-5 揮発性有機化合物（VOC）への対応

対応の基本	現状の周辺環境に影響を与えない濃度に処理し排気します。
管理の方法	総揮発性有機化合物（T-VOC）について、定期的に環境大気及び施設内空気の排出口の濃度測定を行い、その結果を公表します。

2. 環境保全対策

(1) 水質（排水）対策

施設では、プラザ機能の利用者や見学者、施設の管理人員の生活系排水、及び設備機器や床洗浄による排水が発生します。

施設からの排水は、生活系については直接下水道に放流し、床洗浄水等の排水については油水分離を行い下水道に放流します。

(2) 騒音・振動対策

主な騒音・振動の発生源は、受入ピット、破袋・除袋機、圧縮梱包機、排風機と考えられます。

施設から発生する騒音・振動は、資源物の受入や選別・圧縮・梱包、搬出作業を全て施設内で行い、施設内の気密性を保ち、施設外への影響を防止します。また、施設内の各機器は低騒音・低振動型を採用し、適切な位置に配置します。

(3) 悪臭対策

施設では、受け入れる資源物に付着した汚れによる臭気の発生が考えられます。また、これに加えて、破袋・除袋機や手選別コンベア上においては、資源物からの内容物の流出により、内容物が臭気の原因となることも考えられます。

施設からの臭気の発生及び漏洩を防止するため、次の対策を実施し、排出口における有臭空気の無臭化を図ります。

- ・汚れが付着したものが資源物に混入しないよう、市民への啓発普及に努めます。
 - ・臭気等が発生しやすい場所には、排気装置を設置し、臭気を含む空気を吸引します。
- 吸引した空気は、脱臭装置で処理し排気します。

(4) 揮発性有機化合物（VOC）対策

施設内の圧縮梱包機において容リプラを圧縮する工程で、微量の揮発性有機化合物（VOC）が発生します。

施設では、容リプラの圧縮時に発生する揮発性有機化合物（VOC）の環境への排気濃度を低減するため、吸着方式（活性炭等）と酸化分解方式（光触媒等）を効果的に組み合わせた除去設備を設置します。

吸着方式は、VOCを物理的に吸着して捕集する処理方法であり、吸着材としては活性炭が最も多く使用されています。カートリッジ単位で装置に組込まれた活性炭は多孔質であり、その表面積は900～1,300 m²/g程度と大きく、流入する空気は活性炭と接触し、空気に含まれるVOCや臭気成分は効率よく活性炭に吸着除去されます。

酸化分解方式としては、光触媒（酸化チタン等）によりVOCを酸化分解する方法が実用化されています。

吸着方式と同様にカートリッジ単位で装置に組み込まれた光触媒は、紫外線が当たると酸化力の強い活性酸素が発生し、この反応性の高い活性酸素によって、空気に含まれるVOCは酸化され二酸化炭素（CO₂）と水（H₂O）に分解されます。

これらの除去設備により、揮発性有機化合物（VOC）を周辺環境に影響を与えない濃度とします。

活性炭吸着装置の概要は図 5-4-1 のとおり、光触媒によるVOC分解装置の概要は図 5-4-2 のとおりです。

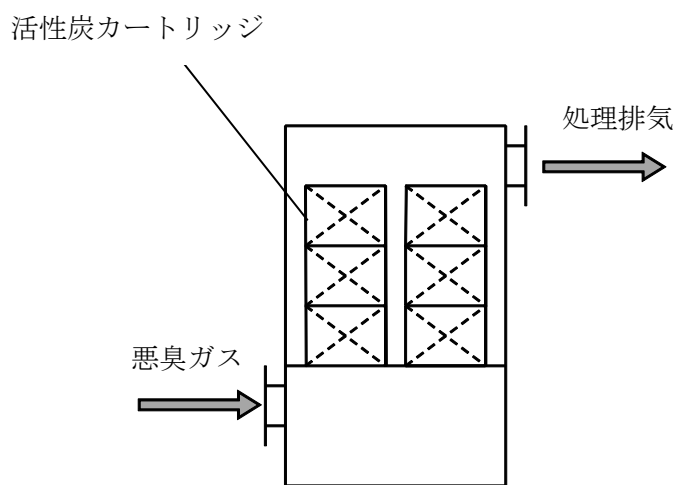


図5-4-1 活性炭吸着装置の概要

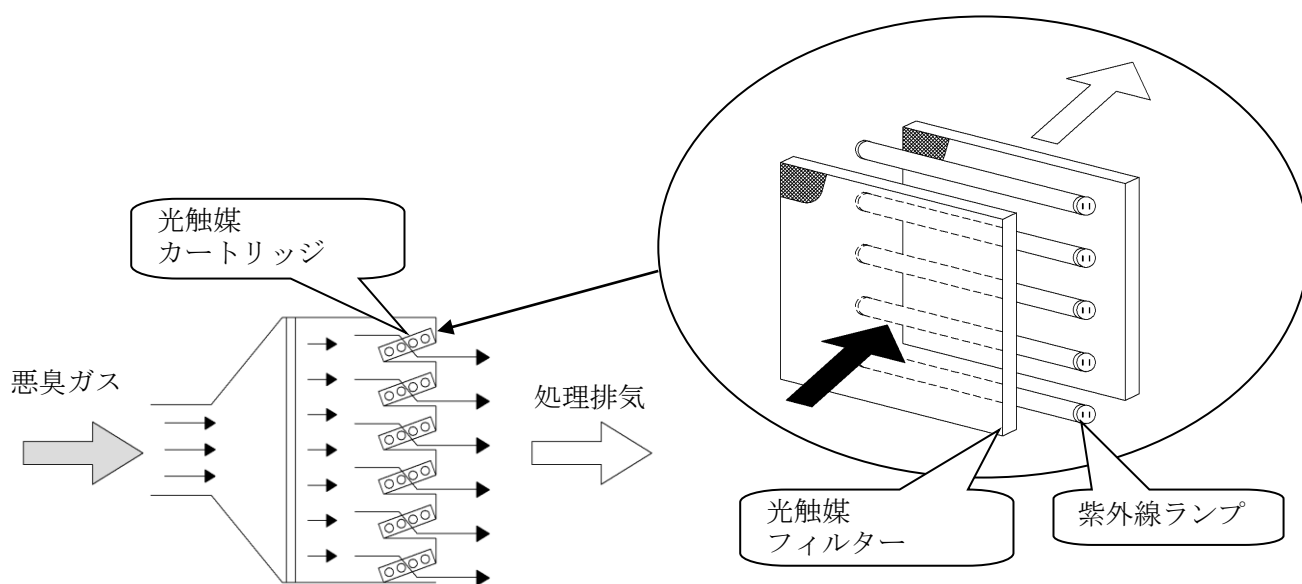


図5-4-2 VOC分解装置の概要

(5) その他の環境保全対策

① 粉じん対策

施設内では、資源物の受入や破袋・除袋機、圧縮梱包機の稼働により粉じんが発生することも考えられます。

これら粉じんの発生しやすい場所については、集じん装置を設置し、粉じんを含んだ空気を吸引、除去した後に屋外に排気します。

② 低公害車両の採用

圧縮・梱包した資源物の運搬には、フォークリフト、ショベルローダー等を使用します。

これらの運搬車両は、排出ガス対策型機械を採用し、施設の作業環境の改善を図ることとし、大気環境に与える負荷を低減します。

③ 揮発性有機化合物（VOC）排出濃度の測定（モニタリング）

定期的に揮発性有機化合物（VOC）除去設備の排出口において、定期的に総揮発性有機化合物（T-VOC）等の排出濃度を測定し公表します。

④ 環境測定

周辺環境への影響を把握するため、敷地境界で総揮発性有機化合物（T-VOC）等の濃度を、定期的に測定し公表します。

第5節 災害対策計画

1. 施設災害対策

大地震による災害は、被害が広い範囲に及ぶほか、ライフラインや交通の途絶などの社会に与える影響が風水害等の災害と比較して大きく、がれき等の廃棄物の発生量も他の災害と比べ大量であるほか、交通の途絶等に伴い一般ごみについても平常時の収集・運搬を行うことが困難となります。

施設計画を行うにあたっては、「震災廃棄物対策指針（環境省）」に記述されているように、施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るなど、震災時にも安定したごみ処理が可能な計画とします。

(1) 火災対策

施設においては、廃棄物を適正に処理し施設の維持管理及び安全管理に努めることが必要です。また、労働安全衛生法、消防法、電気事業法に基づき、日常の運転管理及び保守管理、予防措置、発災時の緊急対応、防災教育・訓練、電気工作物の工事、設備の維持及び運用に関する保安の確保など、施設の安全な操業に努めることが必要です。

さらに、事故発生時の緊急対応についても、個々の施設において発生が予想される事故について適切な対処方法を予め検討し事故対応マニュアルを整備して、事故発生に備えておくことが必要です。

火災対策を以下に示します。

1) 受入・供給設備

ごみ貯留ピット、ごみ供給コンベヤ等において搬入ごみ中に含まれる引火性物質、自然発火物等により火災が発生することがあります。このため、火災検知器と消火散水装置を設置します。

2) 圧縮梱包設備、貯留設備

圧縮梱包後の蓄熱による火災対策として、圧縮梱包設備及び貯留設備の周辺に火災検知器と消火散水装置を設置します。

2. 安全衛生計画

(1) 安全衛生管理方針

施設を適正かつ効果的に運営していくため、労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成に努めるものとします。

(2) 安全衛生管理体制

施設は、「労働安全衛生法」に示される業種区分としては清掃業に該当します。

施設における安全衛生を確保するため、安全衛生推進者を選任して、計画施設に即した管理体制を確立し、適正な運営を図るものとします。

(3) 労働安全衛生対策

廃棄物処理施設における災害・事故は、機械、器具、作業環境等の不備のみによって発生するとは限らず、むしろ作業に従事する労働者の知識、経験、技能等の不足あるいは不十分な心身条件等の人的要因がその原因となっています。

このため、施設での災害・事故を防止するための労働安全衛生対策として、「安全衛生教育の実施」「安全衛生管理計画の作成」「安全衛生管理活動の実践」の3つの事項を励行し、災害・事故の発生を未然に防ぐこととします。

第6節 配置・動線計画

1. 施設配置・車両動線

(1) 平面・立面計画

車両動線を含めた施設の全体配置図（案）を図 5-6-1 に、各階平面図（案）を図 5-6-2～図 5-6-7 に、立面図（案）を図 5-6-8～図 5-6-11 に示します。

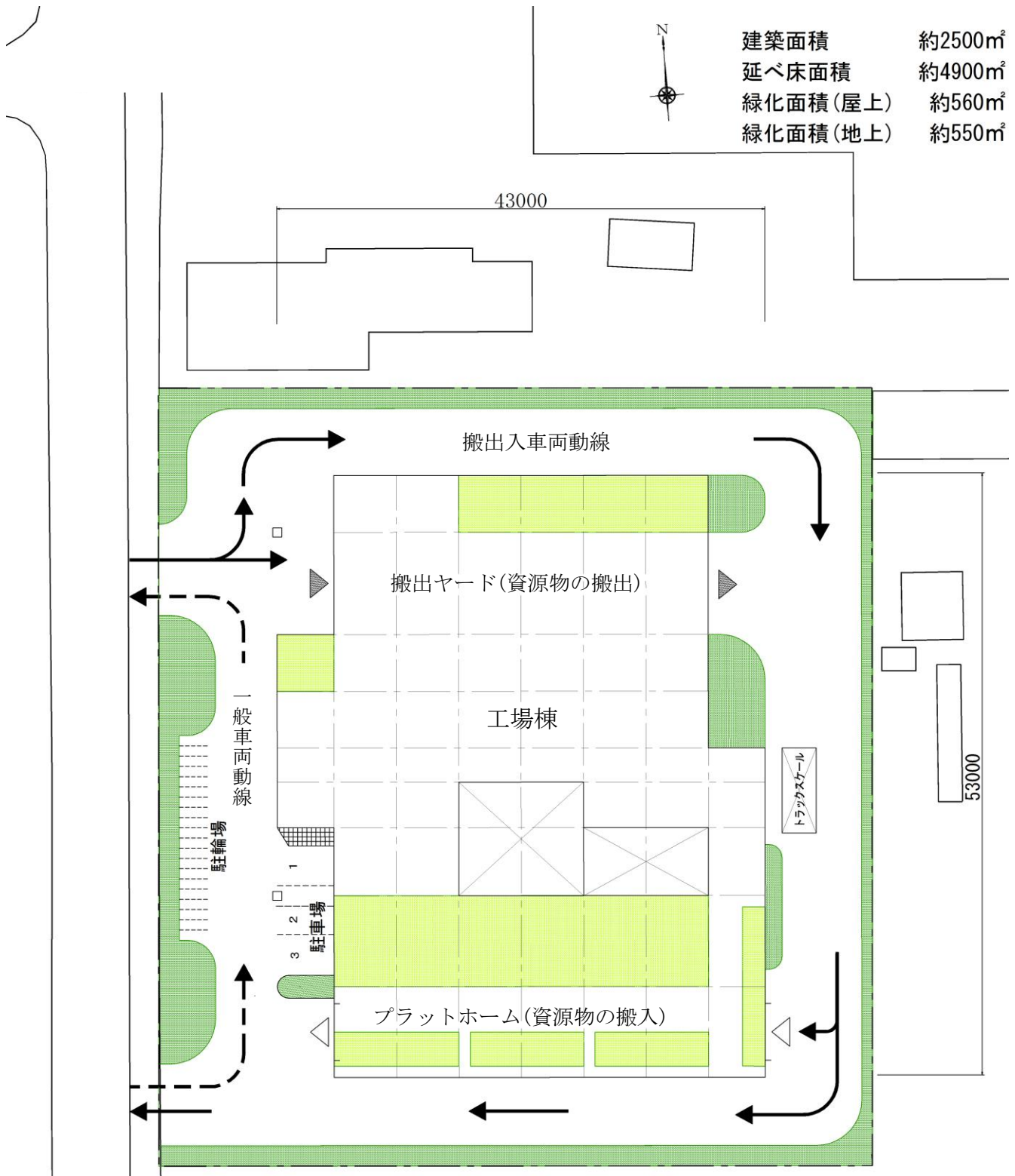
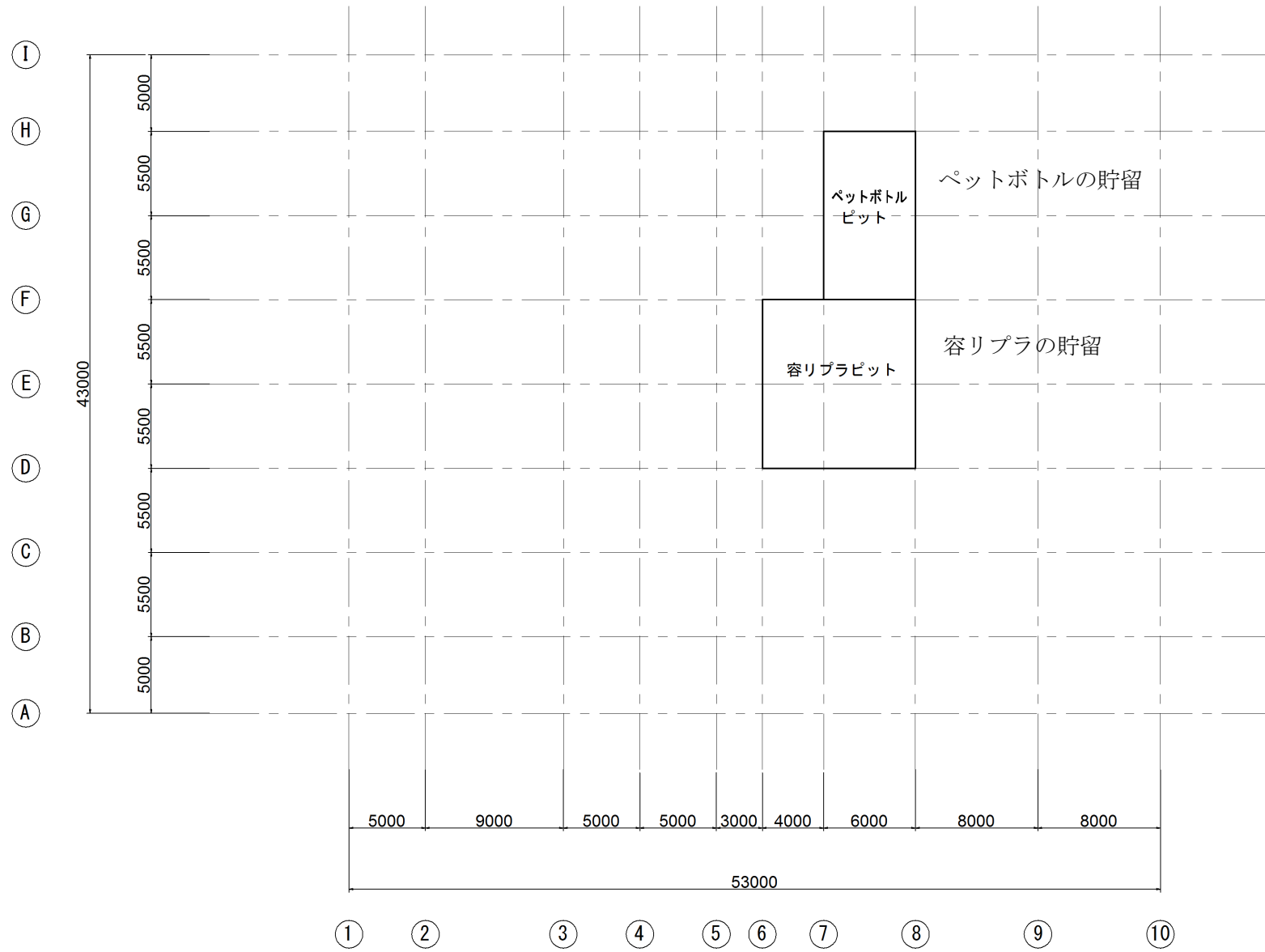
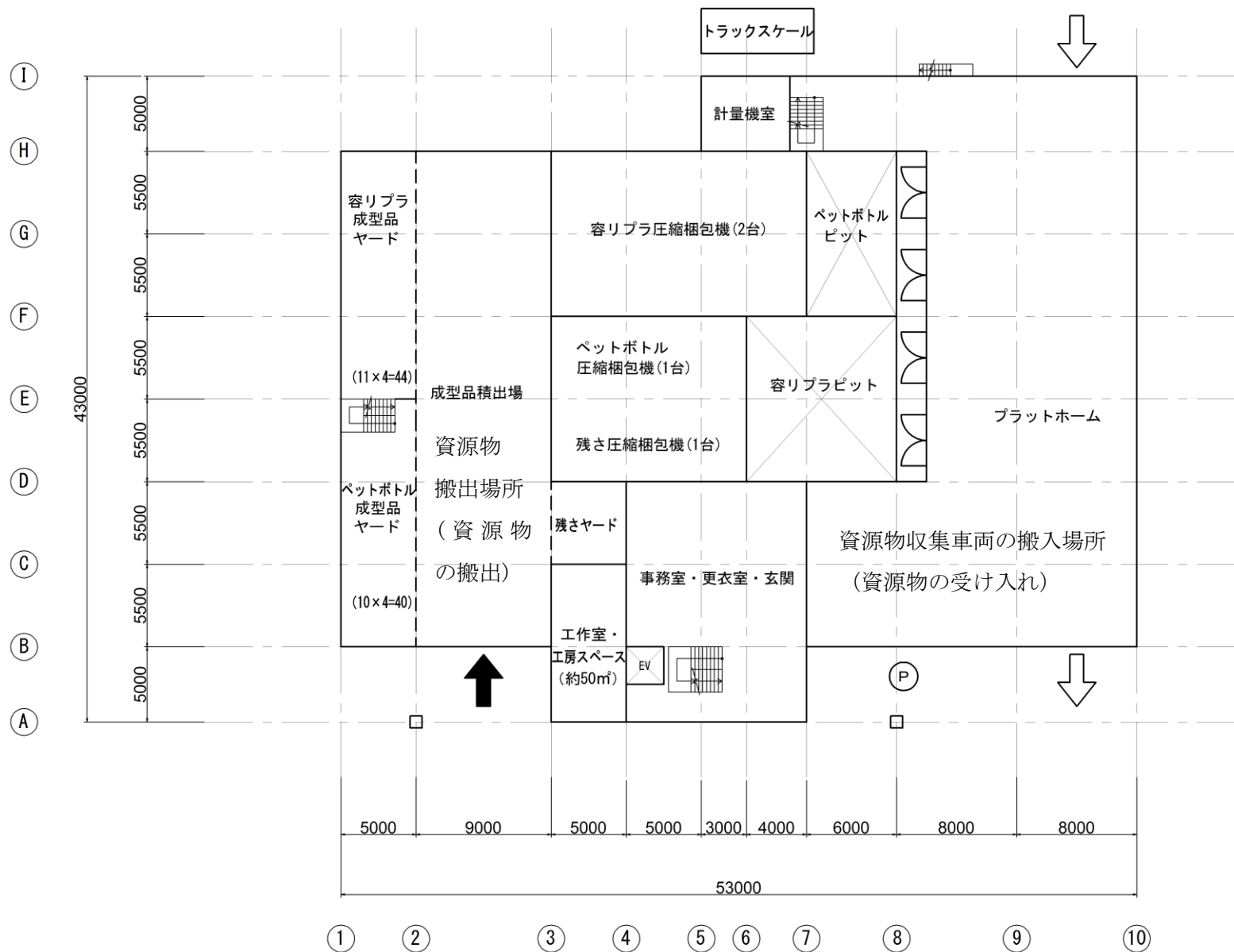


図5-6-1 全体配置図（案）（S=1:500）



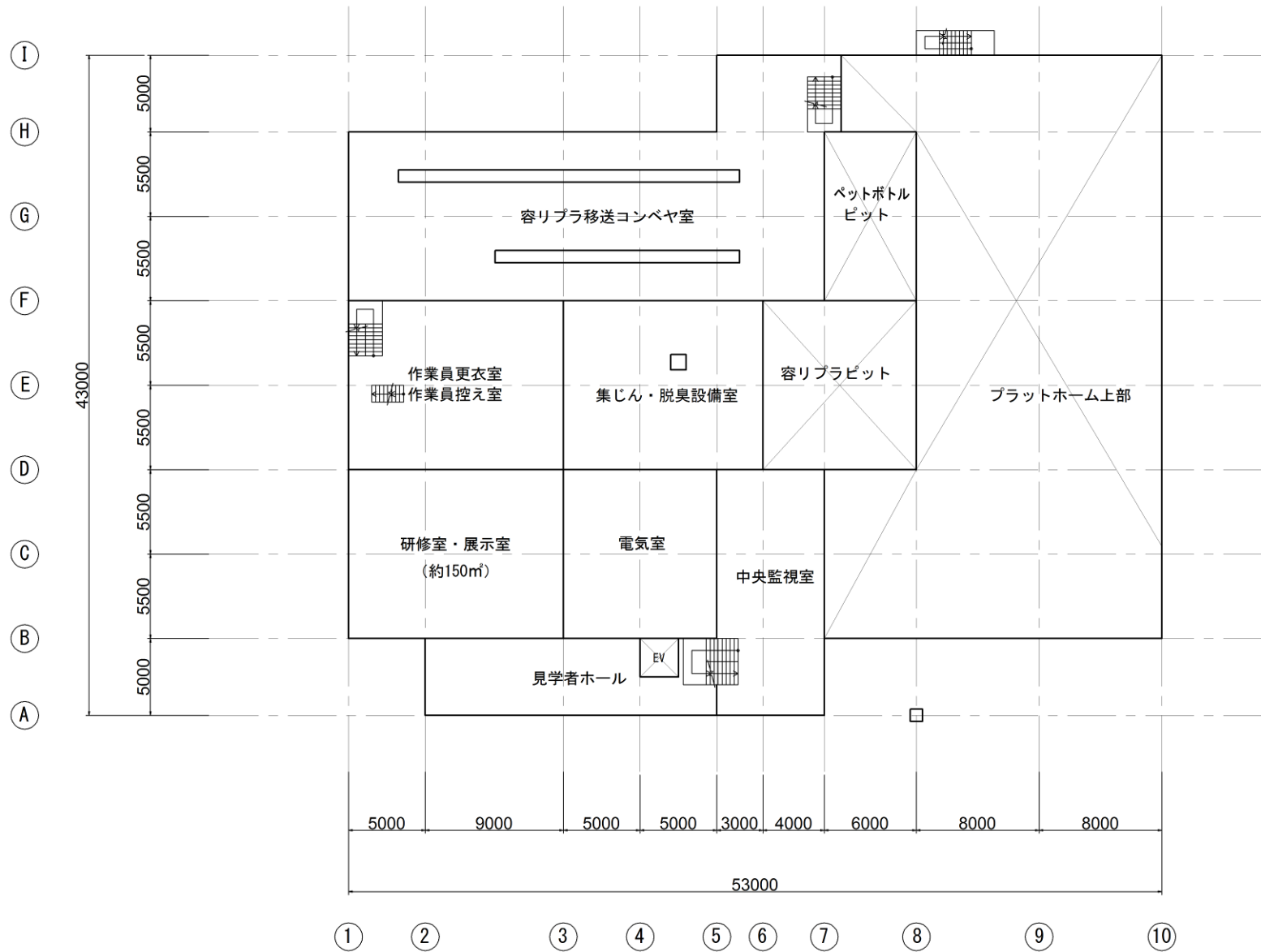
B1F (1FL-10000)

図5-6-2 各階平面図 (案) (地下1階 : S=1 : 400)



1F (GL+200)

図5-6-3 各階平面図 (案) (1階 : S = 1 : 400)



2F (1FL+5500)

図5-6-4 各階平面図 (案) (2階 : S = 1 : 400)

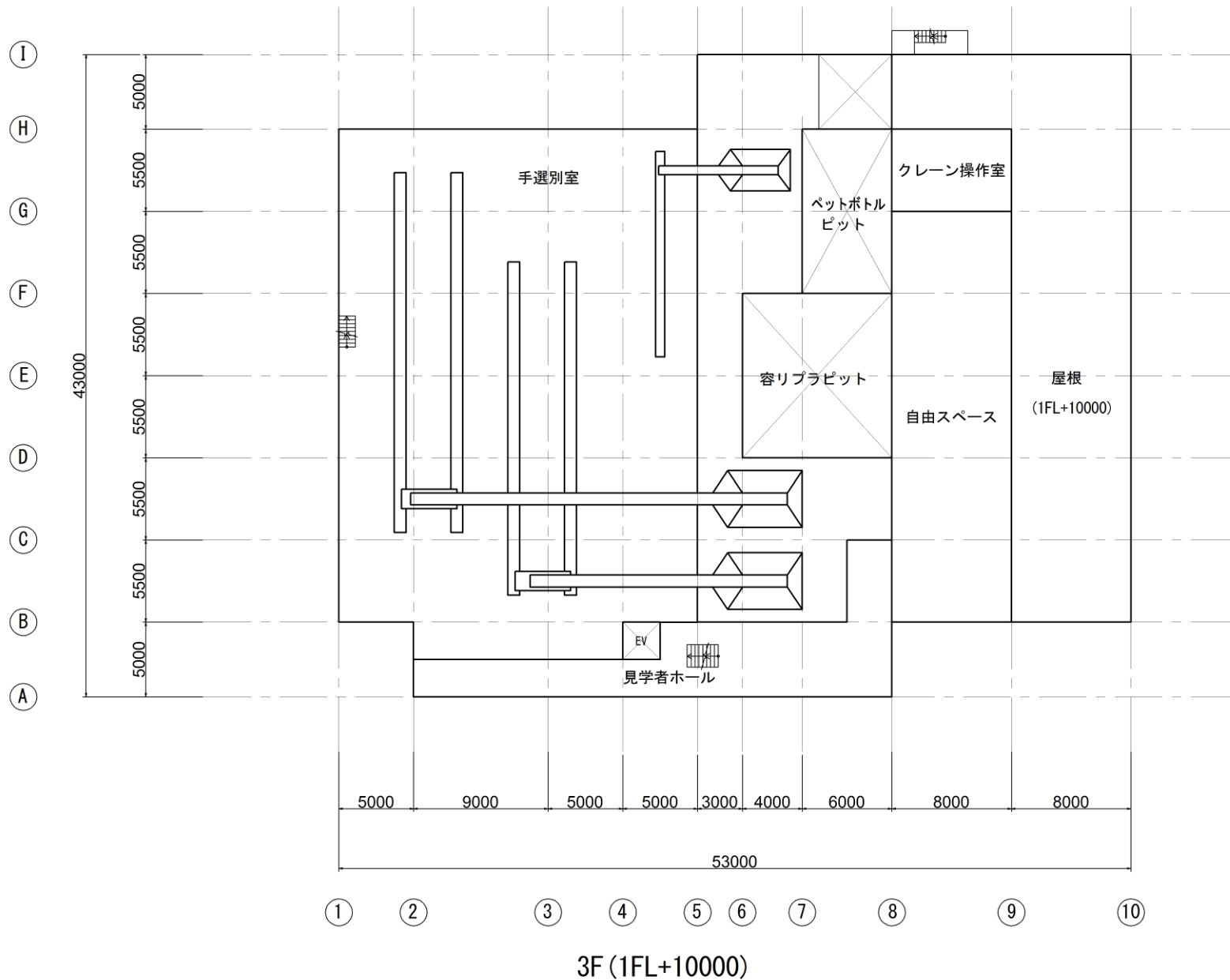
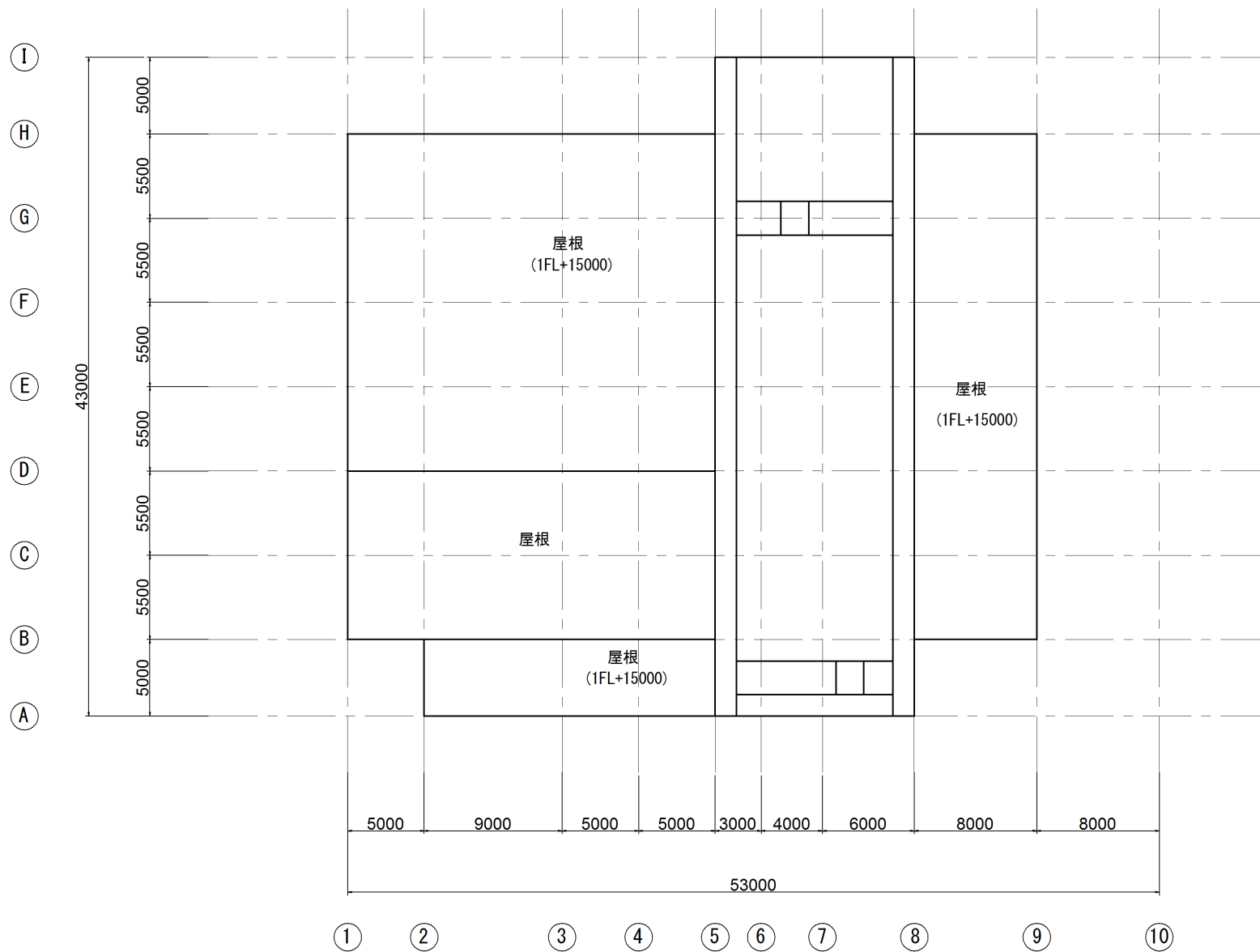
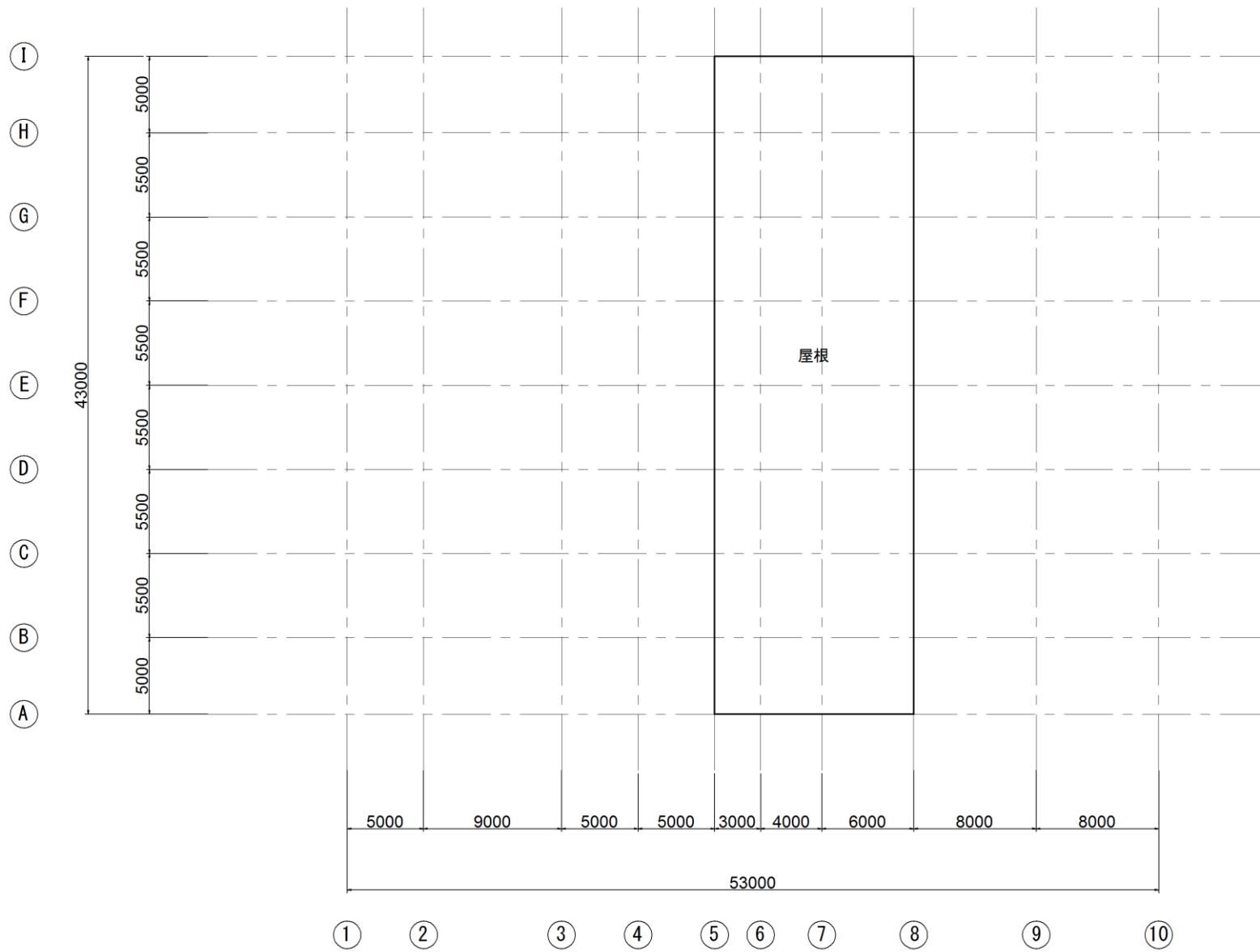


図5-6-5 各階平面図 (案) (3階 : S = 1 : 400)



CGF (1FL+20000)

図5-6-6 各階平面図 (案) (クレーン階: S=1:400)



RF (1FL+24000)

図5-6-7 各階平面図 (屋根 : S = 1 : 400)



图5-6-8 西侧立面图 (案) (S=1:400)

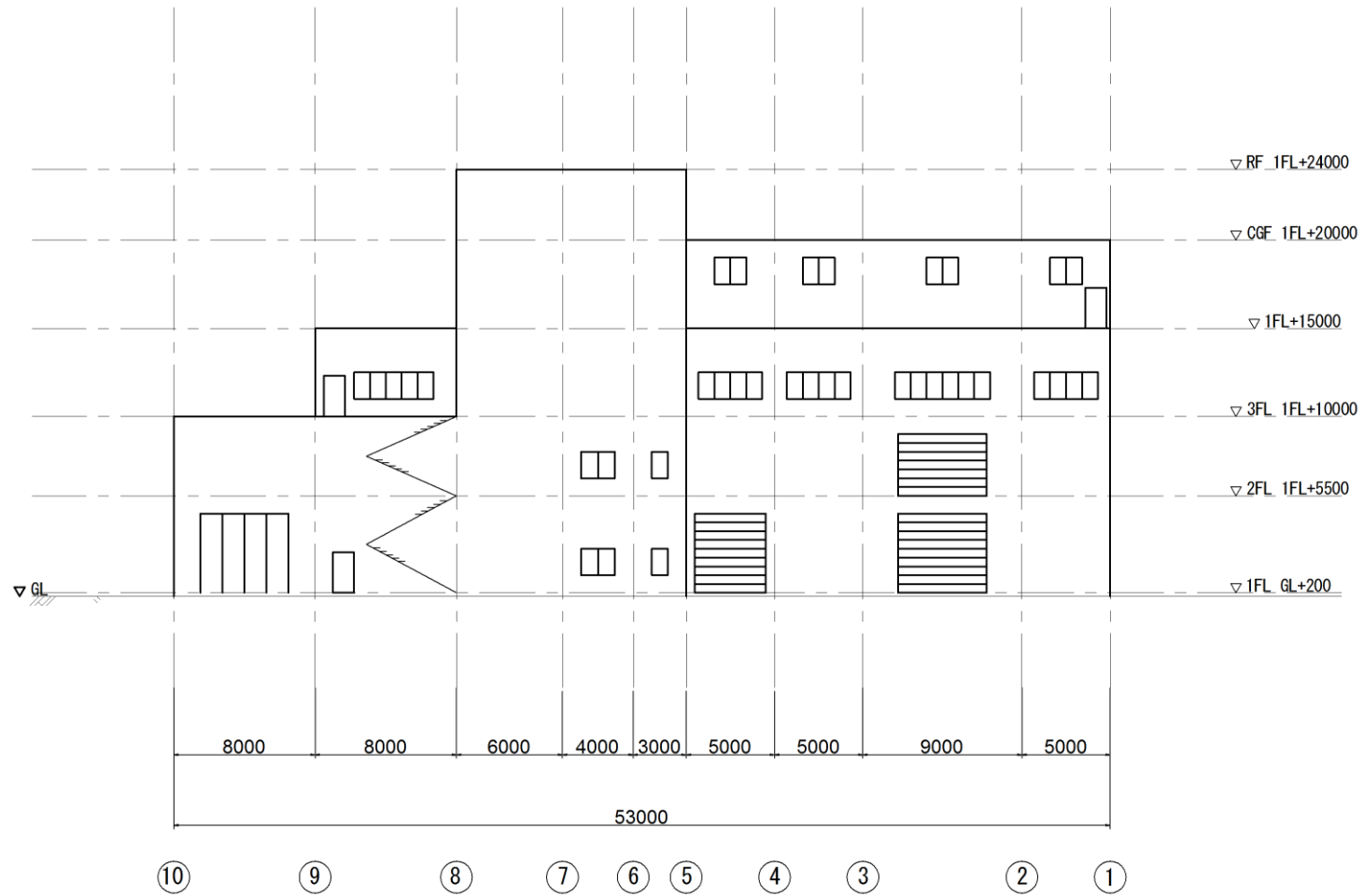


图5-6-9 东侧立面图 (案) (S=1:400)

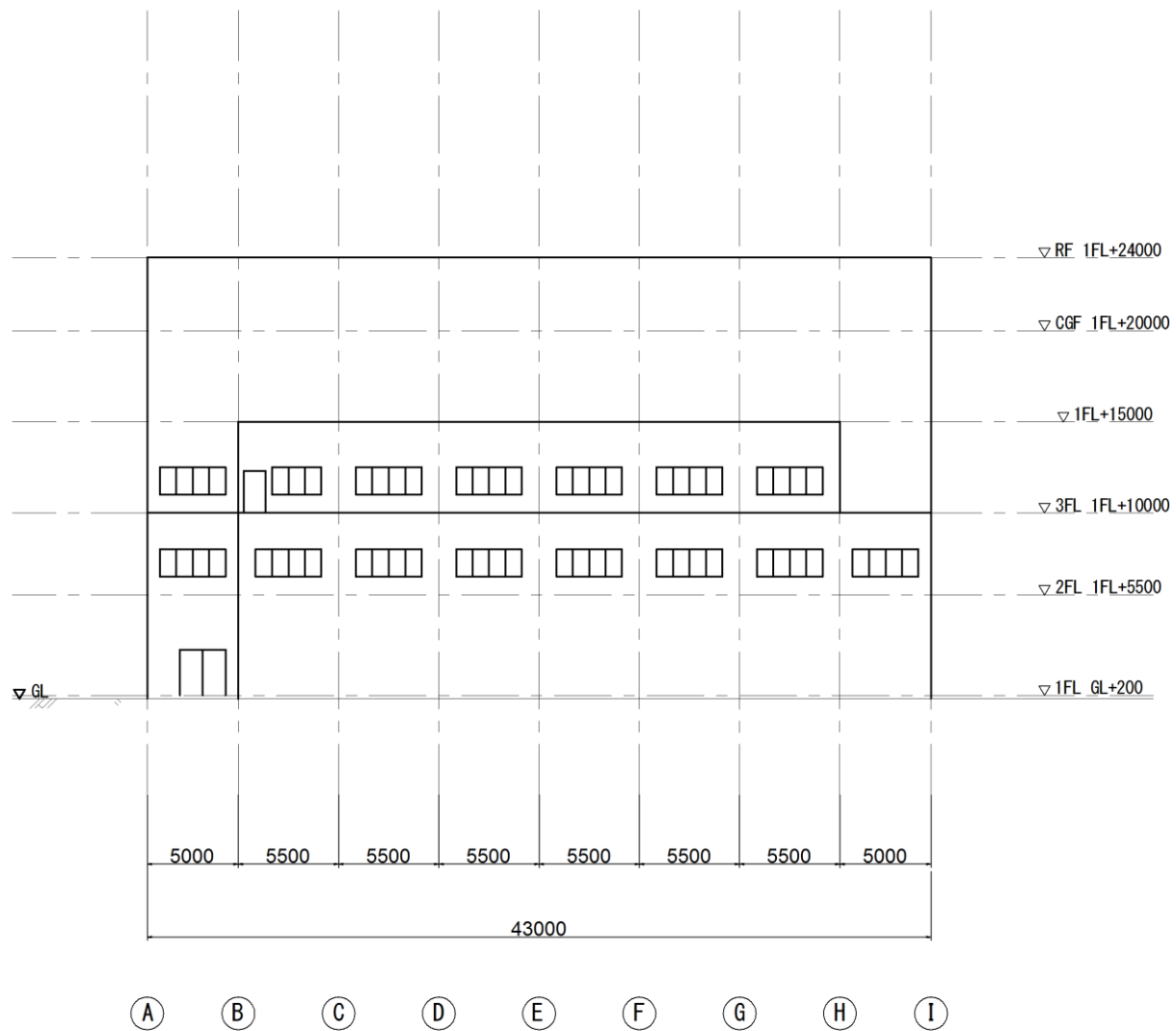


图5-6-10 南侧立面图 (案) (S=1:400)

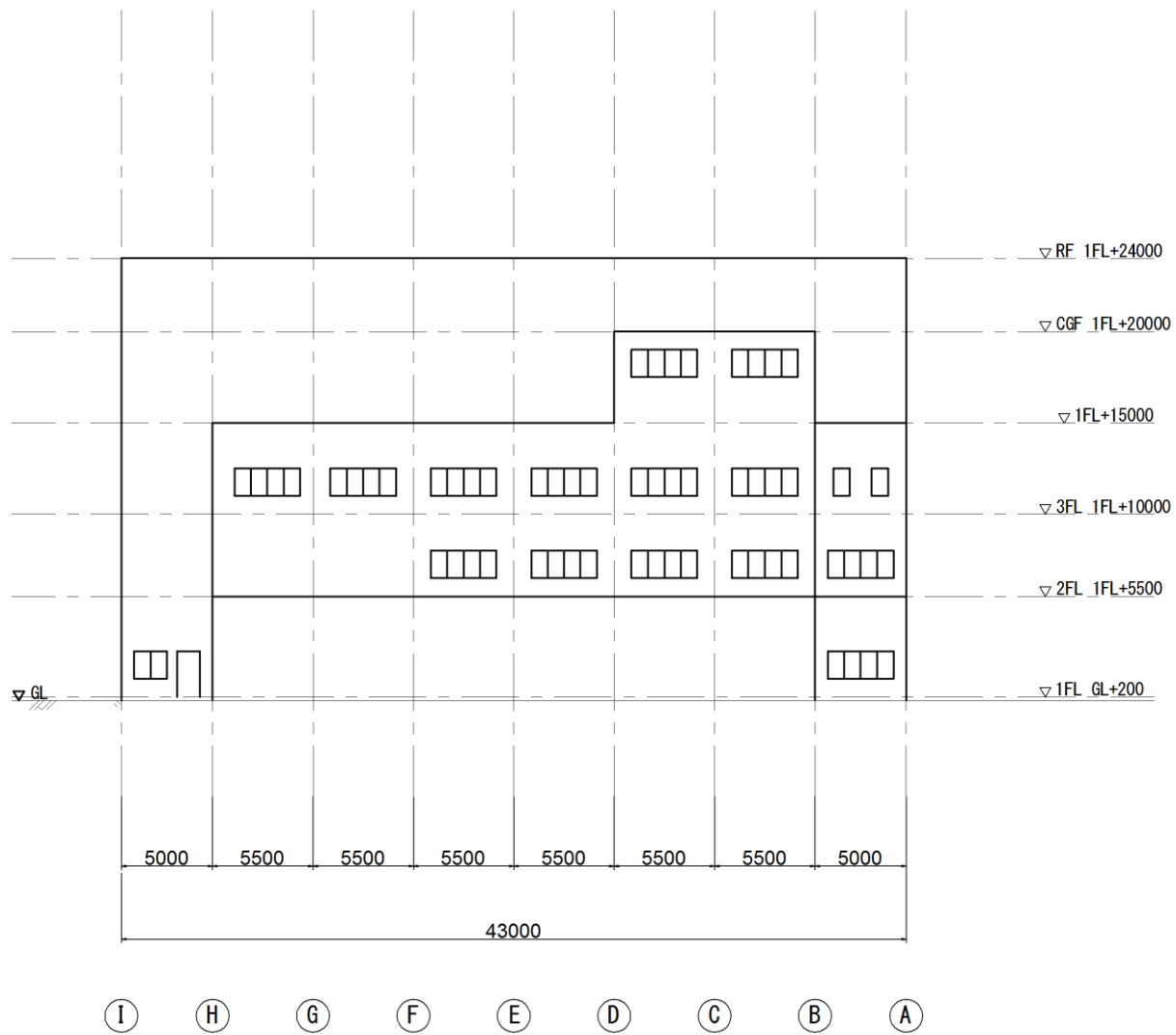


图5-6-11 北侧立面图 (案) (S = 1 : 400)

2. 搬出入車両シミュレーション

(1) 3市地域の収集地区・収集曜日の現状

3市地域の地区割数の現状を表5-6-1に、収集地区別の収集曜日の現状を表5-6-2に示します。現状においては、各市収集地区割数や収集頻度にばらつきがあり、容リプラについては、月曜日に搬入地域が集中しています。

表5-6-1 地区割数の現状

市	地区割数
小平市	2
東大和市	4
武蔵村山市	4

表5-6-2 収集地区別収集曜日の現状

市	地区割	収集週	月	火	水	木	金
小平市	A	毎週	プラ ペット				
	B	毎週			プラ ペット		
東大和市	A	プラ：第2週以外 ペット：毎週			プラ		ペット
	B	プラ：第2週以外 ペット：毎週	プラ			ペット	
	C	プラ：第2週以外 ペット：毎週	プラ		ペット		
	D	プラ：第2週以外 ペット：毎週		ペット	プラ		
武蔵村山市	A	4週に3回	プラ ペット				
	B	4週に3回				プラ ペット	
	C	4週に3回					プラ ペット
	D	4週に3回		プラ ペット			
合計 搬入地域数（地域）		プラ	4	1	3	1	1
		ペット	2	2	2	2	2

※ プラ：容リプラ、ペット：ペットボトル

(2) 搬出入車両台数

3市共同資源物処理施設の施設稼働年度である平成31年度における容リプラとペットボトルの年間量から試算した地区毎の搬入車両台数の試算結果を表5-6-3に示します。

試算条件として、搬入車両は2tパッカー車（積載容量：4m³）とし、単位体積重量は、容リプラ：0.084t/m³、ペットボトル：0.05t/m³と想定して試算しました。

これによると搬入車両は1日あたり64台程度となります。

また、搬出車両としては、10tウィング車を想定し、表5-6-4に示すとおり台数を試算しました。これによると、搬出車両台数は、容リプラは1週間あたり9台、ペットボトルは1週間あたり7台となり、共に1日あたり1～2台程度となります。

なお、施設での選別異物については、4tパッカー車（積載容量：6m³）で搬出するものとし、容リプラとペットボトルの全体量の10%程度発生するものと想定すると、搬出車両は1日あたり4台程度となります。（単位体積重量は容リプラと同程度を想定）

表5-6-3 搬入車両台数の試算値

項目	地区割	年間搬入量 (t/年)		人口※ (人)	割合	年間搬入量 (t/年)		週間搬入量 (t/週)		週間搬入車両台数 (台/週)	
		プラ	ペット			プラ	ペット	プラ	ペット	プラ	ペット
小平市	A	2,096	610	88,993	47.8%	1,003	292	19.2	5.6	58	28
	B			97,024	52.2%	1,093	318	21.0	6.1	63	31
	合計			186,017	100.0%	2,096	610	40.2	11.7	121	59
東大和市	A	850	273	19,280	22.6%	192	62	3.7	1.2	12	6
	B			22,702	26.6%	226	73	4.3	1.4	13	7
	C			16,748	19.6%	167	54	3.2	1.0	10	5
	D			26,683	31.2%	265	84	5.1	1.6	16	8
	合計			85,413	100.0%	850	273	16.3	5.2	51	26
武蔵村山市	A	683	205	16,872	23.5%	160	48	3.1	0.9	10	5
	B			16,275	22.6%	155	46	3.0	0.9	9	5
	C			15,272	21.2%	145	44	2.8	0.8	9	4
	D			23,471	32.6%	223	67	4.3	1.3	13	7
	合計			71,890	100.0%	683	205	13.2	3.9	41	21
総計		3,629	1,088	343,320	—	3,629	1,088	69.6	20.9	213	106

※ 平成26年3月1日現在

表5-6-4 搬出車両台数の試算値

項目	日量 (t/日)	成型品 比重 (t/m ³)	成型品 寸法 (m)	成型品1個 あたりの 重量 (kg/個)	1パレット あたりの 成型品重 量※1 (kg/パ レット)	1パレット あたりの 重量※2 (kg/パ レット)	1日あた り成型品 (パレッ ト) 数 (個)	1週間あ たり成型 品数※3 (個)	1車両あ たり積込 み数 (個)	1週間あ たり搬出 車両台数 (台)
容リプラ	17	0.25	W1.2×L1.2×H1.1	396	—	—	43	215	25	9
ペットボトル	7	0.2	W0.42×L0.63×H0.42	22.2	177.6	193.6	40	200	32	7

※1 4個×2段積

※2 パレット1枚：16.0kg/枚

※3 施設稼働日数は：5日/週

(3) 収集地区・収集曜日の設定

(2) を基に、搬入車両台数の平準化を考慮して収集地区・収集曜日を設定します。収集地区割については現状の体制（表 5-6-1 参照）を継続するものとし、収集頻度については、3市統一して容リプラ、ペットボトルともに週1回収集するものとして曜日設定します。収集地区・収集曜日の設定例を表 5-6-5 に示します。

これにより、搬入車両については1日あたり最少で52台、最大で69台となります。

表5-6-5 収集地区・収集曜日の設定例

項目		地区割	収集週	月	火	水	木	金	
収集品目	小平市	A	毎週	ペット			プラ		
		B	毎週		プラ			ペット	
	東大和市	A	毎週	プラ	ペット				
		B	毎週			プラ	ペット		
		C	毎週	プラ		ペット			
		D	毎週			ペット		プラ	
	武蔵村山市	A	毎週			ペット		プラ	
		B	毎週			ペット		プラ	
		C	毎週			プラ	ペット		
		D	毎週	プラ		ペット			
	収集車両台数 (台)	小平市	A	毎週	28	0	0	58	0
			B	毎週	0	63	0	0	31
東大和市		A	毎週	12	6	0	0	0	
		B	毎週	0	0	13	7	0	
		C	毎週	10	0	5	0	0	
		D	毎週	0	0	8	0	16	
武蔵村山市		A	毎週	0	0	5	0	10	
		B	毎週	0	0	5	0	9	
		C	毎週	0	0	9	4	0	
		D	毎週	13	0	7	0	0	
計		プラ			35	63	22	58	35
		ペット			28	6	30	11	31
		合計			63	69	52	69	66

第7節 建設・運営計画

1. 事業方式

近年、地方自治体財政の悪化を背景として、公共事業に対するコスト削減の要請が益々強まっています。

そのような中、従来からの事業手法である、行政自らが施設の設計・建設、維持管理・運営、資金調達に当たる公設公営方式に代わって、民間の有する資本やノウハウを活用し、より効率的・効果的に公共事業を実施することを目指して、PFI (Private - Finance - Initiative) 手法を代表とするPPP (Public - Private - Partnership) 手法が導入されるようになってきています。

しかしながら、3市共同資源物処理施設の整備事業は、行政が中・長期的に安定的に責任を持ってごみ処理を継続していくため、施設の所有者は建設期間中、運営期間中ともに公共であることを基本としています。

事業手法のうち、基本条件を満たした方式は、公設公営方式、公設民営方式、DBO (Design-Build-Operate) 方式ですが、以下の理由により、3市共同資源物処理施設の整備事業は、公設+長期包括運営委託方式を基本として事業を進めるものとします。

- ①DBO方式に比べ行政側の意向を施設の設計に十分に反映させることができること。
- ②長期包括方式による運営管理委託を行うことで、DBO方式との経費的な差は大きくなり、公設公営方式に比べ経費削減が見込めること。
- ③DBO方式では、工事発注までに長期間を要するため、前節で示したスケジュールでの施設整備（平成31年度稼働）が非常に困難となるのに対し、長期包括的運営委託方式であれば、次節に示している事業スケジュール（案）のとおり、運営事業者の選定は建設工事期間中に行えるため、工事発注までの期間を大幅に短縮でき、最短での施設整備が可能であること。

なお、事業方式の一般的な比較は表5-7-1のとおりです。

表5-7-1 事業手法の比較

事業手法		生活環境影響調査	施設所有者		資金調達	設計・建設	運転・維持管理	施設撤去	内容		
			建設時	運営時							
PPP手法	PFI手法	BOO方式 (Build Own Operate)	民間	民間	民間	民間	民間	民間	○民間事業者がPFI事業契約等により、施設等を建設し、維持・管理及び運転を行い、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する等の事業方式です。 ○施設の所有権は一切公共に移転しない、「民設民営型」のPFI手法です。		
		BOT方式 (Build Operate Transfer)	民間	民間	民間	民間	民間	民間	公共	○民間事業者がPFI事業契約等により、施設等を建設し、維持・管理及び運転を行い、事業終了後に市に施設の所有権を移転する事業方式です。 ○施設の譲渡は有償又は無償で行われます。 ○事業期間中の施設所有は、民間事業者であり、「民設民営型」のPFI手法です。	
		BTO方式 (Build Transfer Operate)	民間	民間	公共	民間	民間	民間	民間	公共	○民間事業者がPFI事業契約等により、施設等を建設し、施設完成直後に市に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運転を行う事業方式です。 ○施設の運営は、民間事業者が中心となって行います。
		DBO方式 (Design Build Operate)	公共	公共	公共	公共	民間	民間	民間	公共	○民間事業者が施設の設計・施工を工事請負契約等により一括して行い、民間事業者が維持管理及び運転を委託契約等により行う方式です。 ○資金の調達は公共が行います。
	長期運営委託方式 (公設民営方式)	公共	公共	公共	公共	公共	民間	民間	公共	○施設整備は従来どおり公共が発注します。 ○施設完成時に、運営を行う事業者を募集し、運営(運転管理、補修・点検等)を一体的、長期包括的に行わせる手法です。	
民間企業等への処理委託		民間	民間	民間	民間	民間	民間	民間	民間	○施設を保有する民間事業者に廃棄物処理委託を行います。 ○循環型社会形成推進交付金制度を活用した施設整備ができないため、処理コストが割高になる可能性があります。	
直営 (公設公営、又は公設公営民間委託)		公共	公共	公共	公共	公共	公共 (民間)	公共	公共	○従来型の公設事業です。 ○建設は性能発注で行い、運転管理は公共自ら行うか(公営)、別途発注します(公営民間委託)。	

2. 周辺環境対策

施設は、東大和市暫定リサイクル施設用地に建設する計画です。施設の建設にあたっては、周辺環境と調和した施設整備に努めるものとします。

また、環境負荷の低減、地球温暖化対策を行い、下記のとおり周辺環境に配慮した施設計画を実施します。

(1) 敷地内緑化、屋上緑化

敷地境内地上部の緑化に加えて、屋上緑化やデザインに配慮することで、周辺環境に溶け込みやすい違和感のない清潔な施設とします。

(2) 自然エネルギーの活用

敷地内や屋上及び壁面を活用して、太陽光発電パネルを設置するなど、自然エネルギーの活用を図ります。

(3) 消費電力の低減

施設に設置する各機器は可能な限り省電力型のものを採用することにより、施設内での電力消費を最小限とします。また、大型の窓やトップライトを設けることにより積極的に自然光を取り入れ、照明用電力消費の低減を図ります。

(4) 操業に伴う騒音・振動・光害対策

資源物の受入や資源物の選別・圧縮・梱包、搬出作業は全て施設内で行い、施設内の機密性を保ち、施設外への影響を防止するよう計画します。これによりラインの稼働による騒音を防止し、フォークリフトなどの作業車両の騒音やライト光の拡散も防止します。

また、振動を発生させる恐れのある圧縮機は、堅牢な基礎に設置し振動の伝搬を抑えます。

(5) 臭気及びVOC（揮発性有機化合物）対策

施設内で発生する臭気やVOC（揮発性有機化合物）は、施設内の気密性を保ち、施設外への漏洩を防止します。また、施設内の空気を吸引することで、施設内の気圧は外部よりも低くし、臭気やVOCの外部への漏洩や飛散を防止します。プラスチック圧縮時に発生するVOCへの対策については、活性炭及び光触媒を効果的に組み合わせ、吸着や酸化分解等により、周辺環境に影響のない濃度に分解・除去し、排気します。

(6) 搬入路対策

搬入道路は、整備用地に接する市道を利用しますが、幹線道路である桜街道からの搬入車両の進入は北側からに集中することのないよう、分散化を図ります。また、敷地内の計量機的位置を建物の奥側とし、敷地内に十分な待機スペースを確保することにより、収集車両の集中による公道待機の発生を防止し、一般車両の通行を阻害しないようにします。

なお、具体的な周辺環境対策及びプラザ機能については、施設周辺地域住民との協議のうえ設定し、実施計画や実施設計に反映させることとします。

3. 財源計画

施設の建設費は、過去10年以内に竣工した類似施設（施設規模 10 t /日以上：8施設）の建設実績を参考に施設規模 t あたりの単価を設定して算出します。

類似施設の実績では、施設規模 t あたりの単価は約 24,000 千円～75,000 千円と幅があり、平均では約 46,000 千円となっています。

施設は、住宅地近傍に建設する施設であり、最新の技術の導入など環境対策の充実、及び景観に配慮した建物のデザインなどが必要となると考えられることから、建設に係る概算建設費は、平均単価に 20%の環境対策経費を考慮するものとします。

このため、概算事業費は、1,320,000 千円に設定します。

$$\begin{aligned} \text{概算建設費} &= \text{施設規模 } t \text{ あたりの平均単価} \times \text{施設規模} \times \text{環境対策経費率 (1.2)} \\ &= 46,000 \text{ 千円} \times 24t/\text{日} \times 1.2 \\ &= 1,324,800 \text{ 千円} \quad \approx 1,320,000 \text{ 千円} \end{aligned}$$

施設の建設工事を循環型社会形成推進交付金の交付金対象事業とした財源内訳率を表 5-7-2 のとおり想定します。

表5-7-2 財源内訳率

総事業費		
交付対象事業費		交付対象外事業費
交付金：1 / 3	起債充当率：90%	起債充当率：75%

表 5-7-2 に示す財源内訳率と前段で設定した概算建設費を基に、財源内訳を試算した結果を表 5-7-3 に示します。

なお、算定条件は以下のとおり設定しました。

- ・ 交付対象事業費：事業費の 95%
- ・ 交付対象外事業費：事業費の 5%

表5-7-3 財源内訳

区分		金額 (千円)	備考	
3 市 共 同 資 源 物 処 理 施 設	交付対象事業費	1,254,000	① = ③ × 0.95	
	交付対象外事業費	66,000	② = ③ × 0.05	
	事業費合計	1,320,000	③ = ① + ②	
	財 源 内 訳	交付金	418,000	④ = ① × 1/3
		起債	801,900	⑤ = (① - ④) × 0.90 + ② × 0.75
		一般財源	100,100	⑥ = ③ - ④ - ⑤

第8節 施設整備に伴う調査等

3市共同資源物処理施設の整備にあたって必要となる調査等の項目と概要を表5-8-1に示します。

表5-8-1 施設整備に伴う調査等

項目	概要
地域計画の作成	循環型社会形成推進交付金制度を活用して施設を整備するため、施設の整備とそれに関連した計画支援事業のほか、発生抑制、再使用の推進及び処理体制の構築、変更に関する事項等について定めます。
生活環境影響調査	施設の建設、稼働が周辺地域の生活環境に及ぼす影響を調査、予測・評価します。
施設整備実施計画の作成	施設整備実施計画は、計画施設の基本計画に定められた内容を実現するため作成する計画で、関係法令を整理し、施工計画や財政計画など、施設建設に係る必要な内容を具体化します。
測量・地質調査	計画及び設計の基礎資料とするため、施設建設用地において地質調査と測量を行います。
地歴調査・土壌調査	施設建設用地とその周辺の土地についての土地利用の履歴を調べ、土壌汚染など利用を規制する要因の可能性を調査します。必要により、土壌汚染の有無について調査します。
工事発注準備	施設の基本仕様を定めた見積仕様書を作成し、それに基づき見積設計図書の引合いを行います。また、提出された見積設計図書について技術評価を行い、発注仕様書を作成します。 総合評価落札方式の場合は、委員会組織を発足し、募集要件や評価基準等を設定して落札者を決定します。
長期包括的運営事業適用可能性調査	施設の運営管理における長期包括的運営事業の適用可能性について、先行事例調査、民間企業へのマーケットサウンディング（市場調査）等により検討し、本事業を導入する場合の事業の枠組み（委託期間、リスク分担等）を検討します。
長期包括的運営事業発注支援	施設の運営管理に関する要求水準書の作成、公募手続き、事業者審査、事業契約に関する一連の事務を行いません。
設計・施工監理	施設の建設工事について、請負者が作成する実施設計図書を審査し、必要な助言を行うとともに、施工承諾図書の審査とこれを基にした施工状況、工事の進捗状況等を監理します。

第9節 事業スケジュール

施設に係る事業スケジュール（案）を表 5-9-1 に示します。

表5-9-1 事業スケジュール (案)

項目	年月	平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度																				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
調査・計画業務関連	1. 地域計画作成				■	■	■	■	■	■																											
	2. 生活環境影響調査							■	■	■	■	■	■	■	■																						
	3. 施設整備実施計画作成							■	■	■	■	■																									
	4. 測量・地質調査							■	■	■																											
	5. 地歴調査・土壌調査							■	■	■	■																										
	6. 工事発注準備																																				
	見積仕様書作成								■	■	■	■	■																								
	見積設計図書引き合い										■	■																									
	技術評価										■	■																									
	発注仕様書作成											■	■																								
	7. 長期包括的運営事業適用可能性調査														■	■																					
	8. 長期包括的運営事業発注支援																																				
	要求水準書及び入札説明書等一式の作成															■	■	■	■	■	■	■	■	■													
	入札公告																				■	■															
	質問受付・回答等																				■	■															
	提案書受付																					■	■	■	■												
提案図書審査																						■	■	■													
落札候補者の決定																							■														
契約協議																																		■	■		
9. 設計・施工監理																■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
建設工事関連	10. 施設工事入札事務															■	■																				
	11. 仮契約・本契約																				■	■															
	12. 設計期間																■	■	■	■	■	■	■	■													
	13. 新施設建設工事																																				
	14. 施設稼働																																				

※ 土壌調査の結果、土壌汚染の疑いがなかったものと想定して作成している。(土壌汚染の疑いがある場合、詳細調査が必要となる。)